

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	適正な行政管理の実施				番号	①	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	行政管理実施費	行政管理の実施に必要な経費			139,042				184,365			
	一般	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政管理の実施に必要な経費			54,985				62,883			
	小 計				一般会計		194,027				247,248			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		194,027				247,248			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 1：適正な行政管理の実施
担当部局・課室名	行政管理局企画調整課、管理官室（独立行政法人評価総括担当）
作成責任者名	行政管理局企画調整課長 西澤 能之
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 1 適正な行政管理の実施

第 1 部 政策の全体像と取組状況

政策1:適正な行政管理の実施

<政策目的>

- (1)国民のニーズに的確に対応する効率的で質の高い行政運営の実現
- (2)公正・透明で信頼される行政運営の実現

行政管理局の取組

①行政機関等に共通する基本的な法制度の適正運用の確保

行政手続法、行政不服審査法、情報公開法等の共通法制を所管し、適正に運用。また、将来を見据えた調査研究を実施

所管法令・制度に関する各種指針の策定・改定、ガイドライン等の整備

公的機関の職員向け研修の実施

国民向けの答申・判決・裁決のデータベースを提供

全国各地に
情報公開・行政手続制度案内所を設置

AIの利活用等を見据えた
調査研究の実施

国際会議への出席等を通じた
情報発信・収集

②独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用の確保

独立行政法人通則法の所管や独立行政法人評価制度委員会の運営を通じ、独立行政法人制度の運用実態を把握・検証し、法人共通の課題の解決やDXを支援

独立行政法人の新設・改廃・
業務追加等の審査

独立行政法人評価制度委員会による
点検・審議

独立行政法人シンポジウムの
開催・情報発信

独立行政法人のDXの推進
(目標設定を通じた業務改善・DXの促進、データベース整備)

独立行政法人評価制度委員会における
業務運営改善取組事例の共有

③行政運営の変革の推進

行政運営の効率化や質の向上に向けた変革(DX・業務改革等)を推進。各府省/府省横断のDX・業務改革への参画・後押しを通じて知見を集積し提供

公的機関の職員向け研修・
ワークショップの開催

地方自治体への人材派遣・育成

ポータルサイトを通じた
改革ノウハウの情報発信・蓄積

DX・業務改革
プロジェクトの支援

国際機関との共同イベント開催等を通じた
情報発信・収集

①行政機関等に共通する基本的な法制度の適正運用の確保

ミッション

- 国民と行政をつなぐ、行政機関等に共通する基本的な法制度を所管
⇒ 行政の公正性の確保・透明性の向上、国民の権利利益の保護・救済を通じ、**行政に対する国民の信頼を確保**

所管法令

行政手続法

行政庁が行う処分や行政指導、命令等を定める手続に関し、共通する事項を規定

行政不服審査法

行政庁の処分に不服がある場合に、裁判によらない簡易迅速・公正な救済手続として、行政庁への不服申立て手続を規定

情報公開法

行政機関・独法等が保有する行政文書等に対する開示請求権やその手続を規定(個人情報等を除き原則開示)

上記の他、特定非常災害特措法、国家行政組織法の一部を所管

行政管理局の取組

適正な運用の確保

- 公的機関(国の機関・自治体・独法等)に向けた研修・説明会等の実施(令和6年度実績:34回)
- 各種ガイドラインの整備



行政機関による対応の円滑化

- 情報公開手続デジタル化の推進
- 答申や判決・裁決を閲覧可能なデータベースの提供

国民に対する情報提供の充実

- 所管法に基づく手続を解説したパンフレットを公開
- 全国各地に情報公開・行政手続制度案内所を設置し、制度案内を実施



国際機関等との連携

OECDや国際行政学会などの国際会議へ出席・ベストプラクティスの共有等を通じて、日本の行政に関して情報発信・海外の情報を収集

デジタル技術の発展への対応

- 行政におけるAIの更なる利活用を前提に、行政通則法の観点から、法的課題を継続的に検討
- 各府省におけるパブリックコメント業務のAIを用いた効率化に参画

②独立行政法人制度の適正かつ円滑な運用の確保

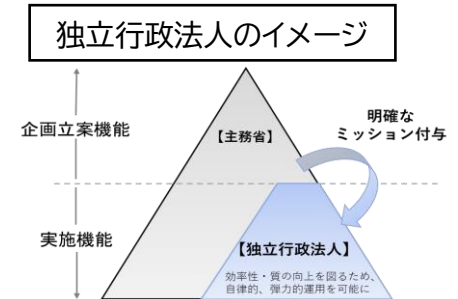
ミッション

- 独立行政法人制度を所管するとともに、独立行政法人評価制度委員会を運営
⇒人口減少下にあっても、**国民に対して独立行政法人が提供する行政サービスを維持・強化**

独立行政法人制度

- 政策の企画立案部門と実施部門を分離し、**実施部門に独立の法人格と運営裁量を付与**
- 主務大臣が独立行政法人を通じた政策実施サイクルに一貫して責任を持つ仕組み(評価制度※)の下、独立行政法人の政策実施機能の最大化を図る。**

※主務大臣が独立行政法人の目標を策定・指示し、当該法人は目標達成のための計画を策定し業務を運営。また、主務大臣は目標に照らして当該法人の業績を評価し、評価結果を当該法人の組織・事業の見直し、国の政策への反映に活用



行政管理局の取組

①制度の適正な運用の確保

各種指針・ガイドライン等の策定

各大臣が行う法人の目標策定や業績評価についての指針、会計基準、ガイドライン等を策定

独立行政法人の新設・改廃・業務追加等の審査

②評価制度を通じた政策実施機能の最大化

独立行政法人評価制度委員会の運営

(令和6年度実績:4回開催)

- 各大臣が行う法人の目標策定や業績評価、目標期間終了時の業務及び組織の見直しについて調査・審議
- 法人の業務運営の改善に関する先進的な取組の事例等を共有

独立行政法人のDXの推進

- DXの取組を法人の目標として位置付け、実効的な取組を促進
- 法人の活動を「見える化」するためのデータベースを開発・運用

③取組事例等の情報共有・発信

独立行政法人シンポジウム

法人の業務運営の改善に関する先進的な取組を積極的に発信・共有
(令和6年度実績:約200名参加)



③行政運営の変革の推進

ミッション

- 人口減少等の社会の急速な変化に対応するため、改革ノウハウを提供し、行政運営の変革に必要なスキルを高めることで、政府全体の行政運営の変革を推進

行政運営の変革に必要なスキル

個別業務に関する知識

+

デジタル技術を業務に活用する能力

課題発見と解決を図る能力
(改革ノウハウ)

行政管理局の取組

事例・レポートの収集とナレッジ化

変革に関する国内外の実践事例やレポート等について情報収集・調査研究を行い、行政実務に即した形で整理

<例>

- 組織改革の事例・ナレッジ 組織目標の策定、組織開発、人材開発 等
- サービス改革の事例・ナレッジ 手続オンライン化、窓口改革、ワンストップ化 等
- 業務改革の事例・ナレッジ 内部業務の効率化、府省共通業務改革 等

国際機関との連携

OECD行政イノベーション研究所(OPSI)と連携し、ワークショップ・シンポジウム等の共同イベントを実施し、得られた知見を活用



変革プロジェクトの実践とナレッジ化

各プロジェクトにおける成功要因・失敗要因等を分析・蓄積し、公的機関が活用しやすい形でナレッジ化

研修・人材育成

- 公的機関(国の機関・自治体・独法等)の職員向けに、DXやその前提となる課題整理、業務の見直し等に関する手法について、研修・ワークショップを開催(令和6年度実績:825名受講)
- DX先進自治体へ人材を派遣・育成



情報ポータル

収集・整理した改革ノウハウを、Webサイトでの公開等により公的機関向けに提供

プロジェクト支援

- 変革を行おうとしている府省とともに変革プロジェクトを立ち上げ、様々な手法を用いながら実践することで、各府省の変革を支援(例:府省横断の「法制執務コミュニティ」の運営)
- 行政評価局、管区行政評価局等と連携し、地方支分部局における変革を推進



本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

● 予算事業名および行政事業レビューシートURL

予算事業名	行政事業レビューシートURL
調査法制事業	https://rssystem.go.jp/project/888f057f-272d-45e0-a9d8-df5c3c267629
行政管理運営事業	https://rssystem.go.jp/project/8cda3fef-7f0e-4f37-8ff8-6b0e1f1bc49e
業務改革推進事業	https://rssystem.go.jp/project/4af87080-4a1e-4c3b-a3a5-82c29b0caf43
行政の管理に係る国際機関等との連絡調整事務	https://rssystem.go.jp/project/e224f24c-49c4-41c7-ab31-378fb0c95995

● 参考資料

審議会・研究会名	掲載ページURL
独立行政法人評価制度委員会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/dokuritugyousei/index.html
行政通則法的観点からのAI利活用調査研究会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/gyousei_tsusokuho_ai/index.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 1 適正な行政管理の実施

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

<独立行政法人におけるデータ利活用の推進>

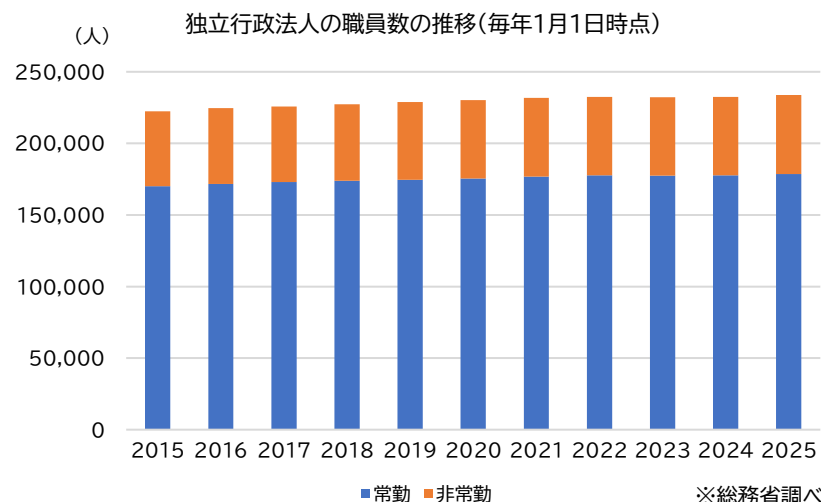
独立行政法人におけるデータ利活用の推進(目的・背景)

施策の目的

- 独立行政法人及び法人を所管する府省庁(以下「主務省」という。)におけるデータの利活用を推進することにより、法人及び主務省が法人の活動を表す指標(定量、定性)をより適切に把握・評価できるようにし、政策課題が多様化・複雑化する人口減少下においても政策実施機能の最大化を図る。

施策の背景

- 法人の職員数は、現行制度となった2015年以降、常勤職員は17万人台、非常勤職員は5万人台で概ね横ばい
- 一方で、我が国の総人口は2070年に現在の約7割に減少し、65歳以上が人口の約4割を占めると予測されており、生産年齢人口についても、2050年には5,257万人と2021年から29.2%減少することが見込まれているため、今後は業務遂行に必要な職員数が確保できない可能性がある。
- 加えて、政策課題の多様化・複雑化により、法人への業務追加が相次いでいる。



重点分野選定理由

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、「各府省庁は、人口減少下にあっても国民に対する行政サービスを維持・強化する観点から、各所管行政分野におけるDXにこれまで以上に積極的に取り組む必要がある」とされているところ、法人もDXにより経営・サービスの質を維持・強化する必要がある。
- 本格的な人口減少社会が既に到来しており、可及的速やかに行政サービスの持続可能性を確保することから、同閣議決定において、今後5年間を「集中取組期間」とし、行政管理局は法人のDXの取組に関する実務協力をするところとされている。
- DXの取組には、デジタル技術に加えて、法人が保有するデータの利活用が不可欠なため、重点分野に選定

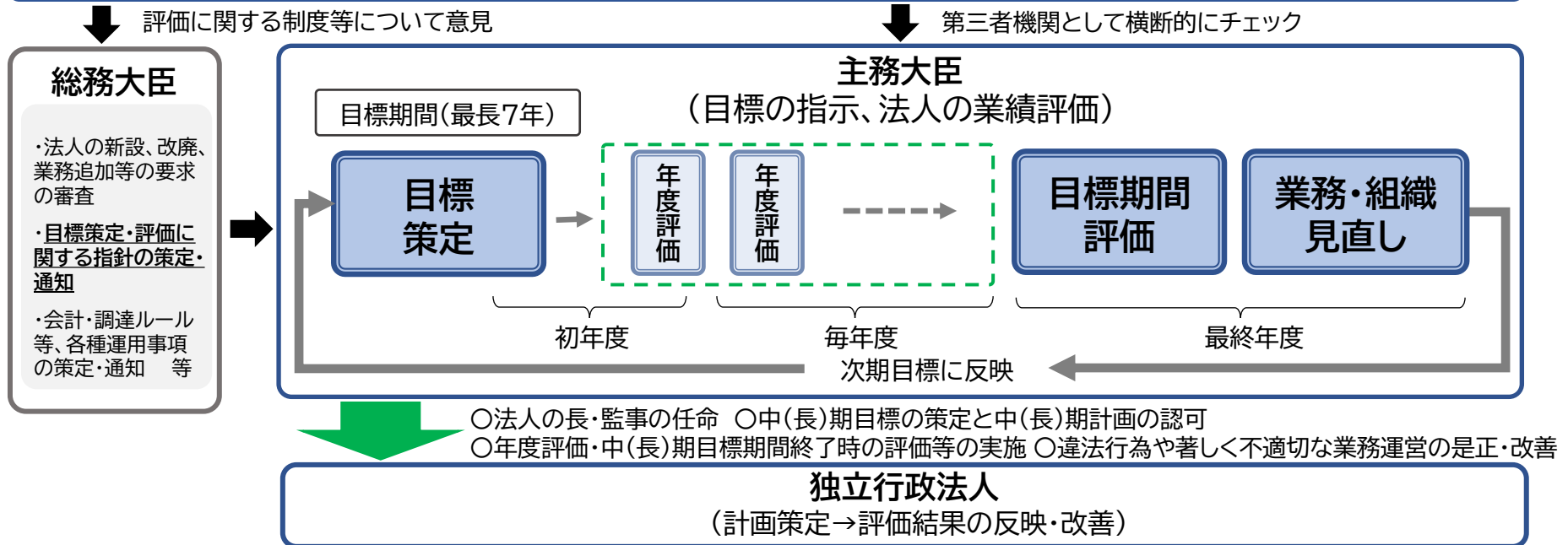
独立行政法人におけるデータ利活用の推進(制度概要・これまでの取組)

独立行政法人評価制度概要

- ◆ 独立行政法人制度は、主務大臣が独法の「目標」を策定し、その下で各独法の責任により業務を実施する仕組み。主務大臣は、法人の業績を「評価」して、業務等の見直しや次期目標に反映

独立行政法人評価制度委員会

- 主務大臣が行う法人の評価や目標期間終了時の業務及び組織の見直し、中(長)期目標案に係る調査審議
- 総務大臣が定める、法人の目標策定及び評価に関する指針に係る調査審議



これまでの取組

- 総務省は独立行政法人制度を所管する立場から、以下の取組を実施
 - 各主務大臣が行う法人の目標策定や業績評価に関する政府統一的な指針を策定し、できる限り財務情報、統計情報等に基づく客観的に検証可能な定量的データを用いて目標を設定する等、目標管理の観点から法人におけるデータ利活用を推進(H26～)
 - 独立行政法人評価制度委員会において、各主務大臣が行う法人の目標策定、業務・組織見直し及び業績評価に関する調査審議を通じて、データ利活用を法人の目標に盛り込むべき事項として提案(H27～)
 - 法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書を提示し、主務大臣及び法人にDXの推進を促す。(R4～)
 - 独立行政法人評価制度委員会を通じて、法人におけるデータ利活用の事例を紹介し、主務省及び法人へ周知(R4.12.15)

独立行政法人におけるデータ利活用の推進(効果発現経路)

効果発現経路

アクティビティ

独立行政法人評価制度を通じた法人の次期中(長)期目標策定への関与

- ・目標策定及び評価に関する政府統一的な指針の策定(H26～)
- ・独立行政法人評価制度委員会による、主務大臣の目標策定、業績評価、業務見直し等の点検(H27～)

【実績:具体的にデータ利活用を提言した見直し対象法人数】

R6:3/7法人、R5:2/13法人、
R4:3/24法人、R3:2/14法人、
R2:3/26法人

※R3まで法人共通の留意事項として、データ利活用や連携について毎年委員会決定により提言

R4以降は下記文書で提言

- ・法人の業務管理及び内部管理の共通的な方向性を示す基本的な文書の提示(R4～)

法人及び主務省におけるデータ利活用の取組事例の収集・横展開

- ・法人及び主務省における財務データの活用事例に関する調査結果報告(R4.12.5)

アウトプット

主務大臣が、法人の目標にデータ利活用について記載
※データ利活用について目標に記載した見直し法人数
R6:7/7法人
R5:8/13法人
R4:15/24法人
R3:8/14法人
R2:22/26法人
<目標値>
R7:全法人

短期 アウトカム

法人におけるデータ利活用の取組が進展
※法人のデータ利活用の取組に関する評価により把握

法人及び主務省による、データに基づく評価活動が進展

※企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析を実施した件(R2)
・主務省:32/114課室(28.1%)
・法人:28/87法人(32.2%)

※今後、データに基づく評価活動の進展状況を、
・目標・計画(予算)と実績(決算)の差異の要因分析
・財務分析
・指標の経年、セグメント・施設別又は類似団体との比較分析
等のデータ分析により評価を行った評価項目数の割合等により把握

中期 アウトカム

データに基づく評価結果を踏まえた、法人の

- ・業務状況の可視化
- ・業務の効率化
- ・日々の業務改善、事後検証、事業予測の精度向上
- ・目標・計画策定の根拠の明確化

データドリブンな法人運営が定着
※法人のデータ利活用の取組に関する評価により把握

長期 アウトカム

法人の政策実施機能の最大化
※法人の総合評定により把握

独立行政法人におけるデータ利活用の推進(課題)

これまでの取組を踏まえた課題

- これまでの行政管理局の取組は情報提供に留まっており、法人におけるデータ利活用の課題を直接解消する施策は実施できていない。
 - ・ 令和2年度の主務大臣評価又は自己評価において、「企業会計的手法による財務分析、経年比較による趨勢分析等の財務分析」を実施した主務省は約3割・法人は約4割に留まっている(独立行政法人制度改正フォローアップ調査結果(令和4年2月)) など、法人におけるデータ利活用は低調
- 法人におけるデータ利活用のうち、評価に用いるデータの利活用については、以下の課題が考えられる。
 - ・ 主務大臣が法人の評価に使用する評価書には、法人の主要な業務実績を記載することとしているが、フォーマットが罫線で区切られているWordファイルのため、評価データの機械可読性が低く、法人や主務省が実施する、法人業務の現状分析や経年比較に支障が生じている。
 - ・ 法人における自己評価のためのデータ算出や書類作成等がローカルファイル更新等のアナログな方法で行われているため、作業負担が大きく、ヒューマンエラーも生じている。



- 法人や主務省が必要なデータを適切に管理・整理して、経年比較等の活用が可能な基盤システムを整備することで、法人のデータ利活用に向けた作業負担を軽減し、法人におけるデータ利活用を推進する必要がある。
- 法人のデータの作成・評価は法令等に基づく全法人に共通する業務であるため、上記のような基盤システムは、各主務省や各法人ではなく、独立行政法人制度を所管する総務省が直接提供することが最も効率的かつ効果的

独立行政法人におけるデータ利活用の推進(今後の方向性・ステップ)

今後の取組の方向性

○ これまでの取組に加え、法人におけるデータ利活用を推進するため、必要なデータの整理・最適なデータ処理方法の検討等の調査研究を行うとともに、その結果を踏まえ、独法データ作成・分析・評価基盤システム(仮称)を構築する。

⇒ 法人、主務省において、データ分析・活用が促進され、法人の活動を表す指標を的確に捉えて自らの活動の状況を適切に評価し、サービスの質を維持・向上させるための業務改善、DX推進が図られ、国民がより質の高いサービスを受けられるようにする。

また、法人の活動状況を国民に分かりやすく提供して国民に対する情報の透明性も向上させる。

※ なお、法人、主務省におけるデータや書類の作成・整理に係る業務負担を削減し、法人の業務の質の向上に向けた検討に注力できるようにしつつ、エラー発生リスクも低減

今後のステップ(想定)

独法データ作成・分析・評価基盤システム(仮称)の構築(R7~9)

基盤システムを活用したデータベース整備・データ分析

政策目標の達成

業務要件の整理
・運営状況の把握
・分析に必要なデータの整理
・最適なデータ処理方法の検討

要件定義
PoC
プロトタイプ作成

α版の設計・開発・テスト

法人によるデータ格納

法人による
データ分析

法人による
データ利活用の
取組

主務省・
総務省による
データ分析

データに基づく
評価

データに基づく評価結果を踏まえた
法人の業務や組織運営の改善

データドリブンな法人運営が定着

法人の政策実施機能の最大化

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	行政評価等による行政制度・運営の改善				番号	②	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費			193, 499				470, 137			
	一般会計	管区行政評価局	行政評価等実施費	行政評価等の実施に必要な経費			743, 004				731, 719			
	小 計				一般会計		936, 503				1, 201, 856			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		936, 503				1, 201, 856			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等				番号	③	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方行政制度整備費	地方行政制度の整備に必要な経費			340, 713				1, 492, 531			
	小 計				一般会計		340, 713				1, 492, 531			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
				特別会計										
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		340, 713				1, 492, 531			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 3：分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等
担当部局・課室名	自治行政局行政課、市町村課、行政経営支援室、住民制度課、デジタル基盤推進室、公務員部公務員課、女性活躍・人材活用推進室、応援派遣室、給与能率推進室
作成責任者名	自治行政局行政課長 植田 昌也
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

<政策目的>

地方分権の推進、地方自治制度の企画・立案、地方行政体制の整備、地方公務員制度の整備・充実等、幅広い施策に取り組み、地方公共団体の円滑な行政運営を支援する。

【対応を迫られる環境の変化】

- 避けられない人口減少・少子高齢化
- デジタル技術の進展に伴う行政体制の見直し
- 予想される大災害（南海トラフ地震等）と多発する異常気象
- 働き方に関する考え方の変化
- など



<主な施策>

- ①地方分権の確立を目指した地方制度・地方行政体制の整備等の推進
 - ・DXの推進等を踏まえた地方自治法の改正や自治体フロントヤード改革の実施（P.3～5）
- ②市町村振興、広域連携のあり方についての調査・研究
 - ・持続可能な地方行財政のあり方に関する研究や多様な広域連携の推進（P.6～8）
- ③住民基本台帳制度や地方行革等の円滑な運用の推進
 - ・住民基本台帳制度の整備や自治体情報システムの標準化の推進（P.9～11）
- ④地方分権の担い手を支える地方公務員制度の確立や働きやすい職場環境づくり
 - ・女性活躍、男性の育児休業の推進や被災地への応急対策職員派遣制度の確立（P.12～14）

地方自治法の改正（令和6年法律第65号）

○ 第33次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」（令和5年12月21日）を踏まえ、以下の改正を行う。

1. DXの進展を踏まえた対応

(1) 情報システムの適正な利用等

<答申>

- ・これまでの地方自治を基盤としつつ、事務の種類に応じて、他の地方公共団体や国等と連携・協力し、デジタル技術を最適化された形で効果的に活用することが重要。
- ・今後、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続がますます進展する中で、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の実効性を担保することが必要。

<改正の概要>

- 地方公共団体は、事務の種類・内容に応じ、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力し、その利用の最適化を図るよう努めることとする。
- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保の方針を定め、必要な措置を講じることとする。総務大臣は、当該方針の策定等について指針を示すこととする。

(2) 公金の収納事務のデジタル化

<答申>

- ・地方税の電子納付等に活用されているeLTAXにおいて、統一QRコードの導入により、納付手段のキャッシュレス化が促進されるとともに、電子的に納付情報が送付されることにより地方公共団体・金融機関の事務が効率化。
- ・こうした取組は、フロントヤード・バックヤードのデジタル化に資するものであり、公金の納付に幅広く活用できるようにすべき。

<改正の概要>

- eLTAXを用いて納付するものとして地方公共団体の長が指定する地方税以外の公金の収納事務を、地方税共同機構に行わせるものとする。

2. 地域の多様な主体の連携及び協働の推進

<答申>

- ・人口減少等により経営資源が制約される中で住民の暮らしを支えていくため、市町村と地域の多様な主体の連携・協働が重要。
- ・地域の多様な主体と連携・協働して地域課題の解決に取り組む主体の位置付けについて、法律上、市町村の判断で明確化することを可能にすべき。

<改正の概要>

- 市町村は、地域の多様な主体と協力して住民の福祉の増進を図る。
- 地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村長が指定できることとする。
 - ・ 指定要件（民主的な運営等）は具体的な内容を条例で定める
 - ・ 市町村が、団体への支援、団体の求めに応じた調整等を行う
 - ・ 団体に対して行政財産の貸付、随意契約による関連する事務の委託が可能

3.大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

<答申>

・新型コロナ対応に際しての国と地方の役割分担等の課題を踏まえ、現行の国と地方の関係等の一般ルールを尊重しつつ、大規模な災害・感染症のまん延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方の関係等の特例を設ける必要。

<改正の概要>

・答申で示された内容に基づき、現行の国と地方の関係等の章とは別に新たな章を設け、以下のとおり特例を規定。

① 国による地方公共団体への資料又は意見の提出の求め

- 国は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることを可能とする。

【場合】・事態対処の基本方針の検討や国が講ずる措置のため等にも拡大

【対象】・上記のため、国が地方に意見を求めることも可能に

<地方制度調査会で議論された事例>

・ダイヤモンド・プリンセス号対応(R2.2)では、患者の移送について広域的な対応を要する事態が生じ、国が役割を果たしたが、個別法（感染症法等）上は想定されていなかった。

※ 自治法上、国から地方への指示・要求は、違法等の是正のため

② 国の地方公共団体に対する補充的な指示

- 国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

【要件】・事態の規模・態様、地域の状況等（全国規模、局所的でも被害甚大等）を勘案して、国民の生命等の保護のために特に必要な場合
・個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できる場合を除く

【手続】・あらかじめ、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出の求め等の適切な措置を講ずるよう努める
・閣議決定
・事後の国会報告

③ 都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村（保健所設置市区等）が処理する事務の処理との調整

- 国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする。

【要件】・国が、上記の調整が必要と認め、指示する場合

【内容】・都道府県の事務処理と、規模等に応じて市町村が処理する事務（保健所事務等）の処理との調整のために必要な措置

④ 地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割

- 国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とする。

【要件】・国民の生命等の保護のために必要な場合

【内容】・地方相互間の応援の要求・指示、職員派遣のあっせん

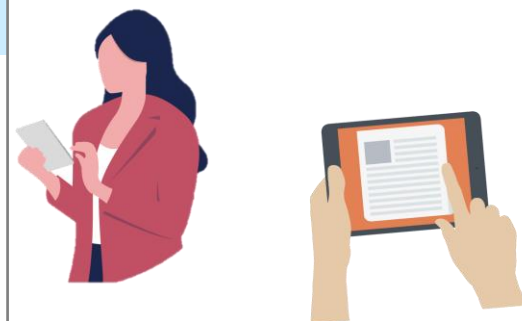
<地方制度調査会で議論された事例>

・患者数の大幅増(R2春)に伴い、個々の保健所設置市区の区域を超えた効率的な病床配分が必要な事態が生じ、国の要請で都道府県入院調整本部が設置され、保健所設置市区の区域を含め役割を果たしたが、個別法（感染症法等）上は想定されていなかった。

多くの地方公共団体において、**少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化**している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、**住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要。**

住民利便性の向上

- ・ **いつでもどこでも手続**ができる
- ・ 待ち時間なく、**すぐに手続**ができる
- ・ 同じ内容を何度も書かない。複数手続を**まとめて申請**できる
- ・ 必要な**手続・書類などに迷わず**行政サービスを利用できる



職員の業務効率化

- ・ 職員の**手続処理に係る時間を削減**できる
- ・ 窓口混雑緩和により職員の**心理的負担が軽減**できる
- ・ データ対応により**人為的ミスを抑制**、分析により**更なる業務の見直し**ができる



業務効率化により生まれた人的リソースを、企画立案業務や相談業務等にシフト
住民の希望に沿った窓口の実現など、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供

- 急速な人口減少・少子高齢化により人材不足が深刻化する中で行政サービスの提供を持続可能なものとするため、国と地方が連携して、市町村における**各事務の処理に関する課題に応じた対応方策**を検討し、これまでとは異なる**新たな視点**で運用や制度の見直しの議論を進める
- **各都道府県において見直しの議論**を行うとともに、必要なものについては、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**
⇒ 市町村が本来注力すべき事務に注力して自主性・自立性を発揮できるようにし、各地域が**個性豊かで活力に満ちた分権型社会**を実現

1. 人材不足等の状況

- 生産年齢人口はピーク時から約1,100万人（総人口比約10ポイント）減少し、既に自治体では**専門人材等の人材不足**が喫緊の課題
- **団塊ジュニア世代**（毎年約200万人出生）の**退職**によって今後は**一般行政職員を含め人材不足が深刻化**

2. 事務処理に関する課題と対応

- 対応方策は、事務を**減らす、まとめる**（水平連携・垂直補完）、**担い手を広げる**（民間活用・住民参加）、**生産性を高める**こと
- **個別の事務プロセス**まで踏み込んで、以下の**検討の視点**を参考に課題分析を行い、対応方策を検討する必要

①事務量

②事務内容

- ・事務の性質（企画立案～定型業務）
- ・国・都道府県・市町村間の事務内容の共通性

③事務処理に必要なリソース

- ・事務処理に求められる人材の専門性
- ・事務処理の難しさ、経験・知見の必要性

④その他事務処理のあり方

- ・対面や実地での事務実施の必要性
- ・事務処理に当たり踏まえるべき地域の事情・特性
- ・行政分野を超えた連携や地域の多様な主体との連携の必要性

※**デジタル技術の活用**は、事務のあり方の前提を変え得る

- **各都道府県が**、地域の状況を踏まえ、**市町村の検討を支援**
- **国**としても具体的な対応方策について**一定の選択肢**を示す
- 地方の検討状況を踏まえ、**国として制度上対応すべきもの**については、**国・都道府県・市町村の役割分担の変更等の制度見直し**

3. 公務人材の確保

- 都道府県が市町村の公務人材確保を支援するなど、更に踏み込んだ対応が必要

4. 地方議会議員のなり手不足対策

- 早急ななり手不足対策が必要。女性等が参画しやすくなる環境整備を進めるとともに、兼職のあり方等の制度的課題は引き続き検討

5. 産業・観光等の民間との連携が不可欠である分野における対応

- 産業・観光等の分野は、都道府県域を超える広域単位で多様な主体が連携した取組（**広域リージョン連携**）を推進する環境を整備

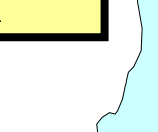
6. 税財政面での課題等

- 行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある自治体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築**に向けて取り組むことが必要

- ・**市町村優先の原則**は、今後も重要な原則
- ・事務の高度化やリソースの減少、デジタル技術の活用可能性の増大等により、各事務の精査の結果、従来とは異なる事務処理主体・手法がより適切となることもある

平成26年4月5日
1,718

4月5日
18

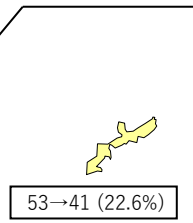


212→179 (15.6%)

凡例

$a \rightarrow b \text{ (c \%)}$

a : H11.3.31の市町村数
b : H26.4.5の市町村数
c : 減少率



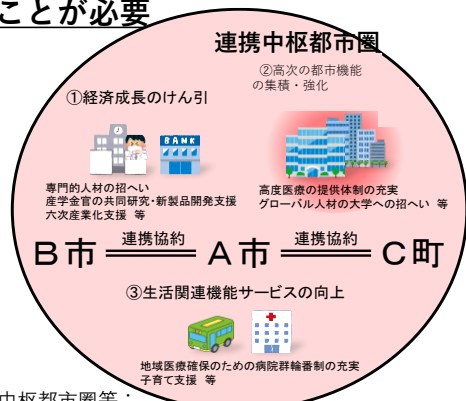
※ 現行合併特例法による合併68件を含む。

多様な広域連携の推進

- ・2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等の変化・課題に的確に対応し、持続可能な形で住民生活を支えていくためには、各地方公共団体がそれぞれの強みを活かし、資源を融通し合うなど、地域の枠を越えた連携が重要
- ・今後のインフラの老朽化や専門人材の不足の深刻化に対応するため、長期的な変化・課題の見通しを共有し、広域連携による施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用に取り組むことが効果的
- ・市町村による他の地方公共団体との連携は、地域の実情に応じ、市町村間の広域連携、都道府県による補完・支援など、多様な手法の中から、最も適したものを選択することが適当

連携中枢都市圏等

広域的な産業政策等の取組に加え、施設・インフラや専門人材の共同活用による生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも対応し、取組を深化させていくことが必要



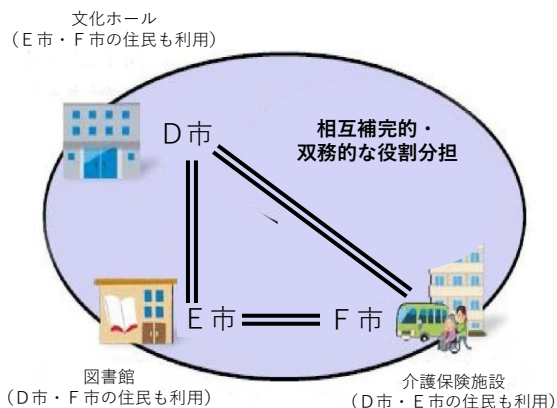
※連携中枢都市圏等：

- ・連携中枢都市圏（指定都市又は中核市かつ昼夜間人口比率おおむね1以上の市を中心とする圏域）
- ・定住自立圏（人口5万程度以上かつ昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域）

※令和7年4月1日現在、40市（38圏域）が連携中枢都市圏を形成（近隣市町村を含めた延べ市町村数：385）

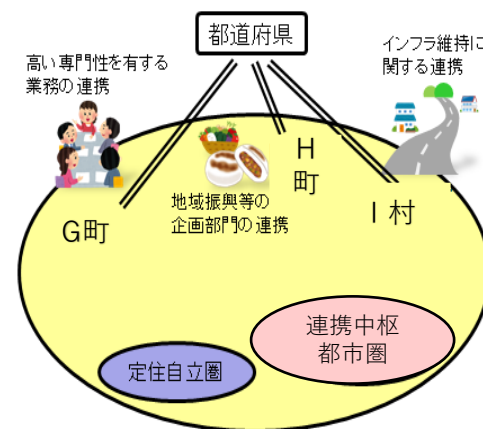
連携中枢都市圏等以外の市町村間の広域連携

核となる都市がない地域や三大都市圏においても、安定的・継続的な広域連携による生活機能の確保等の取組が必要



都道府県による市町村の補完・支援

個々の市町村の規模・能力や市町村間の広域連携の取組状況に応じて、これまで以上にきめ細やかな都道府県による補完・支援が必要



～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条～

住民に関する事務処理の基礎

- ・ 住民の居住関係の公証（閲覧や写しの交付）
- ・ 選挙人名簿の登録
- ・ 国民健康保険・介護保険・国民年金の被保険者の資格や児童手当の受給資格の確認
- ・ 学齢簿の作成
- ・ 生活保護及び予防接種に関する事務
- ・ 印鑑登録証明に関する事務

住民の住所に関する届出の簡素化

住民に関する記録の正確かつ統一的な管理

住民票の記載
基本は届出（転入、転出）
職権による記載（出生届など記載の届出）
→戸籍との連携・・・戸籍の附票

・ 住民の利便性の向上

・ 国及び地方公共団体の行政の合理化

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

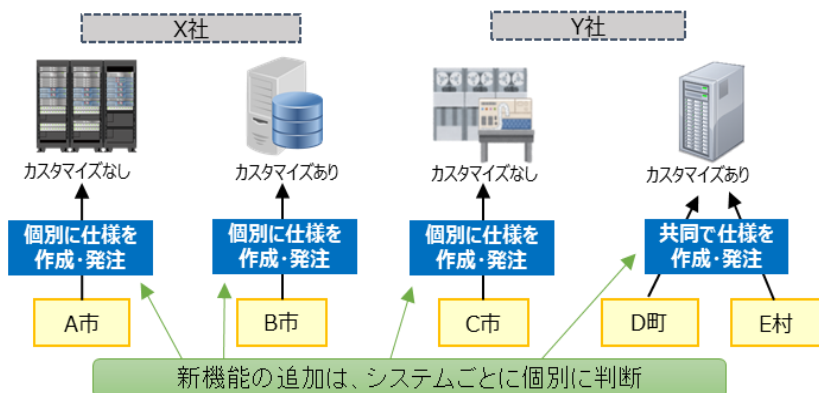
※20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

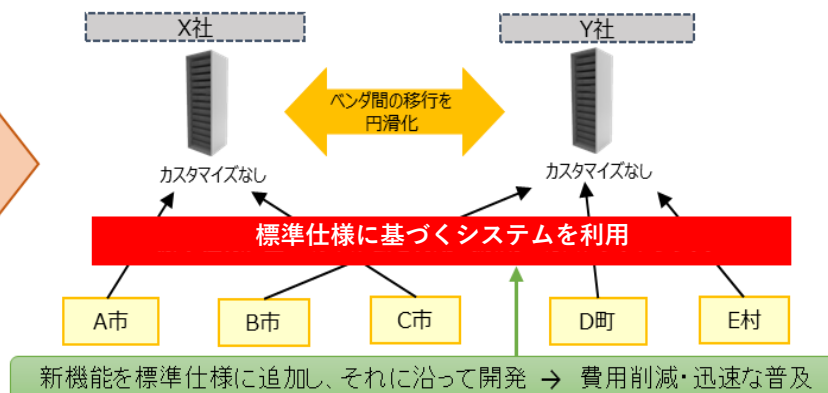
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度（2025年度）までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



- 標準化対象の20業務(※)に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、原則、令和7年度(2025年度)までに標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務(児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金)

概要

R 6 補正予算計上額：194億円
補正後 合計額：7,182億円

- 全国の自治体への移行経費の調査結果に基づき、物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、令和6年度補正予算に計上。今後、上限額等の改定を検討。

<基金の造成先> 地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

<基金の主な用途>

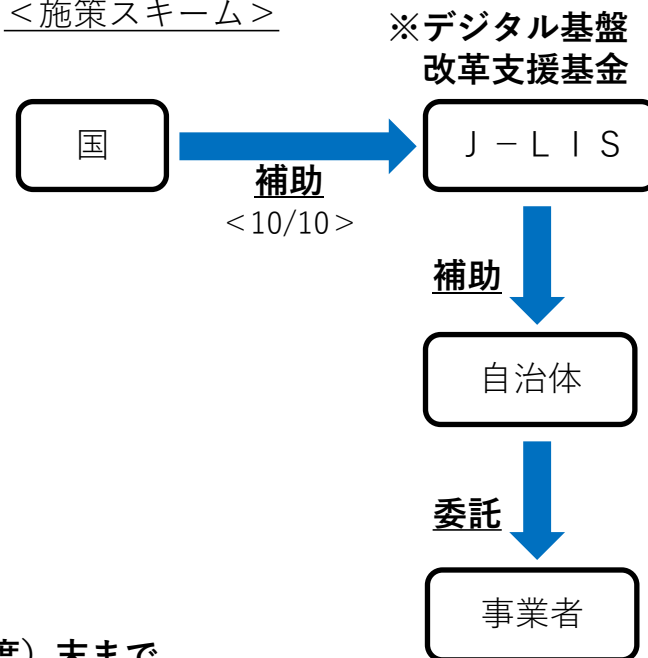
○標準準拠システムへの移行に要する経費

- ・ 標準準拠システムへの移行準備経費
(現行システム分析調査、移行計画策定等)
- ・ システム移行経費(接続、データ移行等) など

<基金の年限> 令和7年度(2025年度)まで

⇒ 5年延長し、令和12年度(2030年度)末まで

<施策スキーム>



女性地方公務員の活躍に係る成果目標等

- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）における成果目標達成のため、女性の採用・登用拡大に向けた人事管理面の工夫などが必要
- 総務省における取組は次のとおり
 - 女性活躍・働き方改革の推進に関する調査研究の実施：地方公共団体における実践的な取組手法や先進的な取組事例の周知
 - ロールモデル職員を紹介する事例集の作成
 - 女性活躍・働き方改革に関する専門家の派遣による助言や情報提供等の実施

<地方公務員における成果目標・実績>

		実績	成果目標【期限】
採用者に占める女性の割合	都道府県	40.9%（2023年度）	40%【2025年度】
	指定都市	48.2%（2023年度）	—
	市町村	—	
本庁課長相当職に占める女性の割合	都道府県	15.4%（2024.4現在）	16%【2025年度末】
	指定都市	19.9%（2024.4現在）	22%【2025年度末】
	市町村	20.4%（2024.4現在）	
本庁課長補佐相当職に占める女性の割合	都道府県	23.4%（2024.4現在）	25%【2025年度末】
	指定都市	23.2%（2024.4現在）	33%【2025年度末】
	市町村	30.5%（2024.4現在）	
本庁係長相当職に占める女性の割合	都道府県	23.3%（2024.4現在）	30%【2025年度末】
	指定都市	29.7%（2024.4現在）	40%【2025年度末】
	市町村	36.0%（2024.4現在）	
男性の育児休業取得率（一般職・一般行政部門）		64.3%（1週間以上） （2023年度）	85%（1週間以上） 【2025年】

<参考：国家公務員>

実績	成果目標【期限】
39.2% （2024.4現在）	35%以上 【毎年度】
8.3% （2024.7現在） ※本省課室長相当職	10% 【2025年度末】
15.7% （2024.7現在）	17% 【2025年度末】
29.7% （2024.7現在）	30% 【2025年度末】
79.1%（1週間以上） （2023年度）	85%（1週間以上） 【2025年】

地方公務員の男性職員 育児休業取得率・取得促進に向けた取組

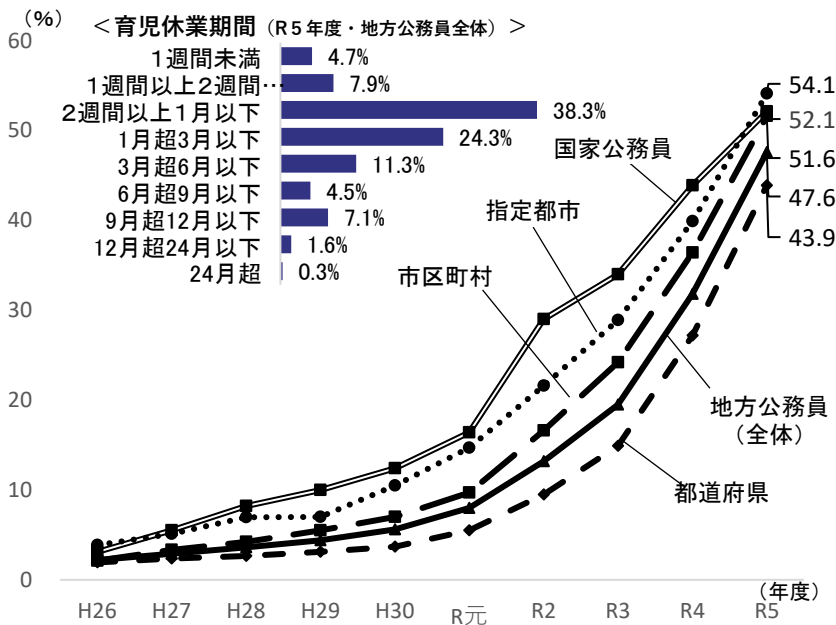
- 地方公務員の男性職員の育児休業取得率は、ここ数年大きく伸びており、令和5年度に過去最高となっている。
- 団体区分別・部門別にみると、団体区分別では都道府県で、部門別では消防部門と教育委員会で、特に低水準となっている。
- 一般行政部門の男性職員の育児休業取得率は66.4%、このうち1週間以上の取得率は64.3%となっている。前年度よりも大きく伸びているが、政府目標と比べ低水準となっている。
- 取得率が大きく上昇した団体の先進的な取組事例を情報提供するなど、地方公共団体における取得促進に向けた取組を後押ししていく。

■ 男性職員の 育児休業取得率 (令和5年度)

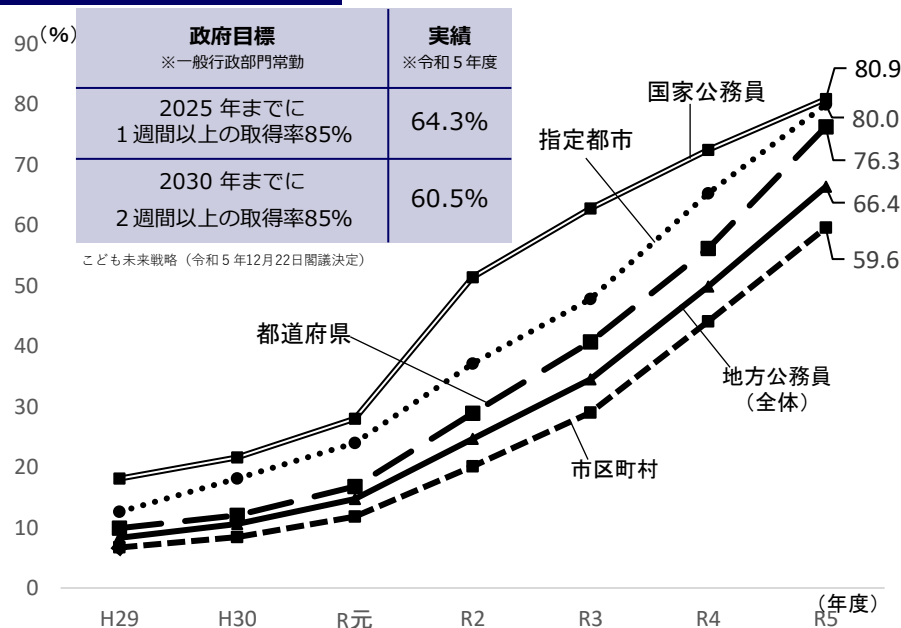
	全合計	一般行政部門	公営企業等	警察部門	消防部門	教育委員会
都道府県	43.9%	76.3%	62.4%	46.5%	60.1%	28.7%
指定都市	54.1%	80.0%	73.1%	—	41.9%	35.8%
市区町村	51.6%	59.6%	49.9%	—	25.2%	51.0%
合計	47.6%	66.4%	57.4%	46.5%	34.0%	31.2%

※「一般行政部門」について、令和4年度から従来の「首長部局等」を「一般行政部門」と「公営企業等」に区分して調査を実施したため令和3年度までは「首長部局等」の数値。
※グラフは、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」、内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」を基に総務省が作成。

■ 部門全体の推移

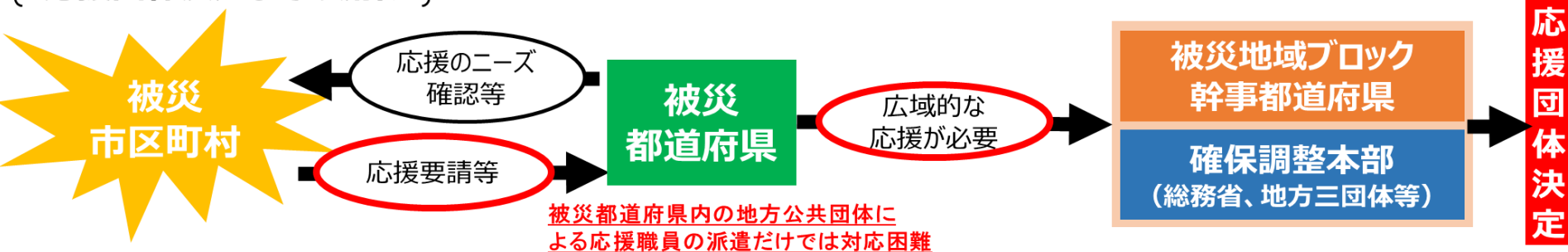


■ 一般行政部門の推移



応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）

〔 応援団体決定までの流れ 〕



（１）総括支援チームの派遣（災害マネジメント支援）

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被災市区町村の災害マネジメントを支援

※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。

＜総括支援チームの構成イメージ＞

災害マネジメント総括支援員 (GADM) ※		(1名)
災害マネジメント支援員 ※		(1～2名)
連絡調整要員		(1～2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数	： 災害マネジメント総括支援員 772名
(R7.3末現在)	災害マネジメント支援員 1,161名

（２）対口支援チームの派遣（マンパワー支援）

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

（３）応援職員の派遣実績（令和6年11月30日時点）

- 平成30年3月の応急対策職員派遣制度構築以降の派遣実績
 - ・ 総括支援チーム（延べ人数）： 4,394名
 - ・ 対口支援チーム（延べ人数）： 157,626名

本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

< 予算事業名及び行政事業レビューシートURL >

予算事業名	行政事業レビューシートURL
地方行政制度の整備に必要な経費	https://rssystem.go.jp/project/d5e72556-a806-471a-b04a-fad5528fd742
地方議会の活性化に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/26be1f54-f872-420f-9599-54a46b7dbe0e
地方独立行政法人の支援に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/9ec7cc6c-422b-4eac-a5a5-9e598fd9dee7
広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/50c698e2-b7c4-400c-b74c-a84fd4d7ce96
自治体フロントヤード改革の支援に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/f2a1d0c7-a9f6-47ee-9411-39765c68ebc4
自治体における情報システムの標準化に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/3cc8b953-46b8-4860-bb86-9cf208e1a3dd
被災地に対する応援職員の派遣に係る訓練等経費	https://rssystem.go.jp/project/83606de0-e505-4c1a-af76-00bcbce4b2a6

< 参考資料 >

審議会・研究会名	掲載ページURL
国地方係争処理委員会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/keisou/index.html
地方制度調査会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html
持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/index.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

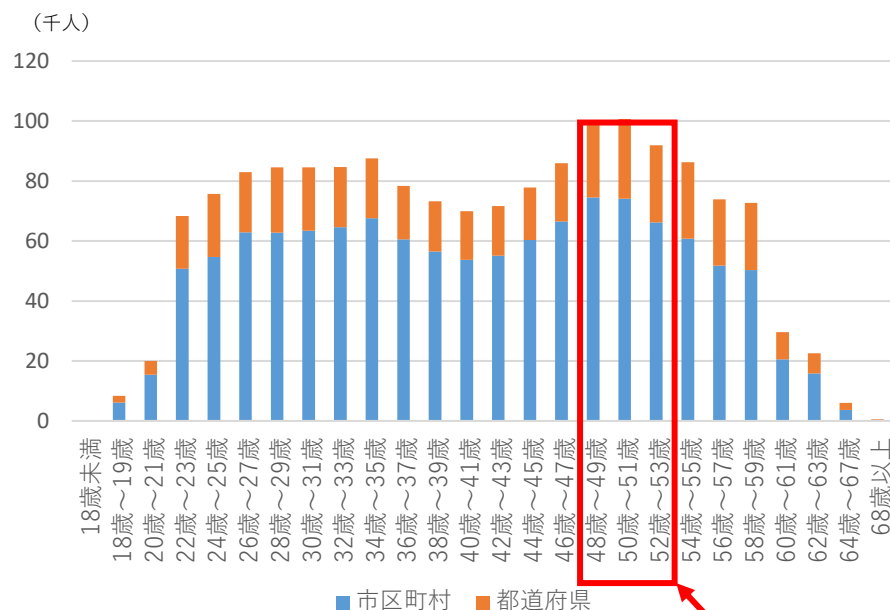
政策 3 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

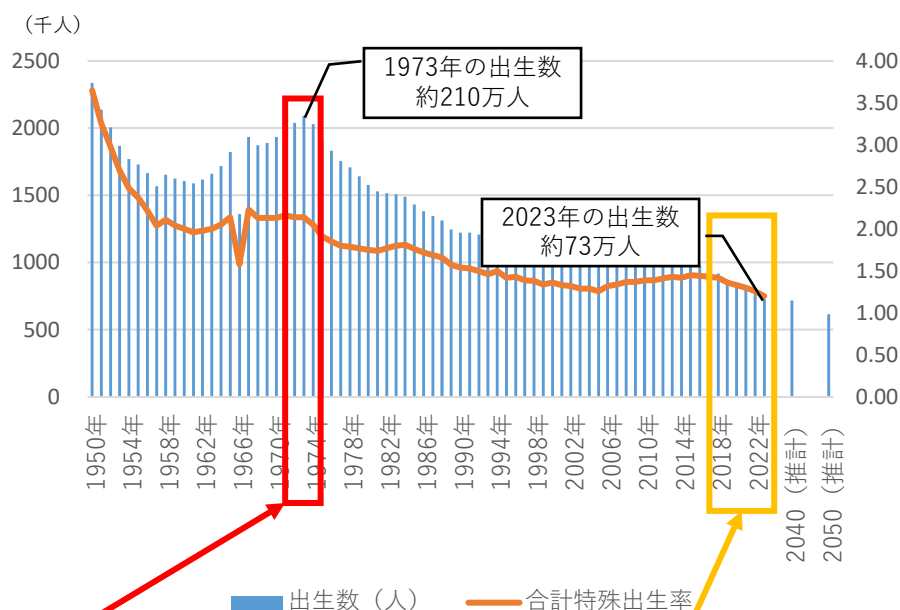
< 自治体フロントヤード改革の推進 >

- 地方公務員数は団塊ジュニア世代が相対的に多く、山となっているが、**2040年頃には団塊ジュニア世代が退職する**一方、**入庁が見込まれる20代前半となる者の数は団塊ジュニア世代の3分の1程度**となる見通し。

都道府県及び市町村の年齢別職員数（2023年）



出生数と合計特殊出生率の推移



団塊ジュニア世代

団塊ジュニア世代が定年退職後に20代前半となる層

(出典) 総務省「令和5年地方公務員給与実態調査」

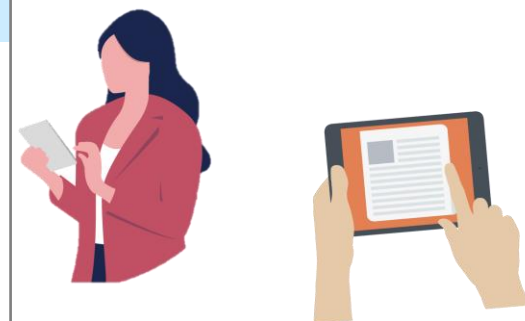
(出典) 2023年までは厚生労働省「人口動態統計」、2040年及び2050年の出生数は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」における出生中位・死亡中位仮定による推計値

持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会（第1回）
（2024年11月21日）事務局提出資料より

多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点（フロントヤード）の改革を進めていく必要がある。これにより、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要。

住民利便性の向上

- ・ **いつでもどこでも手続**ができる
- ・ 待ち時間なく、**すぐに手続**ができる
- ・ 同じ内容を何度も書かない。複数手続を**まとめて申請**できる
- ・ 必要な**手続・書類などに迷わず**行政サービスを利用できる



職員の業務効率化

- ・ 職員の**手続処理に係る時間を削減**できる
- ・ 窓口混雑緩和により職員の**心理的負担が軽減**できる
- ・ データ対応により**人為的ミスを抑制**、分析により**更なる業務の見直し**ができる



業務効率化により生まれた人的リソースを、企画立案業務や相談業務等にシフト
住民の希望に沿った窓口の実現など、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供

1. 施策の背景・目的

自治体フロントヤード改革（デジタルを活用した窓口業務改革）が目指すもの

改革のコンセプト

①住民との接点の多様化・充実化

住民の希望に沿った窓口の実現

原則オンライン、
窓口手続は最小限

丁寧な窓口対応を
希望する住民に
寄り添える体制の構築

②データ対応の徹底で窓口業務等を改善

職員の時間を生み出す業務フロー

フロントヤード⇄
バックヤードの
データ連携強化

データ利活用による
窓口業務の改善・
企画立案業務の充実

③庁舎空間は、 単なる手続の 場所から 多様な主体と の協働の場へ

A 自宅で

- ・来庁せずに**スマホからオンライン申請**
(マイナンバーカードで本人確認)
- ・来庁する時も**自宅で簡単予約**
- ・**手続案内システム**で必要な手続や書類などを確認



B 近場で

- ・**リモート窓口**を活用し、行政手続
(オンライン申請)をサポート
- ・本庁職員と**リモート相談**も
- ・**コンビニなどのキオスク端末**で証明書を発行



C 庁舎で



住民スペースの拡大

住民が集う協働の場
行きたい場所へ

- ・手続のための記載台・
専用カウンターを削減
- ・業務の効率化・人的配置
の最適化により、
職員の時間を確保

→相談・交流や企画立案等
きめ細やかな対応へ

人手を介さない業務フローの実現・ バックヤードの集約化

処理状況をデータで見える化
・BIツールで分析

窓口業務改善のための
データ利活用



紙ではなく**データ対応**・
標準化後の**基幹業務システム**
との**データ連携**



マイナンバーカードの利活用シーンの拡大でさらに接点を充実化



(例)・地域公共交通における利用

1. 施策の背景・目的

自治体フロントヤード改革の推進に向けた総務省の取組

- フロントヤード改革については、これまで、地方公共団体の創意工夫の下、新しい地方経済・生活環境創生交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、**個別の取組に留まっていることや自治体間で取組の進捗に差が生じていることなどの課題**がある。
- そのため総務省では、**人口規模別の総合的な改革モデル等を伴走支援しながら構築し、横展開を図るとともに、手順書の作成や取組状況の見える化を推進し、自主的な改革を促進する。**

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
総合的な改革モデルの構築、横展開	第1弾モデル構築	第2弾モデル構築		
フロントヤード改革推進手順書の作成		第1弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書作成	● R7.5 公表 第2弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書改訂	
全国取組状況の見える化	全国調査実施	ダッシュボード作成、公表 全国調査実施	ダッシュボード作成、公表 全国調査実施	ダッシュボード作成、公表
その他			デジタル活用推進事業債	

- マイナンバーカードを活用した自治体と住民との接点（フロントヤード）の多様化・充実化、窓口業務の改善などを通じて、**住民の利便性向上**と**業務効率化**を図る
- 業務の効率化・人的配置の最適化により、職員の時間を確保 → **相談・交流**や**企画立案**などきめ細やかな対応へ

次期モデルが
目指すもの

①住民の希望に沿った窓口の実現

原則オンライン、
窓口手続は最小限

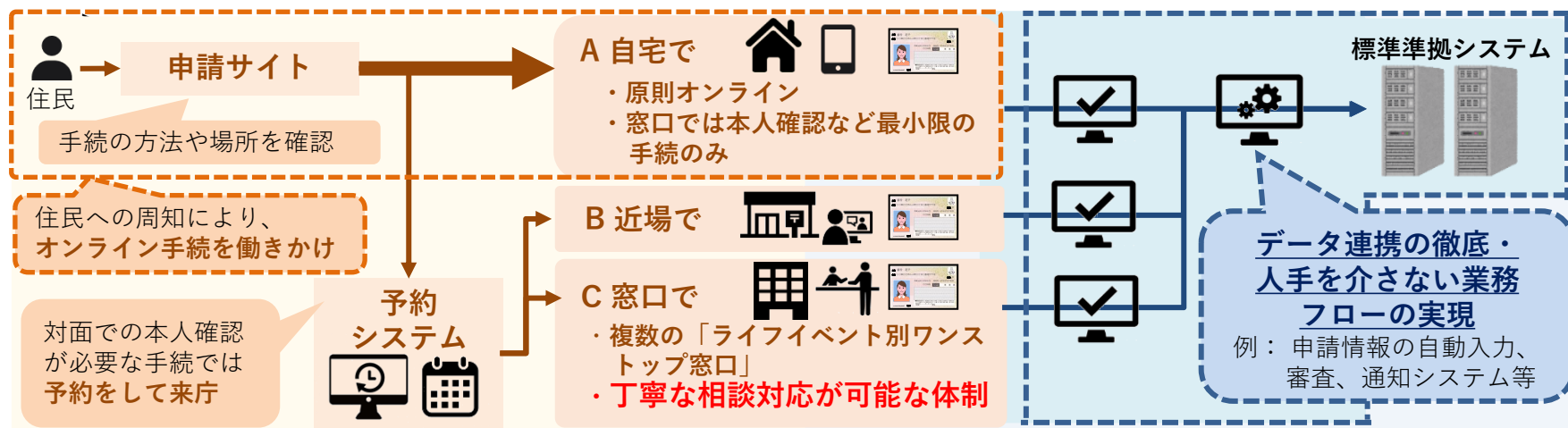
丁寧な窓口対応を希望
する住民に寄り添える
体制の構築

②職員の時間を生み出す業務フロー

フロントヤード
⇔バックヤードの
データ連携強化

データ分析の活用による
窓口業務の改善・
企画立案業務の充実

<イメージ>



【自治体フロントヤード改革支援事業】（令和6年度補正予算：10.1億円）

I 総合的なフロントヤード改革モデルの構築

- ・人口規模別のモデル（①～1万人、②～5万人、③～10万人、④～30万人）
- ・先駆けとなる改革モデル（住民情報等の匿名加工等）

※住民利便性向上、業務効率化に関する成果指標を設定

II 調査研究

- ・手順書等により、総合的な改革のノウハウ等を提供
- ・取組状況の見える化
- ・効果的な成果指標の検討・分析

全国の自治体の総合的なフロントヤード改革を推進するため、自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト採択団体の取組等に基づき、自治体の人口規模等を考慮し、改革の各段階でやるべきことや留意点が分かる手順書を策定

手順の構成

記載概要

第1章 背景・取組意義

自治体フロントヤード改革の背景や取組意義を庁内の意思決定権者に説明できるように、国の動向や改革の必要性、全国の自治体の取組状況等について記載

第2章 改革の進め方

自治体フロントヤード改革の全体像や進め方を庁内に説明できるように、改革実施の流れや取組の概要、進め方のポイントについて記載

第3章 改革の準備

全庁を挙げた推進体制の構築、目指す姿の設定、現状分析により抽出された課題を踏まえた取組・手続の選定等ができるように、全庁的・横断的な推進体制の重要性やプロジェクトチームの構成例、具体的な現状分析の手法、取組・手続選定、成果指標の考え方等について記載

第4章 改革の実施

既存業務の見直しの重要性、適切な仕様書の策定、改革の効果検証、スケジュール作成等を行うことができるように、デジタルツールの導入方法の検討や仕様検討のポイント、効果検証の観点等について記載

第5章 改革を進めるに 当たっての留意事項

改革を進めるに当たり陥りやすい失敗・支障事例と対応策を記載

第6章 国の取組・情報提供等

自治体がフロントヤード改革を進める上で利用可能な国の支援策や情報提供等を記載

第7章 様式・付録

現状分析等で使用する調査票の様式や人口規模等に応じた取組例を提示

2023年4月1日時点

自治体フロントヤード改革の取組状況（都道府県）

取組項目

総合的な改革を実施している団体

総務省

全国

北海道・東北

関東

中部

近畿

中国・四国

九州・沖縄

総合的な改革を実施している団体

9.2%

実施している自治体数 / 全自治体数

160 / 1,733

※能登半島地震の影響により、石川県内の8団体は公表対象外

宮城

秋田

山形

福島

自治体フロントヤード改革の取組状況（市区町村）

都道府県で絞り込む

すべて

市区町村で絞り込む

すべて

[＜都道府県一覧に戻る＞](#)

住民との接点の 多様化	場所	項目	札幌市	函館市	小樽市	旭川市	室蘭市	釧路市	帯広市	北見市	夕張市
取組の導入状況	自宅	手続き内システム	●	—	—	—	—	—	—	●	—
		AIチャットボット	—	●	●	●	—	—	—	—	—
		予約システム	—	●	●	—	—	—	—	—	—
	近場	キオスク端末	●	●	●	●	●	—	●	●	—
		リモート窓口	—	—	—	●	—	—	—	●	—
	庁舎	ワンストップ窓口	●	—	—	●	—	●	—	●	—
		書かない窓口	●	—	—	●	—	—	●	●	—
取組の活用度	自宅	子育て・介護26手続のオンライン化状況	69.2%	100.0%	92.3%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	15.4%	100.0%
		子育て・介護26手続のオンライン申請利用状況	0.1%	0.0%	N/A	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	1.4%	0.0%
		よく使う32手続のオンライン化状況	58.3% (14/24)	52.0% (13/25)	34.8% (8/23)	50.0% (12/24)	52.6% (10/19)	34.8% (8/23)	62.5% (10/16)	22.7% (5/22)	23.5% (4/17)
		よく使う32手続のオンライン申請利用状況	76.9%	63.6%	70.8%	59.5%	19.8%	65.8%	58.5%	49.9%	61.3%

※「よく使う32手続のオンライン化状況」は、32手続のうち団体によって取り扱わない手続があります。

● 実施 — 未実施 N/A データなし □ 能登半島地震の影響により、石川県内の8団体は公表対象外

- 担い手不足が急速に深刻化するおそれがある中、デジタル技術を活用した行政運営の効率化・地域の課題解決等に向けた取組をしていくため、「デジタル活用推進事業費」を創設。地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備財源に活用できるデジタル活用推進事業債の発行を可能とする

1. 対象事業

デジタル活用推進計画（デジタル活用による効率化の効果等を記載）に位置付けて実施する以下の事業
※地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化のために必要な経費を除く

(1) 行政運営の効率化・住民の利便性向上を図る自治体DXの推進

① システムの導入（初期経費）

- ア 住民サービスの提供に必要なシステムの導入
- イ 共同調達によるシステムの導入

② 情報通信機器等の整備

- ア 住民利用の情報通信機器、住民サービスの提供に必要な職員利用の情報通信機器の購入
- イ 公共施設のネットワーク環境の整備

(書かない窓口)



(オンライン申請)



(インフラ点検用ドローン)



(水道スマートメーター)



(2) 地域の課題解決を図る地域社会DXの推進

地方団体及び公共的団体等による地域の課題解決に資するシステムの導入及び情報通信機器等の整備

(地域の課題解決)

- ・ 医療、交通等日常生活に不可欠なサービスの確保
- ・ 農林水産業、観光など地域産業の生産性向上 等

(オンライン診療)



(スマート農業)



※公営企業が実施する事業については、一般会計からの補助を対象とするほか、公営企業債（資金手当）も発行可能とする

2. 地方財政措置

地方債充当率：90% 償還年限：5年
交付税措置率（地方単独事業）：50%
※国庫補助事業の地方負担や一部の地方単独事業を除く

3. 事業期間

令和11年度までの5年間

4. 事業費

1,000億円

アクティビティ

総合的な改革
モデルの構築、
横展開

フロントヤード
改革推進手順書の
作成

全国の実施状況の
見える化

アウトプット

モデル構築団体数
R6年度：12団体
R7年度：9団体

改革の各段階でやるべきことや留意点
が分かる手順書を策定し、自主的な改革を
促進
R7年度：
全都道府県・市区町
村へ発出・HP公表

ダッシュボードにより、他自治体の取組
状況を参考にすることが可能に
R6年度：1,733団体※
※能登半島地震の影響により、石川県内の
8団体を対象外としている

R7年度：全市区町村

短期アウトカム

総合的なフロント
ヤード改革に取り組む
自治体数※の拡大

※「オンライン申請（マイナポータルを通じた引越し手続サービスを除く）」、「書かない窓口かつデータ連携」及び「住民との接点の多様化・充実化に係る任意のツール（手続支援システム、予約システム、コンビニ交付等）」を導入している団体

目標値	R9年度：340団体 ※人口カバー率：50%
実績値	R5年度：195団体 ※人口カバー率：22%

長期アウトカム

○総合的なフロントヤード改革の取組により**住民の行政手続にかかる時間の削減**※

○総合的なフロントヤード改革の取組により**職員の行政手続の処理にかかる時間の削減**※

※目標値については、
経済・財政再生計画の進捗
管理・点検・評価表において
今年度末以降に設定予定

- 各地方公共団体においてフロントヤード改革に取り組んでいるが、**団体の規模によって進捗に大きな差**がある
- また、個別の取組（個別最適化）にとどまり、総合的な改革（全体最適化）となっていない可能性がある

	自宅				近場	庁舎		「導入している」と回答した団体（528団体）における、「書かない窓口」の種別（複数回答可）
	汎用的電子申請システム	マイナポータルを活用した電子申請サービス※	手続支援システム	予約システム	リモート窓口	ワンストップ窓口	書かない窓口	
全市区町村（1,741団体）	1241団体（71.3%）	1434団体（82.4%）	278団体（16.0%）	385団体（22.1%）	150団体（8.6%）	503団体（28.9%）	528団体（30.3%）	自宅等で本人がネットで事前入力 176団体（33.3%）
指定都市	20団体（100.0%）	16団体（80.0%）	18団体（90.0%）	15団体（75.0%）	4団体（20.0%）	10団体（50.0%）	12団体（60.0%）	窓口で本人が端末に入力 206団体（39.0%）
特別区	23団体（100.0%）	23団体（100.0%）	12団体（52.2%）	19団体（82.6%）	6団体（26.1%）	13団体（56.5%）	13団体（56.5%）	窓口で職員が住民の情報を聞き取り端末に入力 362団体（68.6%）
中核市	61団体（98.4%）	56団体（90.3%）	35団体（56.5%）	40団体（64.5%）	18団体（29.0%）	38団体（61.3%）	36団体（58.1%）	窓口以外で本人が庁内に設置されている端末に入力 62団体（11.7%）
指定都市・中核市以外の市	643団体（90.6%）	666団体（93.8%）	169団体（23.8%）	252団体（35.5%）	100団体（14.1%）	266団体（37.5%）	304団体（42.8%）	その他 40団体（7.6%）
町村	494団体（53.3%）	673団体（72.7%）	44団体（4.8%）	59団体（6.4%）	22団体（2.4%）	176団体（19.0%）	163団体（17.6%）	

※引越し手続サービスを除く

出典：令和6年度地方公共団体における行政情報化の推進状況調査
（自治体フロントヤード改革取組状況等調査に係る項目）（令和6年4月1日時点） ※速報値

人口 ～1万人	北海道	上川町	0.3万人	○オンライン申請や窓口の統合、窓口案内システム等の導入により窓口職員を減らし企画業務等に振分け	
	鹿児島県	瀬戸内町	0.8万人	○オンライン申請やリモート窓口、郵便局への委託等により3つの有人離島でも行政サービスを提供	
人口 1万～5万人	三重県	明和町	2.3万人	○子育て世代をターゲットに行政手続をデジタル完結 ○徹底的なBPRによりバックヤード業務の20%削減を目指す	
	島根県	江津市	2.2万人	○オンライン申請、コミュニティセンターへのセルフ端末・リモート窓口設置により公共交通空白区域の利便性向上	
	鹿児島県	指宿市	3.8万人	○「ぴったりサービス」を「書かない窓口」にも応用することでデータ・システムを統一化し全体的な業務を効率化	
人口 5万～10万人	愛知県	みよし市	6.1万人	○汎用性の高いエンドツーエンド(申請～通知)のデジタル化 ○改革による余剰スペースの交流エリアへの活用にも取り組み	
人口 10万～30万人	青森県	八戸市	21.9万人	○書かない・待たない・来ない窓口サービスの導入で申請手続の40%をデジタル化し、将来的に連携中枢都市圏へ展開	
先駆的モデル	高度なデータ分析	山形県	酒田市	9.7万人	○システムから取得したデータのダッシュボード化・分析、多様なKPIの設定により継続的な業務改善プロセスを確立
		静岡県	裾野市	4.9万人	○システムの処理記録と市民の声のデータベース化、分析結果のダッシュボード化により日常的なサービス改善を実施
	周辺自治体との連携	三重県	紀北町	1.4万人	○窓口の多様化やバックヤードとのデータ連携、委託可能業務の外部委託の周辺自治体との共同運用・実施を目指す
	バックヤードの集約処理	東京都	八王子市	56.1万人	○支所機能を維持しつつ、データ対応・タスク管理により各支所に審査業務等を調整配分し仮想的に業務を集約化
		福岡県	北九州市	92.3万人	○事務集約処理センターを設置し定型・大量のバックヤード業務を1カ所で集約処理(業務量の多い福祉分野を対象)

人口 ～1万人	山形県	西川町	0.5万人	○9割近いマイナンバーカード保有率を活かした、オンライン申請・デジタル通知の推進・導入 ○高齢者対応を意識した職員が移動するワンストップ窓口	
人口 1万～5万人	佐賀県	嬉野市	2.5万人	○コンシェルジュ（職員）配置やリモート窓口等により庁舎統合で縮小される庁舎の窓口機能を維持・向上 ○R5年度モデルを発展させた汎用性の高い改革モデル	
人口 5万～10万人	大阪府	河内長野市	9.9万人	○オールドニュータウンを抱える団体のデジタルディバイド対策（申請書作成をサポートする書かない窓口の導入等） ○予約システム・セルフ端末の充実による業務効率化を実現	
人口 10万～30万人	宮崎県	延岡市	11.4万人	○デジタルネイティブ世代が多い出産・子育て手続きを対象に、申請から通知までを一気通貫でデジタル化 ○住民の声を収集・反映させるサイクルを徹底	
	島根県	出雲市	17.3万人	○中山間地域住民や高齢者の移動負担、外国人住民の言語課題を複数デジタルツールで解消 ○データ対応の徹底によるダブルトラックの解消	
先駆的モデル	他自治体等との連携	山口県	宇部市	15.8万人	○県内自治体との事務の共同委託を見据えたりリモート窓口・DXコールセンターの導入 ○地元高専と連携したデータ分析による業務改革
	データ連携等によるバックヤード業務効率化	兵庫県	神戸市	149.3万人	○年間約145万時間に及ぶバックヤード業務のボリュームゾーンを捉えてフロント・バックを一気通貫で効率化 ○申請情報の自動入力・審査、起案文書の自動登録等を導入
	住民情報の活用に向けたシステム開発	茨城県 静岡県	つくば市 浜松市	26.0万人 78.5万人	○行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、保有データを庁内で活用できるよう抽象化するシステムを開発（共同提案）

【人口1万人以上5万人未満】

鹿児島県 指宿市

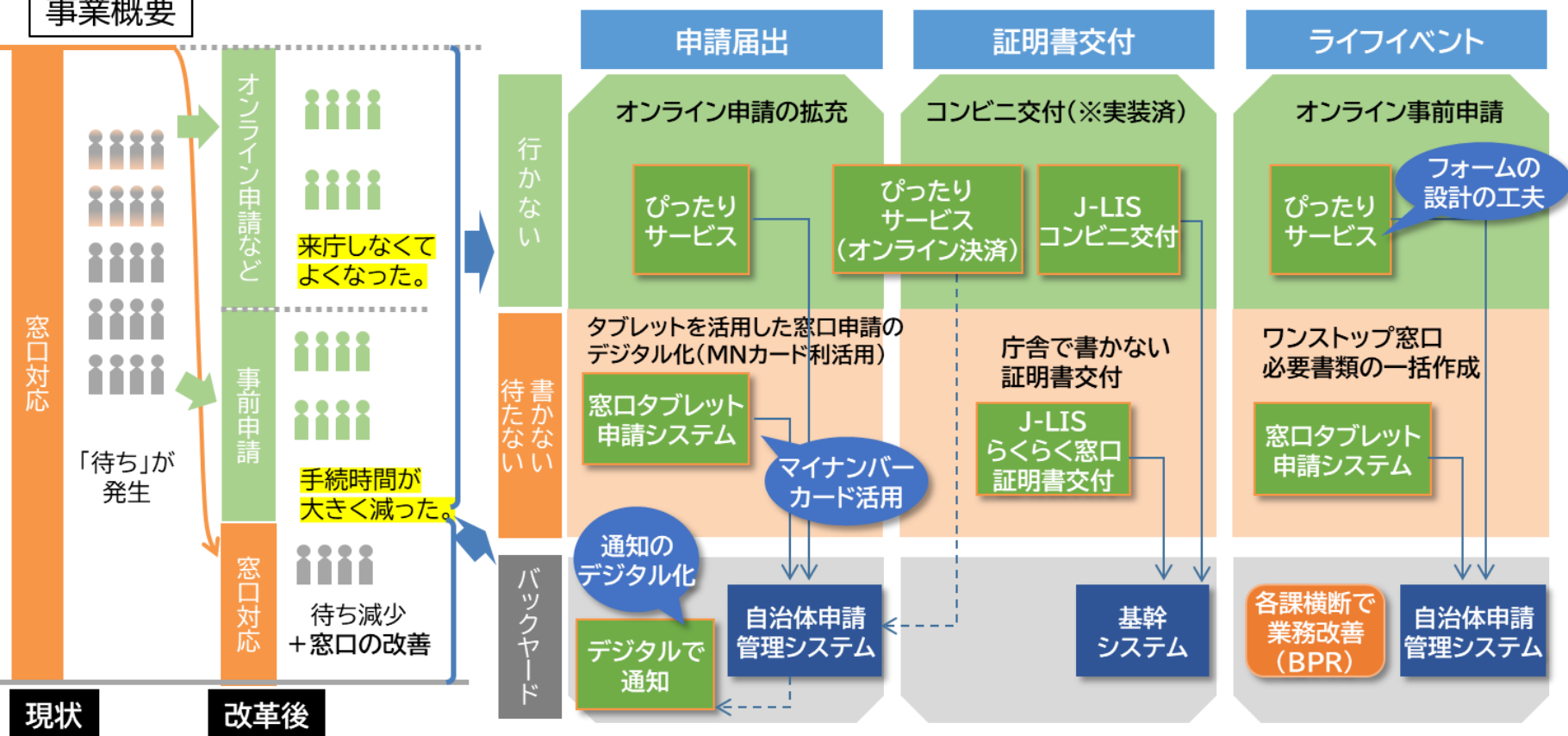
(人口 3.8万人 人口密度 262.1人/km²)

過疎

中山間

- オムニチャネル化（オンライン申請と窓口デジタル化）におけるデータ・システムの統一による、バックヤード業務含めた全体効率化
 - マイナポータルを「書かない窓口」にも応用することで、住民目線ではUIの統一化、職員目線では運用管理の統一化・負担の軽減
- エンドトゥエンドでの基幹連携を実現することで、後続作業の大幅減を目指す

事業概要



主なK P I（～R6年度末）

① オンライン申請前後の窓口来庁者の変化率 ▲20.0%（R5比）

② 住民滞在時間 ▲10.0%（R5比）

④ 職員の後続業務時間の減少率 ▲20.0%（R5比）

KPI	改革前	改革後	目標
オンライン申請前後の 窓口来庁者の変化率	2,831人 100% (導入前 (R6.3及びR6.7のうち10 日間))	2,278人 80.4% (導入後 (R7.1及びR7.3のうち 10日間))	2,264人 80% (導入後R6年度)
施策実施の前後の住民 滞在時間の変化率	2,432秒 100% (導入前 (R6.3及びR6.7のうち10 日間の平均))	3,444秒 142% (導入後 (R7.1及びR7.3のうち 10日間の平均))	2,189秒 90% (導入後R6年度)
デジタル手法で取得し たデータ数	0 (R5.4)	1,647 (R6年度)	100 (R6年度)
施策前後における職員 の後続業務時間の減少 率	127秒 100% (導入前 (R6.3及びR6.7のうち10 日間の平均))	113秒 89% (導入後 (R7.1及びR7.3のうち 10日間の平均))	101秒 80% (導入後R6年度)
オンライン対応手続数	24手続 (R5.4時点)	48手続 (R7.2時点)	100手続 (R8末)
窓口のデジタル化対応の 窓口数・手続数	0窓口、0手続 (R5.4時点)	8 窓口、32手続 (R7.2時点)	6窓口、30手続 (R7.2)

※導入前は、住民の申請書記入時間を計測できなかったため、改革後の時間が伸びたもの

【1年目】 ※職員人件費の算出＝年間業務量（時間）×職員の人件費単価（円）

(改革前)対象業務の職員人件費

5,364時間 × 1,972円
≒ 1,058万円

(改革後)対象業務の職員人件費

3,311時間 × 1,972円
≒ 653万円

職員人件費削減額

2,053時間 × 1,972円
≒ 405万円

年間業務量（業務：9.効果検証に記載の対象手続および転入、出生）
＝合計作業時間/5日（1日当たり）×248（年間平日数）

【主に削減した業務】

- ・証明書発行事務…改革前1,071時間 → 改革後640時間
- ・市民課各種届出…改革前436時間 → 改革後166時間

職員の人件費単価：指宿市
職員平均給与をもとに試算

職員人件費の削減額
＝ 405万円

ツール導入・運用経費
初期経費 + 初年度運用経費
＝ 288万円

費用削減効果
117万円

【ツール導入・運用経費の内訳】

- ・らくらく証明書交付サービス 初期約30万円/ランニング0円
- ・窓口タブレット申請システム 初期30万円/ランニング約15万円・月
- ・タブレット（10台分） 初期0円/ランニング4万円・月

※導入経費については、単費での導入の場合の試算。国費（新地創交付金等）や地財措置（デジタル活用推進事業債等）は考慮していない

【2年目以降】☆はKPI達成時の試算

職員人件費の削減額
＝ 405万円
(☆437万円)

ツール運用経費
＝ 228万円

費用削減効果
177万円
(☆209万円)

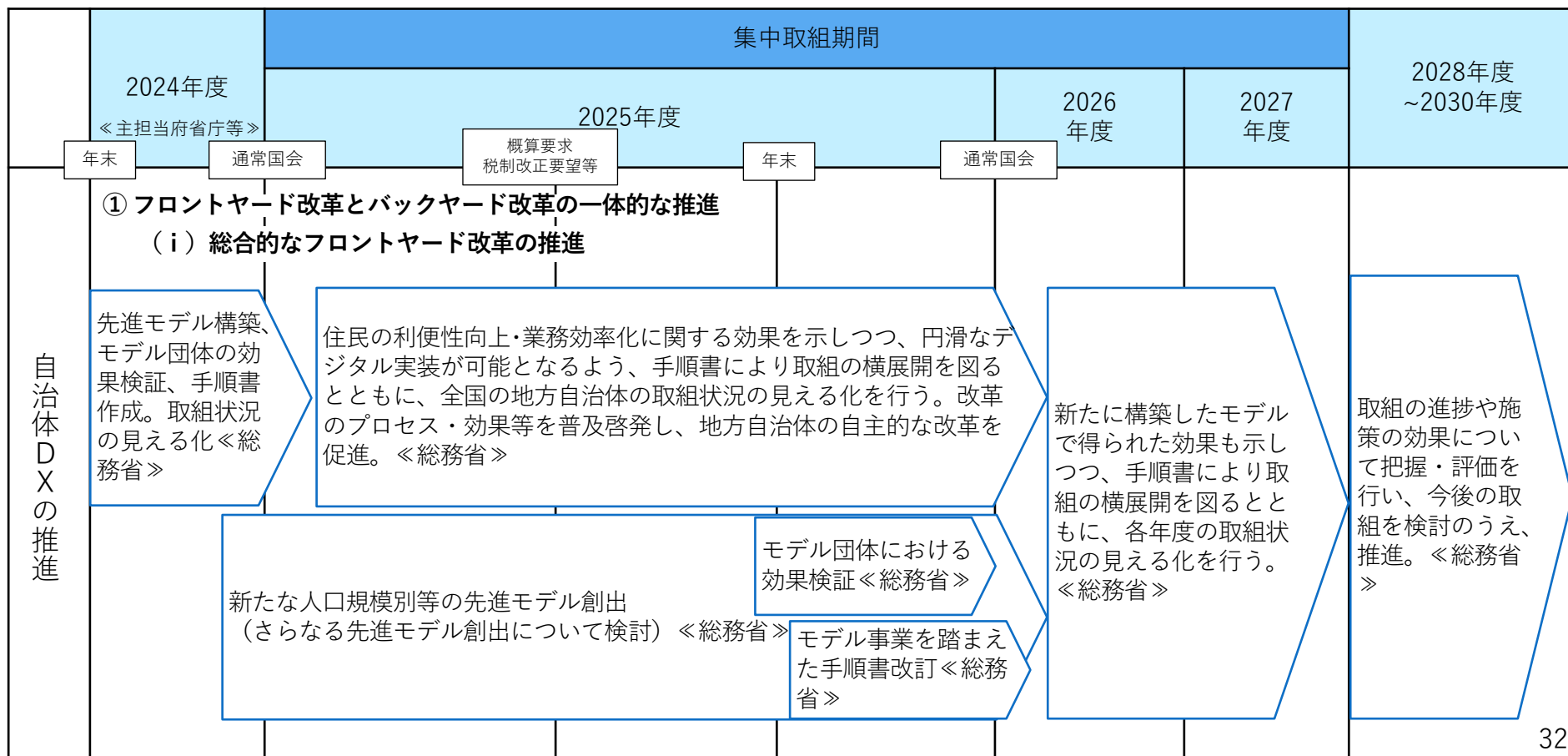
※2年目以降は業務の熟度が上がることや、KPI達成に向けて取り組むことにより、さらに削減される業務時間が増える可能性もあり

【ツール運用経費内訳】

- ・らくらく証明書交付サービス ランニング0円
- ・窓口タブレット申請システム ランニング約15万円・月（12か月稼働）
- ・タブレット（10台分） ランニング4万円・月（12か月稼働）

- 自治体間での取組の進捗に差がある等の課題があることから、人口規模別のモデルを構築し、その際に得られた知見等を盛り込みながら改革の各段階で行うべきことや留意点分かる手順書を作成。小規模自治体であっても改革に着手することができるよう支援を行う。
- 改革に取り組む団体を増やすとともに、全体最適化を図る改革が行われるよう、自治体フロントヤード改革推進手順書やデジタル活用推進事業債などを活用し取組の横展開を図り、自治体の改革を促進
- モデル事業の成果や進捗状況を踏まえ、住民の利便性向上とともに更なる職員の業務効率化等に向けた次なるモデル事業の検討を進める。

(参考) 経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024 (抜粋) (令和6年12月26日経済財政諮問会議)



政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地域振興（地域力創造）				番号	④	(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額										
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額					8 年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地域振興費	地域振興に必要な経費			1, 987, 681					3, 755, 629				
	小 計				一般会計		1, 987, 681				3, 755, 629					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
特別会計																
					<		>	の内数	<		>	の内数				
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの																
	小 計				一般会計											
						<		>	の内数	<		>	の内数			
					特別会計											
						<		>	の内数	<		>	の内数			
合 計					一般会計		1, 987, 681				3, 755, 629					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
					特別会計											
						<		>	の内数	<		>	の内数			

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	地方財源の確保と地方財政の健全化				番号	⑤	(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額										
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額					8 年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方財政制度整備費	地方財政制度の整備に必要な経費			50, 803					52, 438				
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金に必要な経費			18, 275, 286, 872					19, 336, 676, 545 ＋事項要求				
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方交付税交付金	東日本大震災復興に係る地方交付税交付金に必要な経費			68, 444, 677					事項要求				
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金に必要な経費			186, 200, 000					147, 700, 000				
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金に必要な経費			7, 400, 000					1, 500, 000				
	小 計				一般会計		50, 803				52, 438					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
					特別会計		18, 537, 331, 549				19, 485, 876, 545 ＋事項要求					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費			18, 679, 237, 150					18, 460, 384, 058 ＋事項要求				
	一般会計	総務本省	地方特例交付金	地方特例交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費			186, 200, 000					147, 700, 000				
	一般会計	総務本省	地方特例交付金	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費			7, 400, 000					1, 500, 000				
	東日本大震災復興特別会計	総務本省	地方交付税交付金	地方交付税交付金財源の交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入れに必要な経費			65, 850, 422					事項要求				
	交付税及び譲与税配付金特別会計	総務本省	国債整理基金特別会計へ繰入	国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費			29, 165, 315, 989					27, 543, 648, 946				
	小 計				一般会計		18, 872, 837, 150					18, 609, 584, 058 ＋事項要求				
						<		>	の内数	<		>	の内数			
					特別会計		29, 231, 166, 411				27, 543, 648, 946 ＋事項要求					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
	合 計					一般会計		18, 872, 887, 953					18, 609, 636, 496 ＋事項要求			
<								>	の内数	<		>	の内数			
特別会計							47, 768, 497, 960				47, 029, 525, 491					
						<		>	の内数	<		>	の内数			

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	分権型社会を担う地方税制度の構築				番号	⑥	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	地方税制度整備費	地方税制度の整備に必要な経費			46, 826				84, 662			
	小 計				一般会計		46, 826				84, 662			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
合 計					一般会計		46, 826				84, 662			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	選挙制度等の適切な運用				番号	⑦	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	選挙制度等の整備に必要な経費			246, 209				271, 638			
	一般会計	総務本省	選挙制度等整備費	参議院議員通常選挙に必要な経費			68, 890, 842							
	小 計				一般会計		69, 137, 051				271, 638			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										
				<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		69, 137, 051				271, 638			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 7：選挙制度等の適切な運用
担当部局・課室名	自治行政局選挙部 選挙課、管理課、政治資金課
作成責任者名	自治行政局選挙部 管理課長 熊谷 章
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 1 部 制度の全体像と取組状況

<政策目的>

公職の選挙に関する制度の企画・立案、国政選挙等の適正な管理執行を行うとともに、主権者教育を推進し、国民の政治意識の向上を図る。

また、政治資金規正法及び政党助成法の適正な運用を行い、民主主義の健全な発展を図る。



<主な施策>

選挙制度の 企画・立案

1. 国・地方の選挙制度

P 3

適正な 選挙管理執行

2. 国政選挙の管理執行

P 4

(参考) 国政選挙の投票率の推移

P 5

(参考) 国政選挙における年齢別の投票率の状況

P 6

政治資金制度の 適正な運用

3. 政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書の公表等

P 7

4. 政治資金規正法の改正等に伴う対応

P 8

1. 国・地方の選挙制度

衆議院の選挙制度

- 衆議院議員の選挙（定数465）：小選挙区比例代表並立制
 - ※ 小選挙区選挙（定数289）、比例代表選挙（定数176、11選挙区）
 - ※ 任期4年、解散あり、重複立候補あり

参議院の選挙制度

- 参議院議員の選挙（定数248）
 - ※ 選挙区選挙（定数148、原則都道府県単位（定数2～12））
比例代表選挙（定数100。全国選挙区）：非拘束名簿式
 - ※ 任期6年、3年ごとに半数改選

地方公共団体の選挙制度

- 地方公共団体の長の選挙（都道府県知事、市町村長）
 - ※ その地方公共団体の区域（都道府県の区域、市町村の区域）で実施
 - ※ 任期4年（議会の不信任決議による失職あり）
- 地方公共団体の議会の議員の選挙（都道府県、市町村）
 - ※ 選挙区は以下のとおり
 - 都道府県：市、町村を単位とした選挙区で実施（強制合区、任意合区あり）
 - 指定都市：行政区を単位とした選挙区で実施
 - 市町村：原則、市町村の区域で実施（選挙区を設けることも可能）
 - ※ 任期4年（長による解散、自主解散あり）

2. 国政選挙の管理執行

国政選挙は、衆・比例代表、参・比例代表の選挙は中央選挙管理会（総務省）、衆・小選挙区、参・選挙区の選挙は都道府県選挙管理委員会が管理。

※ 中央選挙管理会の庶務は、総務省において行う（法5条の2⑯）。

※ 国政選挙の選挙管理経費は国庫が負担する。

各選挙管理機関の主な業務

< 中央選挙管理会（総務省） >

- ・ 衆・比例代表、参・比例代表及び最高裁国民審査に関する事務
- ・ 都道府県・市区町村選管への助言・勧告

< 都道府県選挙管理委員会 >

- ・ 衆・小選挙区、参・選挙区に関する事務
- ・ 市区町村選管への助言・勧告

< 市区町村選挙管理委員会 >

- ・ 選挙人名簿の調製、投票所入場券の発送
- ・ ポスター掲示場の設置
- ・ 投開票事務

中央選挙管理会（総務省）の主な動き

- ・ 各種物資の準備、政党説明会の開催

【公示日】

- ・ 名簿届出受付

- ・ 各種媒体を活用した臨時啓発の実施
- ・ 比例代表選挙の選挙公報印刷原稿配布
- ・ 期日前投票の状況など各種報道発表

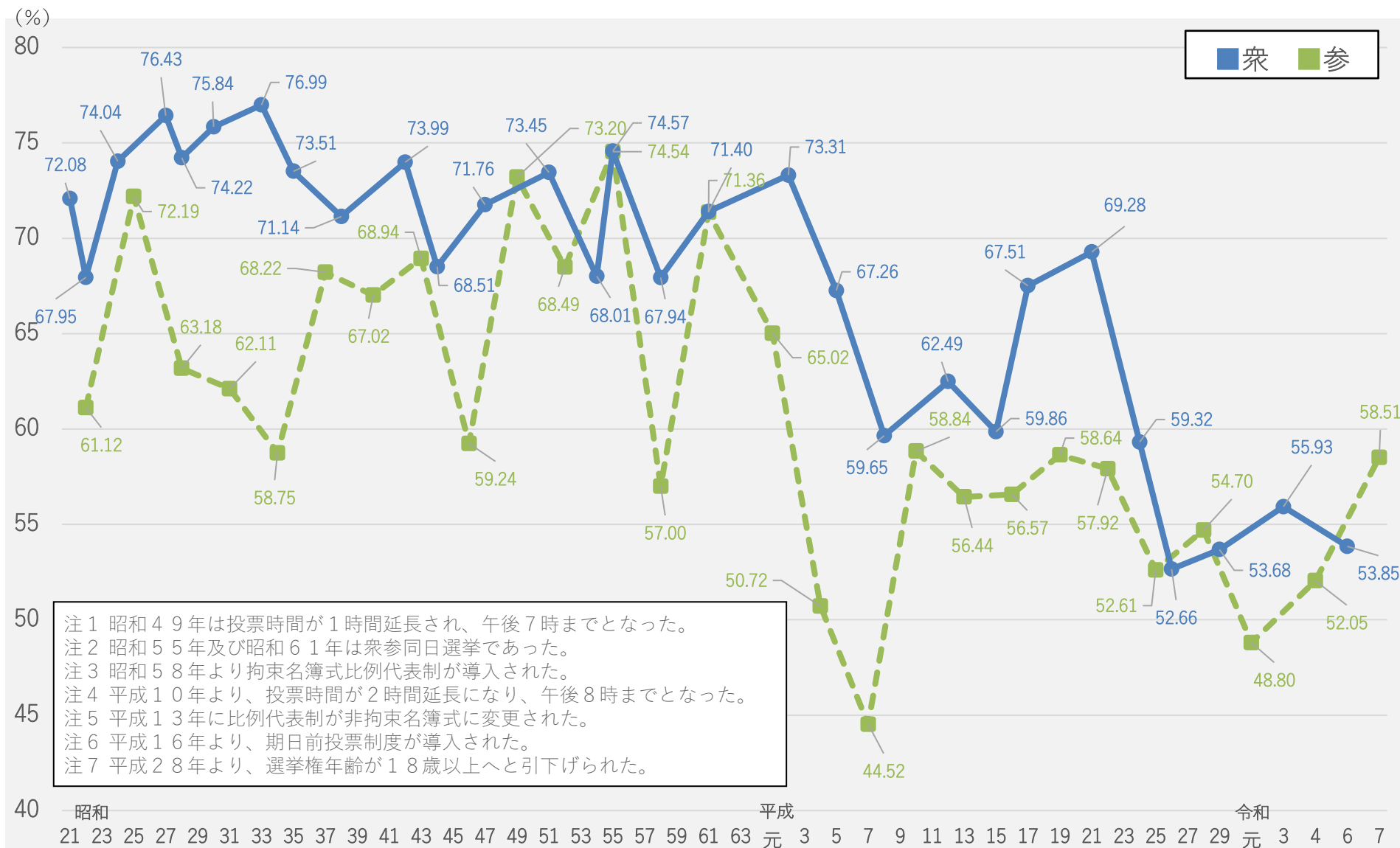
【投開票日】

- ・ 投・開票結果の報道発表

- ・ 閣議に資料（当選人・投票結果）を配布
- ・ 選挙会の開催場所・日時決定（選挙会において当選人決定）
- ・ 名簿届出政党・当選人への告知
- ・ 当選証書付与

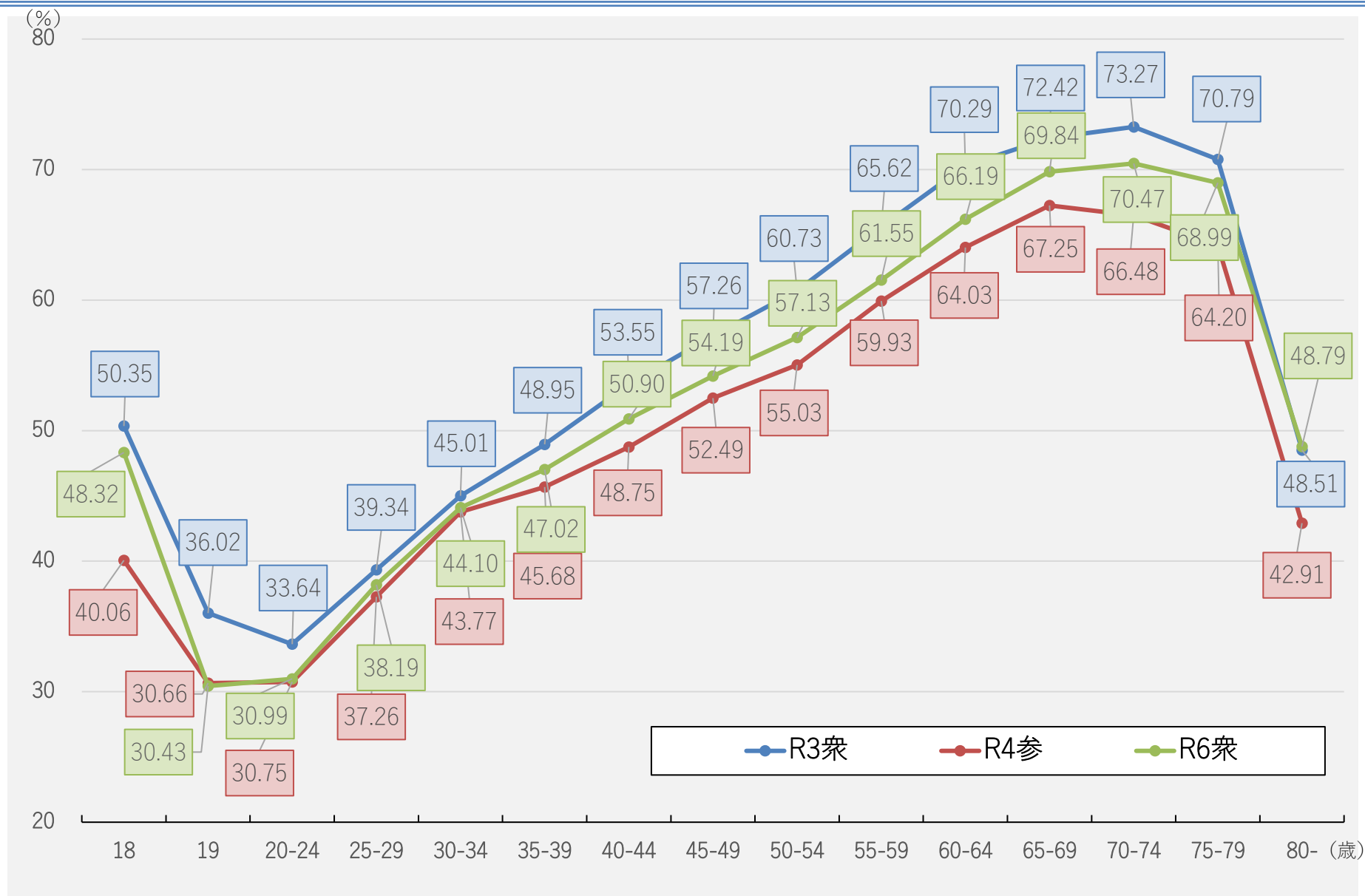
2. 国政選挙の管理執行

(参考) 国政選挙の投票率の推移



2. 国政選挙の管理執行

(参考) 国政選挙における年齢別の投票率の状況



※抽出調査 (各都道府県から4投票区を抽出、全188投票区)

3. 政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書の公表等

政治資金収支報告書、政党交付金使途等報告書の提出から公表までの流れ

政治資金規正法は、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の公開等を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

また、政党助成法は、国が政党に対し政党交付金による助成を行うこととし、このために必要な政党の要件、政党の届出その他政党交付金の交付に関する手続を定めるとともに、その使途の報告その他必要な措置を講ずることにより、政党の政治活動の健全な発達の促進及びその公明と公正の確保を図り、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的としている。

これらの法律の目的に沿って、政党など政治団体の届出の受理、政党など政治団体が作成する政治資金収支報告書（12月31日現在でその年における収支等の状況を記載した報告書）や政党交付金使途等報告書（12月31日現在でその年における政党交付金に係る収支等の状況を記載した報告書）の公表等を行っている。

	政治資金収支報告書	政党交付金使途等報告書
前年 1 月 1 日 ～12 月 31 日	12 月 31 日現在でその年における 収支等を記載	12 月 31 日現在でその年における 収支等を記載
	国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治 団体以外の政治団体
2 月 28 日	監 査 人 に よ る 監 査	↓ 政党支部の提出期限 (支部政党交付金の支給元である 政党本部等に対して) ↓
3 月 31 日	提出期限	政党本部の提出期限(総務大臣あて)
5 月 31 日	提出期限	↓
9 月 30 日		報告書の要旨(※1)の公表期限 ・要旨公表後5年間、報告書本体を 閲覧・写しの交付(※2)、インタ ーネット公表(総務省)
11 月 30 日	報告書の要旨(※)の公表期限 ・要旨公表後3年間、報告書本体を閲覧・ 写しの交付、インターネット公表(総 務省及び都道府県選挙管理委員会) ・国会議員関係政治団体に係る少額領収 書の開示(総務省及び都道府県選挙管 理委員会) ※ 令和8年1月1日から要旨公表に 係る規定は削除され、報告書本体の インターネット公表が義務化され る。	※1 令和8年1月1日から要旨 公表に係る規定は削除され、 報告書本体のインターネット 公表が義務化される。 ※2 写しの交付については、令 和8年1月1日より開始され る。

4. 政治資金規正法の改正等に伴う対応

政治資金パーティー収入の不記載問題を受け、各党各会派において政治資金に関する議論が行われ、令和6年6月及び12月に政治資金規正法の改正等が行われた。

政治資金規正法の改正等の概要

【令和6年6月改正（政治資金規正法改正）】（令和6年6月19日成立、同年6月26日公布）

- 国会議員関係政治団体の代表者の責任の強化等（代表者の監督責任、罰則の強化等）
- 政治資金監査の強化（国会議員関係政治団体の範囲の拡充、翌年への繰越しの金額の確認等）
- 政治資金の透明性の向上のためのデジタル化の推進（収支報告書等のオンライン提出の義務化等）
- 政治資金パーティーの対価支払者の氏名等の公開基準額の引下げ（20万円超→5万円超）
- 政治資金パーティーの対価の支払方法の制限（口座振込みによる方法への制限）
- 政党から公職の候補者個人に対してされる寄附の禁止
- 国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保（みなし国会議員関係政治団体）
- 個人寄附者等の個人情報の保護

【令和6年12月改正等】（令和6年12月24日成立、令和7年1月公布）

①政治資金規正法改正

- 渡切りの方法による経費支出の禁止

②政治資金規正法等改正

- 収支報告書に係るデータベースによる情報提供の充実（政党本部又は政治資金団体に係る収支報告書のオンライン提出の義務化及び収支報告書に係るデータベースを用いた公表）
- 外国人・外国法人等による政治資金パーティーの対価支払の禁止等
- 租税特別措置法の一部改正（公職の候補者が、政党の支部で選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、その代表者が当該公職の候補者であるものに対して政治活動に関する寄附をする場合においては、寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の適用対象とならないものとする）

③政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律

※ プログラム法であり、今後、委員会等の設置に向けた法律が必要

本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

予算事業名及び行政事業レビューシートURL

予算事業名	行政事業レビューシートURL
投票環境の向上等に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/bc76ad4d-3119-4995-8f5b-bc6e264d0e10
参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/248992e7-ef7b-4781-a13f-7d9205b0a445
選挙制度等の整備に必要な経費（参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費除く。）	https://rssystem.go.jp/project/72b17dc8-8c6b-4a0b-a0ba-9c4e2c555241
諸外国の選挙制度等に関する調査研究	https://rssystem.go.jp/project/9175af9e-282d-48e7-a012-1492f9be5174
電磁的記録式投票導入支援経費	https://rssystem.go.jp/project/0d30f8da-c4fc-495a-95ce-267d0e45112d

参考資料

資料名	掲載ページURL
選挙結果等	https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/index.html#chapter1
政治資金収支報告書・政党交付金使途等報告書	https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/naruhodo03.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

（その 1）参加・実践等を通じた政治意識の向上

1. 概要・背景等

○ 選挙の常時啓発（選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治意識の向上を図ること。公職選挙法第6条第1項。）は、若者も年配者も、社会的知識の欠如や政治的無関心では通用しない社会になっている中で、あらゆる世代を通じ、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」を二つの大きな柱として、社会に参加し、自ら考え、自ら判断できる高い資質を持った主権者を育成することが重要であり、総務省・中央選挙管理会及び各自治体の選挙管理委員会のみではなく、他の行政機関や明るい選挙推進協会等の民間団体においても実施されている。

総務省

- 各団体が実施する主権者教育推進に関する事業の支援
 - ・主権者教育アドバイザーの派遣 ・長期的計画の策定の支援
 - ・主権者教育優良事例推進事業 ・主権者教育のための教材作成
 - ・各団体の取組事例の紹介 ・主権者教育だよりの発出
- 政治や選挙等に関する副教材の作成・配布（文部科学省と連携）
- 主権者教育に関するイベント等の開催
- 制度改正周知

選挙管理委員会

- 年代に応じた題材や選挙時期などを踏まえた長期的な計画の策定
 - ※地域の様々な機関（教育委員会、学校、明推協、NPO法人等）と協力体制を構築し策定 プランナー等の活用も必要
- 学校等への出前授業、主権者教育に関するイベント等実施
 - ※教育委員会や議会事務局など他部署やNPOなどの他団体と連携
- 選挙事務への学生起用
- 制度改正周知

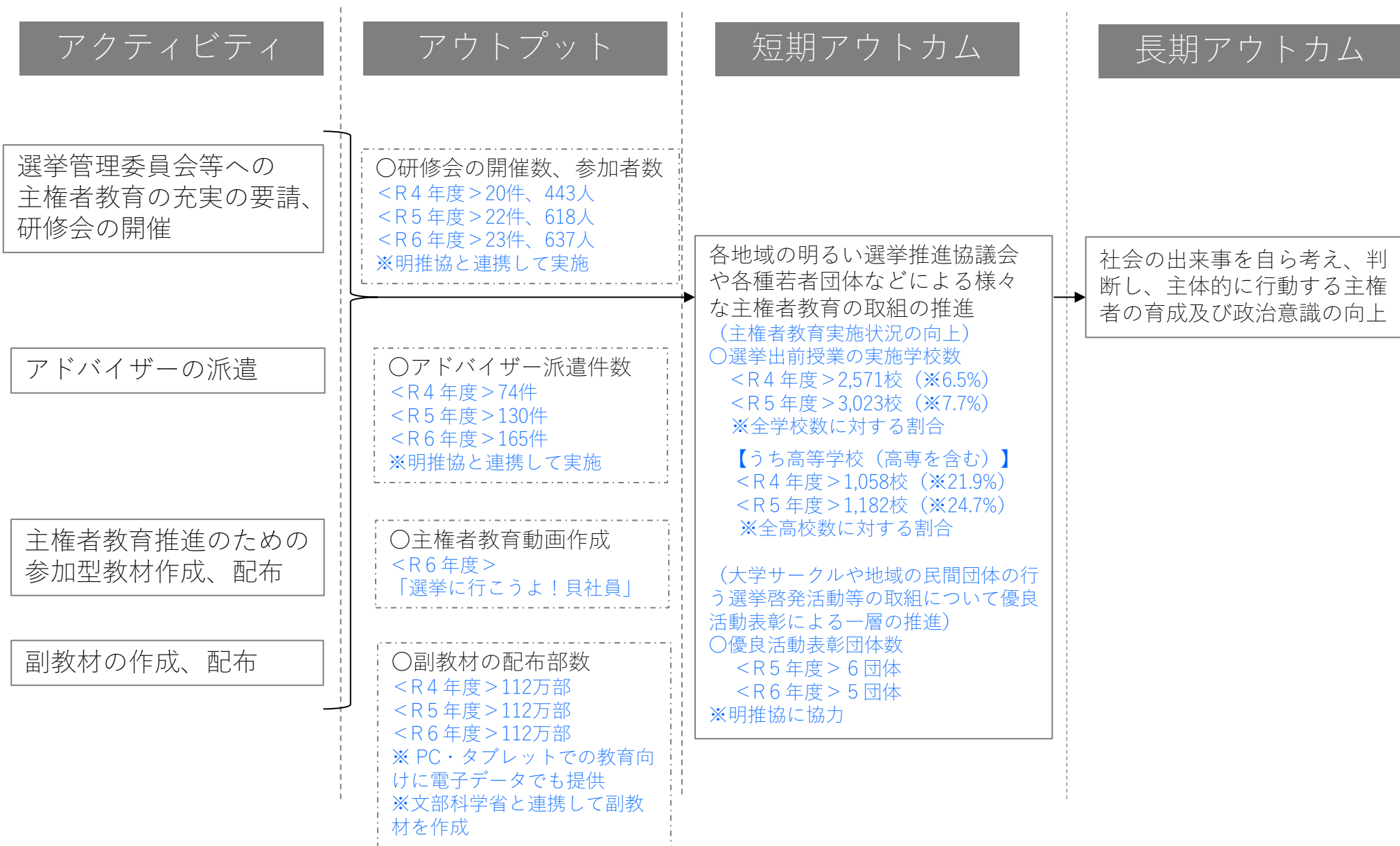
明るい選挙推進協会（明推協）、NPO、地方議会等

- 地域活動の活性化（研修の実施）
 - ※地域の明推協や若者を対象としたフォーラム（研修）の実施
- 主権者教育に関する広報誌発行等
- 主権者教育のための教材作成
- 若者選挙ネットワークによる取組
- 選挙管理委員会等が行う出前授業における連携
- 主権者教育に関するイベント等における連携

学校、文部科学省

- 子供たちの発達段階に応じた主権者教育を各学校で主体的に実施
 - ※高等学校においては副教材を活用するなど
- 選挙管理委員会等と連携した出前授業の実施
 - ※主権者教育アドバイザー派遣制度の活用を含む
- 学習指導要領の改訂
 - ※高等学校において主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む「公共」の設置
- その他
 - ※社会参画の態度を育むための体験的・実践的な学習プログラムの開発など

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

現状・課題

選挙権年齢の18歳以上への引下げ等を踏まえ、若い世代が政治に関心を持ち、積極的に政治に参加することが期待されている中、政治意識の向上を図る観点から、国や社会の問題を自分たちの問題として捉え、考え、行動していく主権者を育てる主権者教育の取組が重要であり、好事例の横展開を含め、その取組の充実を図っていく必要がある。

副教材の作成・配布

選挙権年齢の18歳以上への引下げに対応し、総務省と文部科学省が連携して、政治や選挙等に関する高校生向け副教材及び教師用指導資料を作成し、1～3学年の高校生等向けに国公私立全ての学校に配布。

主権者教育に関する取組例

<a.政治や選挙に関する教育の充実>

- 各選挙管理委員会と教育委員会との連携による高校等における出前授業の実施。
⇒実施学校数及び受講生数（高等学校）
令和5年度：1,182校（23万人）
- 主権者教育アドバイザーを学校等に派遣。
⇒令和5年度：130件、令和6年度：165件
- 出前授業で活用可能な動画教材等の作成。

<b.参加・体験型学習の促進>

- 若者リーダーフォーラム等の研修会の開催を支援。
⇒参加者数：令和5年度：618人、令和6年度：637人

<c.取組事例の横展開>

- 各地の取組事例（出前授業やこども議会等）を動画や事例集に収め、令和6年3月下旬に全国の選挙管理委員会や教育委員会などへ周知。
これらを活かした優良事例の横展開を図る。

<d.政治意識向上のための情報発信>

- 若年層を始め、幅広く国民に政治意識の向上や投票参加を呼びかけるためのフォーラムや情報発信を実施。

4. 今後の方向性

- 主権者教育の更なる推進に向けて団体等へ積極的な働きかけを行うとともに、主権者教育アドバイザーの拡充を図り、学校等への派遣や研修会の開催などにより、各地域の取組が活発に行われるよう支援する。
- 選挙管理委員会だけでなく、議会事務局や教育委員会、各地の明るい選挙推進協議会など主権者教育の取組に関わる各主体の連携を図り、それぞれの主権者教育の取組を共有するなど、新たな主権者教育の取組につなげる。
- 主権者教育の推進のため、各地域で行われている主権者教育の優良事例について、その具体的な内容・手法等について調査し、全国の選挙管理委員会等にその内容を紹介することにより、横展開をより一層推進していく。

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策 7 選挙制度等の適切な運用

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

（その 2）投票環境の向上

1. 概要・背景等

選挙人の投票環境の向上を図るための制度として、主に以下のものがある。

○期日前投票制度

- ・不在者投票者数の増加に伴い、その手続を簡便にし、選挙人の投票しやすい環境を整えるため、投票日当日における投票の例外として創設。
- ・投票所への交通手段の確保が難しい選挙人などの投票機会の確保の観点から、複数の箇所を巡回する自動車を活用した移動期日前投票所の取組が実施されている。

○共通投票所

- ・市町村の選挙管理委員会が、選挙人の投票の便宜のため必要があると認める場合、投票所のほか、その指定した場所に、当該市町村の区域内のいずれの投票区に属する選挙人も投票をすることができる共通投票所を設けることが可能。

○不在者投票制度

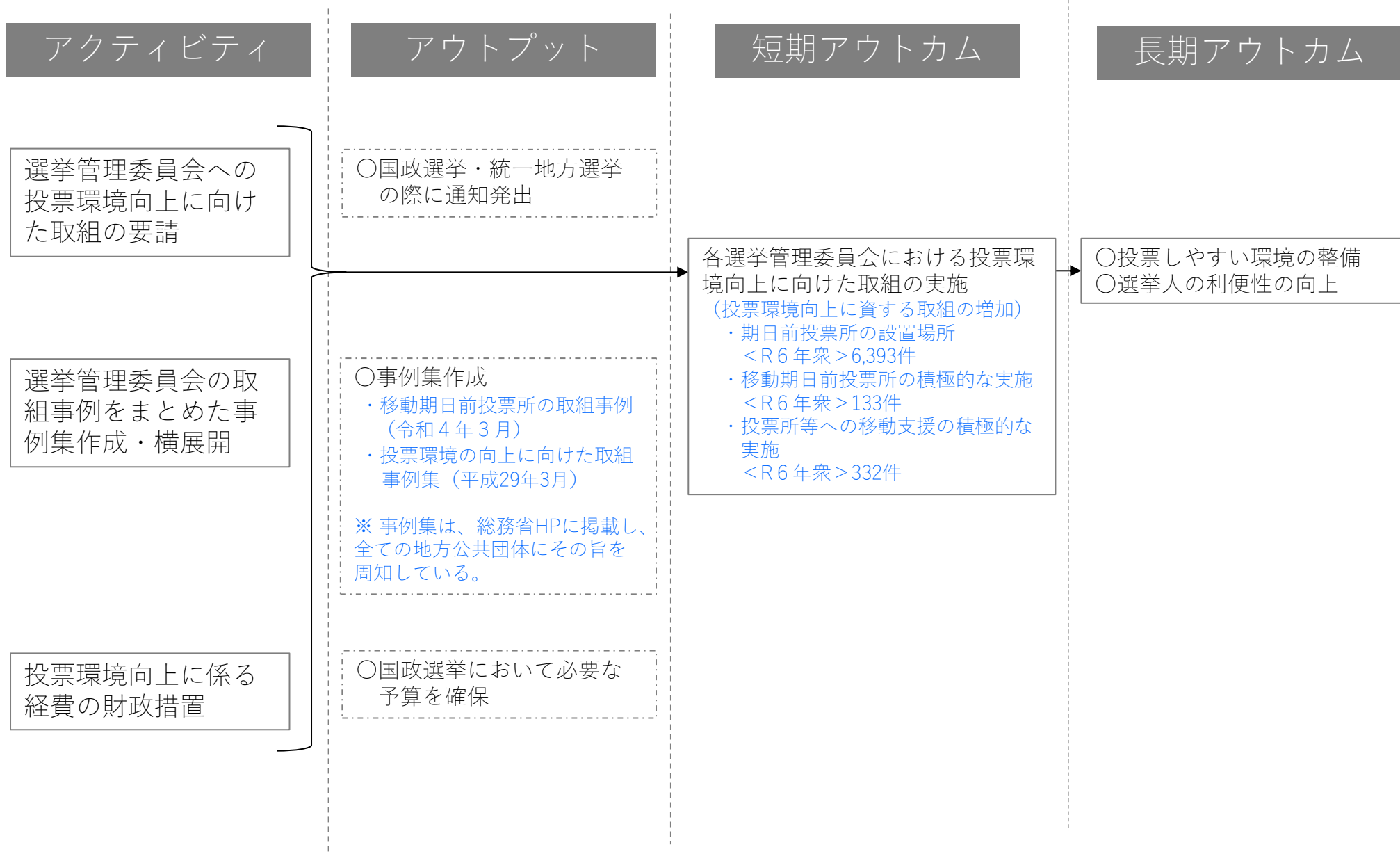
- ・仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している場合に、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票できる制度。一般的な不在者投票制度に加え、身体に重度の障害がある方を対象とした郵便等投票制度や、遠洋区域を航行区域とする指定船舶等に乗船し本邦以外の区域を航行する船員を対象とした洋上投票などを設けている。

○在外投票制度

- ・仕事や留学などで海外に住んでいる場合に、外国にしながら国政選挙に投票できる制度。

また、高齢者や障害者など投票所（期日前投票所及び共通投票所含む。）への移動が困難な方はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、投票所までの巡回・送迎バスの運行やバスの無料乗車券の発行など、選挙人に対する投票所への移動支援に関する施策が実施されている。

2. 効果発現経路



3. 現状・課題

人口減少や少子高齢化など社会環境が変化する中においても、投票環境向上を図るため、各団体の取組事例を紹介し、期日前投票所の利便性の高い場所への設置などの取組を検討するよう全国の選挙管理委員会に要請している。

期日前投票所の設置場所

・ショッピングセンターなど利便性の高い場所への期日前投票所の設置について、積極的に取り組むこと。

	期日前 投票所数	大学等	ショッピング センター等	駅構内	市役所等	その他の 公共施設	その他
R6衆	6,393	71	394	23	3,511	2,087	307
R4参	6,169	84	373	21	3,524	1,868	299
R3衆	5,954	60	315	14	3,569	1,761	235

移動期日前投票所の積極的な実施

・複数の箇所を巡回する自動車を用いた移動期日前投票所については、投票所までの距離が遠い選挙人などの投票機会の確保の観点から有効な取組と考えられるため、積極的に対応すること。

	R6衆院選	R4参院選	R3衆院選	R元参院選
実施団体数	133	88	59	33

投票所等への移動支援の積極的な実施

・選挙人に対する投票所（共通投票所及び期日前投票所を含む。）までの交通手段の提供に要する経費については、選挙執行委託費の基準額に加算措置が行われることも踏まえ、高齢者や障害者など投票所への移動が困難な者はもとより、選挙人の投票の機会を幅広く確保する観点から、移動支援に関する施策について、積極的に講じること。

	R6衆院選	R4参院選	R3衆院選	R元参院選
実施団体数(事業数)	332(380)	306(356)	280(322)	247(288)

4. 今後の方向性

- 期日前投票所や共通投票所の積極的な活用について、引き続き全国の選挙管理委員会に要請を行う。
- 各選挙管理委員会における、投票環境向上に資する取組の実施のため、各選挙管理委員会の優良事例の横展開や、選挙事務に精通したアドバイザーの派遣を継続する。
- 選挙人のライフスタイルや、社会環境の変化に対応した投票環境向上に係る取組を支援する。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電子自治体の推進				番号	⑧	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	電子政府・電子自治体推進費	電子政府・電子自治体の推進に必要な経費			20,967,142					83,036,480		
	小 計				一般会計		20,967,142				83,036,480			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
特別会計														
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
合 計				一般会計		20,967,142				83,036,480				
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策 8：電子自治体の推進
担当部局・課室名	自治行政局住民制度課、マイナンバー制度支援室、外国人住民基本台帳室、デジタル基盤推進室、サイバーセキュリティ対策室
作成責任者名	自治行政局住民制度課長 池田 敬之
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度
主要な政策に係る評価書
政策 8 電子自治体の推進

第 1 部 政策の全体像と取組状況

はじめに

<政策目的>

- 以下のデジタル関係施策の推進に取り組み、住民の利便性の向上と住民行政の効率化を図る。

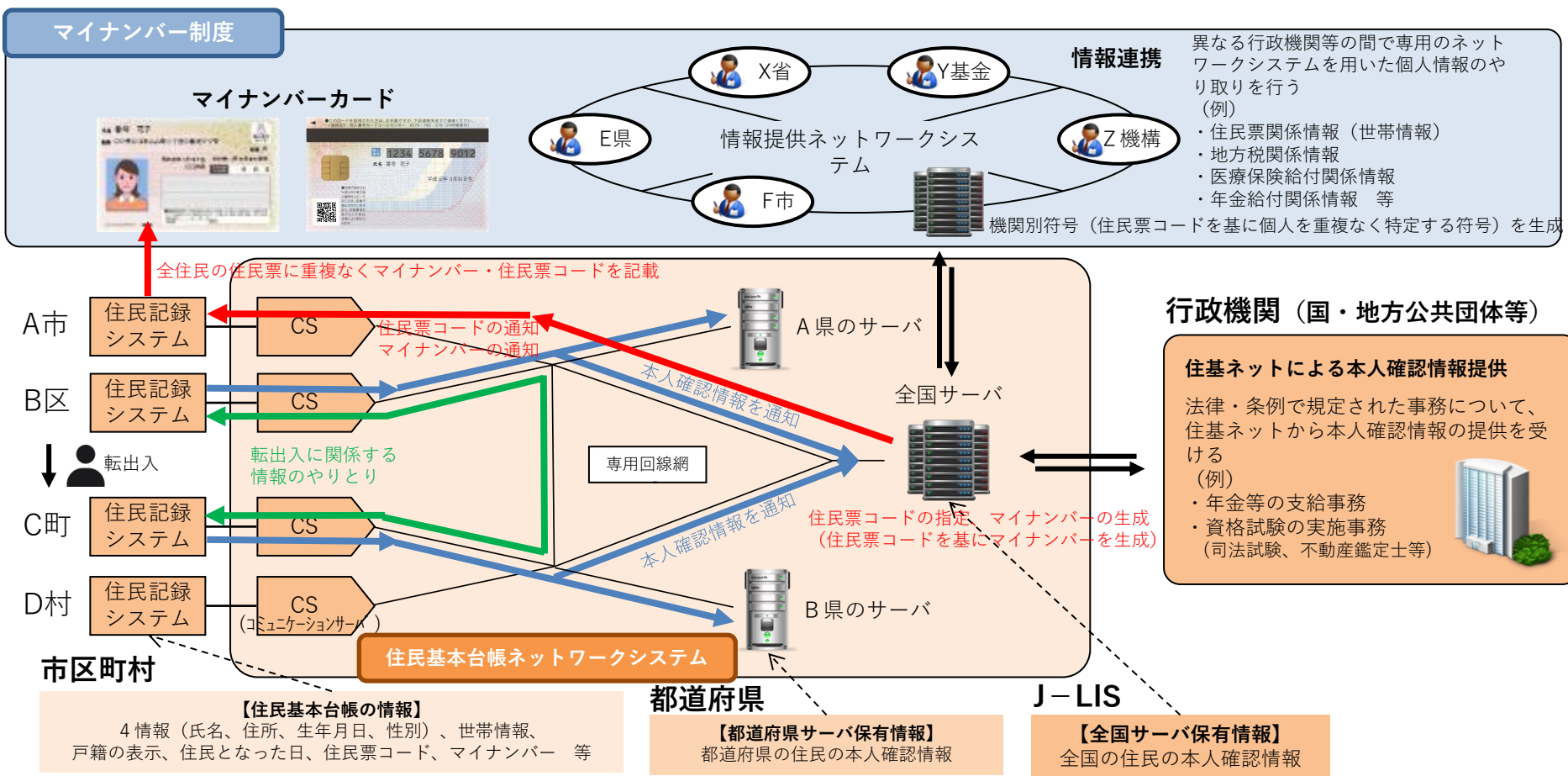


<主な施策>

- | | | |
|---|------------------------------|-----|
| 1 | 住民基本台帳ネットワークシステムの運営 | P 3 |
| 2 | マイナンバーカードの発行、交付及び管理 | P 5 |
| 3 | 自治体情報システムの標準化 | P 9 |
| 4 | 地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化（重点分野） | P13 |

住民基本台帳ネットワークシステムとマイナンバー制度

- 住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムとして構築されたもの。
- 住基ネットは、マイナンバー制度の基礎となる重要なシステムでもあり、全住民に重複なく指定される住民票コードは、マイナンバーや情報連携に用いる機関別符号の生成の基礎となっている。



※住民基本台帳で保有する情報のうち、本人確認情報（氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報）に限り住基ネットで連携

(参考) 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の効果

- 住基ネットによる行政機関への本人確認情報提供の件数は、以下のとおり増加しており、これにより、**従来、住民が各種行政手続の際に求められていた住民票の写し等の添付が省略されている。**

- 国の行政機関等に対して本人確認情報を提供
(年金支給事務、税務事務など)

→ **年間約16億件**

- 地方公共団体に対して本人確認情報を提供
(地方税の賦課徴収、選挙事務など)

→ **年間約8,778万件**

効果

- 行政手続における住民票の写しの省略
(パスポートの受給申請、免許等の申請等)

→ **全国で年間約1,200万件程度**

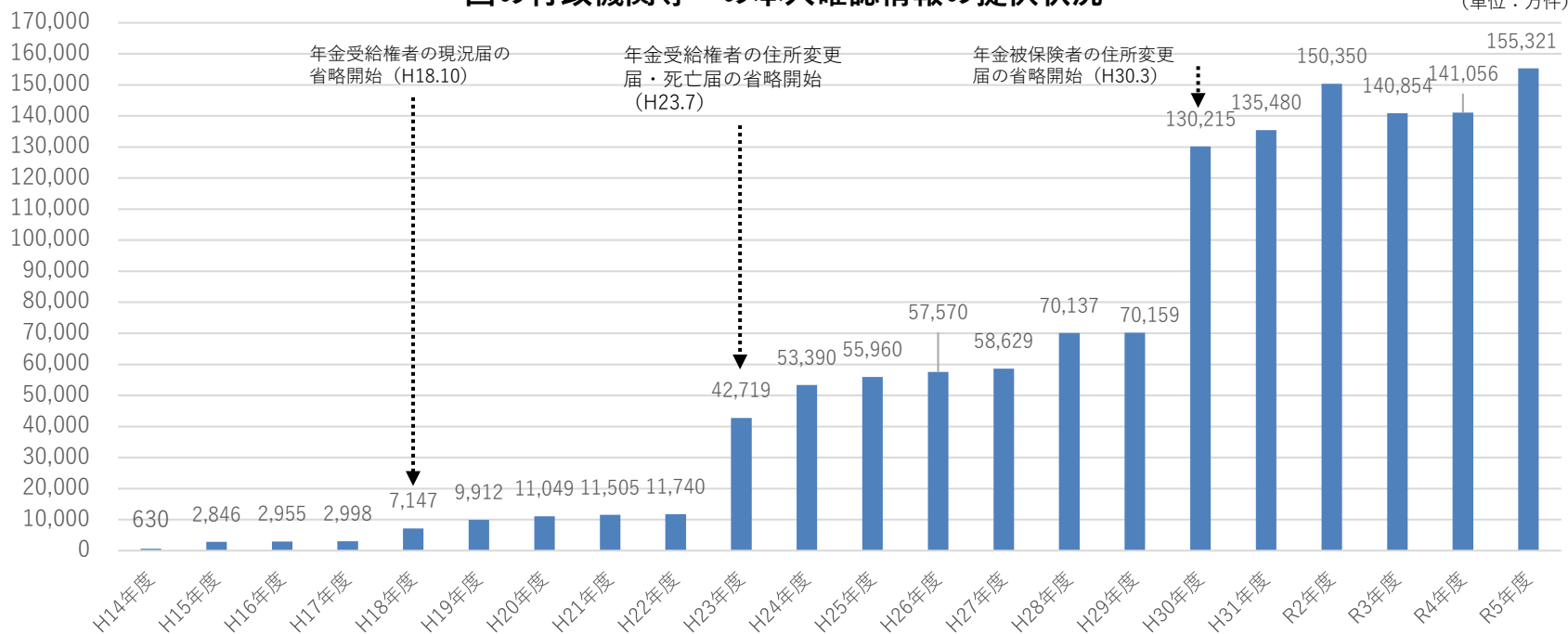
- 年金受給権者・被保険者の住所変更届、死亡届の提出を省略

→ **全国で年間約1,400万件程度**

- 年金受給権者の年金の現況届の提出を省略

→ **全国で年間約4,000万人分程度**

国の行政機関等への本人確認情報の提供状況



マイナンバーカードの概要

< マイナンバーカードに係るデジタル庁との役割分担 >

デジタル庁 利活用の推進

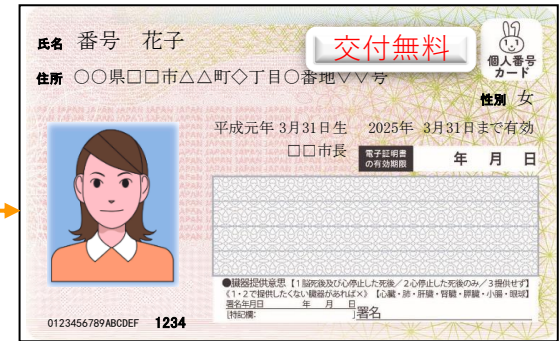
総務省 発行、交付及び管理

< マイナンバーカードの概要 >

対面での本人確認

- ✓ 顔写真付きの本人確認書類として
 - 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
 - 顔写真があるのでなりすましができない
 - 公私での本人確認が可能

表



電子的な本人確認

- ✓ オンラインで安全・確実に本人を証明
 - 署名用電子証明書を用いて、各種申請手続きが可能（確定申告や証券口座の開設申込みができる）
 - 利用者証明用電子証明書を用いて、本人確認が可能（コンビニで住民票の写しなどの取得や、健康保険証としての利用ができる）
- ✓ 空き領域にデータを格納することで、身分証(国家公務員等)等としても利用可能（運転免許証一体化はこの方式を利用）

マイナンバーの提示

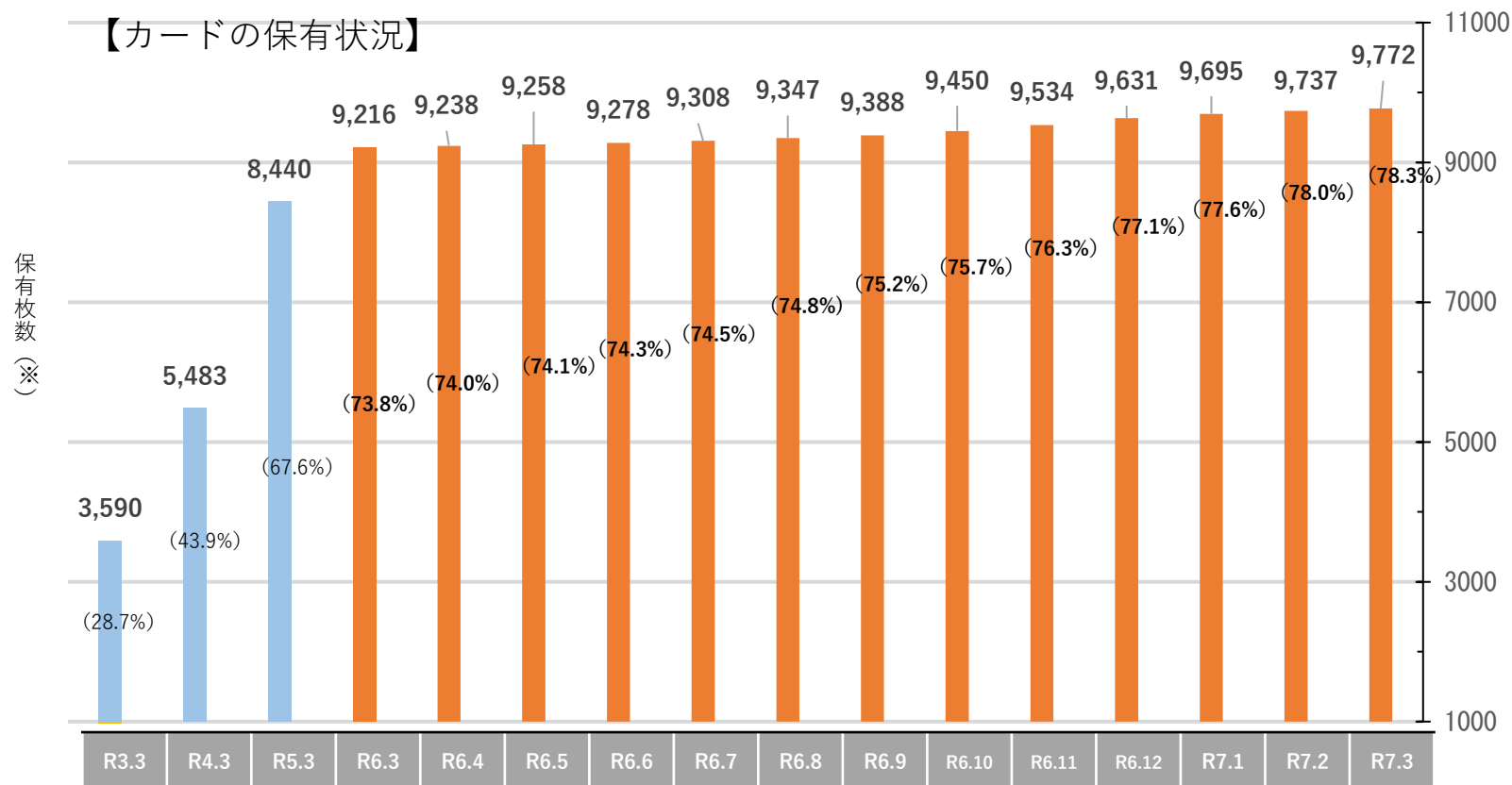
- ✓ このカードを提示することで、自分のマイナンバーを証明
 - 社会保障・税などの手続きで、添付書類が不要に



裏

(参考) マイナンバーカードの保有状況

○ 令和7年3月末時点の保有枚数は**9,772万**、人口に対する割合は**78.3%**



※ 令和5年度及び令和6年度の各月は年度末及び月末時点における保有枚数及び人口に対する保有枚数の割合

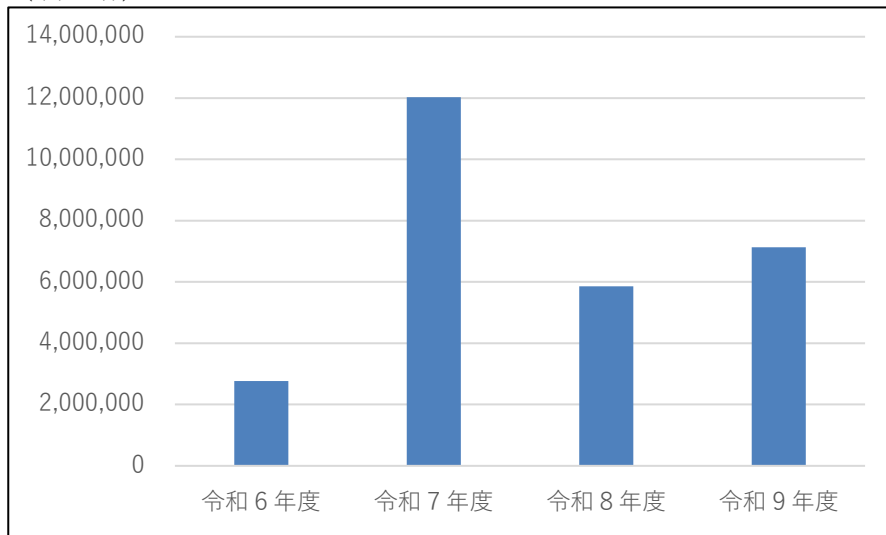
(参考) マイナンバーカード・電子証明書の有効期限切れに係る想定更新件数

- 令和7年度以降、マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限切れ件数が増加し、市区町村において、これらの更新に係る業務の急増が見込まれる。

(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
令和6年度	280
令和7年度	1,200
令和8年度	590
令和9年度	710

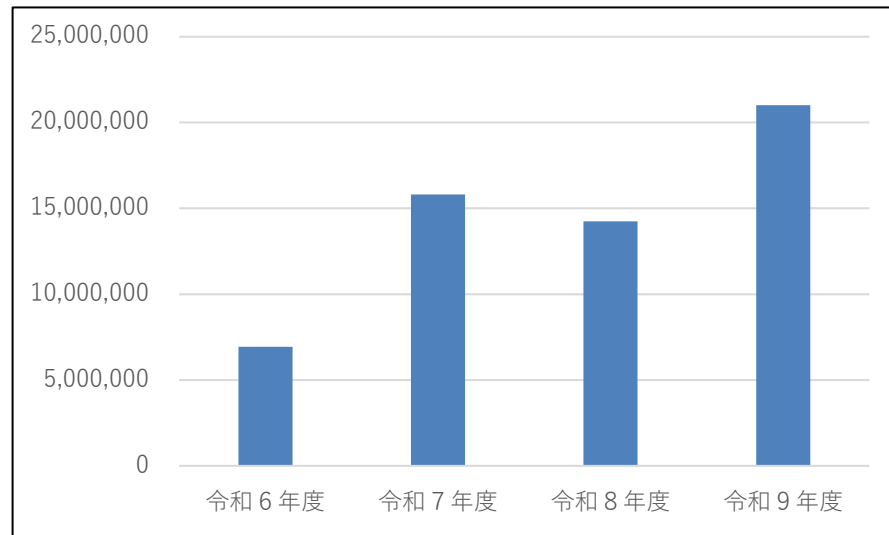
(単位：件)



(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数※
令和6年度	690
令和7年度	1,580
令和8年度	1,430
令和9年度	2,100

(単位：件)



※利用者証明用電子証明書が更新となるもの

「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するWG」における検討

人口減少下で市町村の経営資源が制約されていく状況を踏まえ、デジタル技術の活用により、住民基本台帳やマイナンバーカード等に係る市町村の事務負担を軽減することで、住民サービスの維持・向上につなげるための方策について幅広く議論を行う。

主な検討内容

1. 住民基本台帳・マイナンバーカード関連事務に係る市町村の負担軽減方策

○ 住民票の写しの交付等の住民基本台帳事務に係る負担軽減方策

住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステムの活用（行政機関向け）や公的個人認証サービスの活用（民間事業者向け）により、住民票の写しの発行件数を削減する方策を検討。また、住民票の写しを電子的に交付する方法について、費用対効果等を含めて実現可能性を検討

○ マイナンバーカード関連事務に係る負担軽減方策

市町村が行っているマイナンバーカード交付・電子証明書発行事務に係る負担軽減方策を検討。また、転入届・転居届や転入・転居時のマイナンバーカード・電子証明書関連事務のオンライン化について、確実な本人確認や居住実態の確認等に関する課題を踏まえた方策について検討

○ 住民基本台帳等関連システムの管理運用に係る負担軽減方策

CS（コミュニケーションサーバ）に係る市町村の負担軽減のため、CSのクラウド化等の方策を検討

2. 都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策

市町村に事務負担が発生しないよう、都道府県が自ら住民サービス（例：給付金支給等）を提供する場合に、都道府県が必要とする住民情報を円滑に取得し、活用するための方策を検討

スケジュール

令和7年4月以降、月1回程度開催し、年内に報告書の取りまとめを予定

これまでの取組・現状

- 自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズにより、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まない
 - ・住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい
 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立。

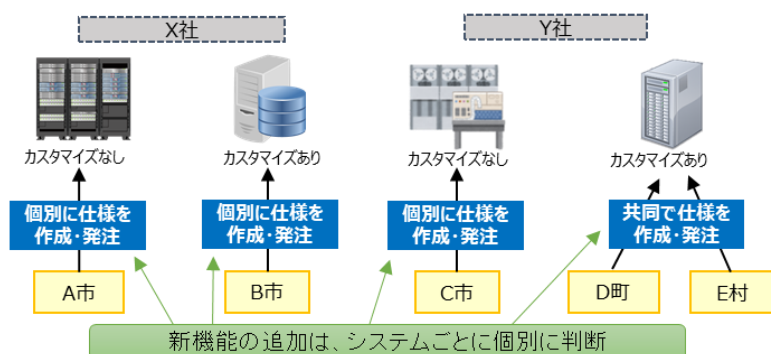
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

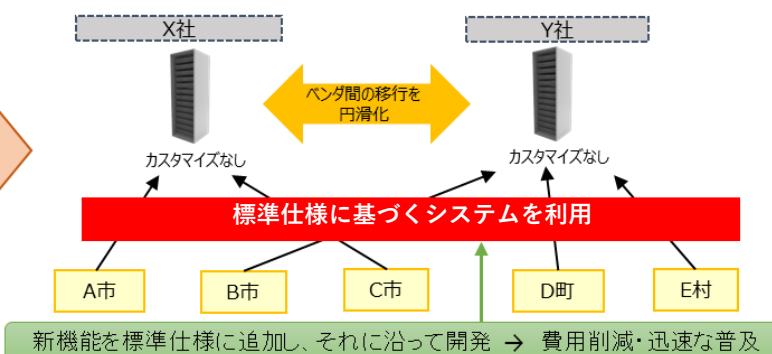
- 標準化・共通化の取組により、人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供や地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力できるようにするとともに、オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。
- 原則、令和7年度（2025年度）までに、標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



- 標準化対象の20業務（※）に係る自治体の情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化に向けた自治体の取組を支援し、原則、令和7年度（2025年度）までに標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）を利用する形態に移行することを目指す。

※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

概要

R 6 補正予算計上額：194億円
補正後 合計額：7,182億円

- 全国の自治体への移行経費の調査結果に基づき、物価上昇等を踏まえ、円滑かつ安全に標準準拠システムへ移行することができるよう、令和6年度補正予算に計上。今後、上限額等の改定を検討。

< 基金の造成先 > 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）

< 基金の主な使途 >

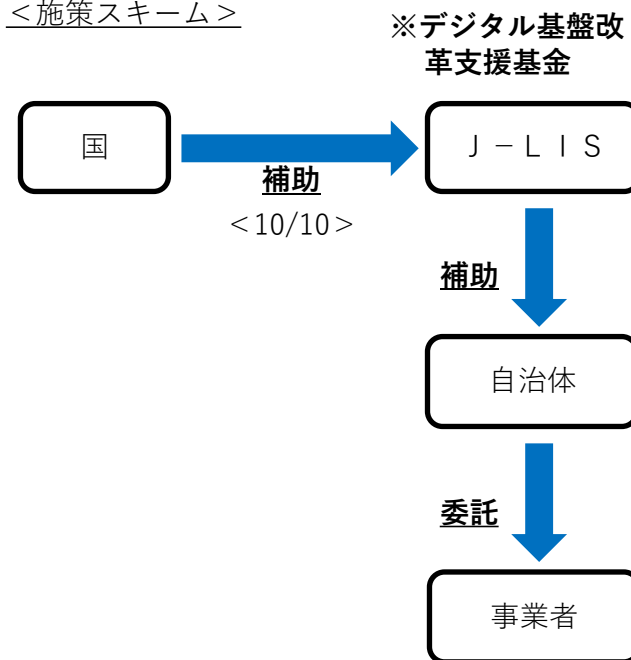
○ 標準準拠システムへの移行に要する経費

- ・ 標準準拠システムへの移行準備経費（現行システム分析調査、移行計画策定等）
- ・ システム移行経費（接続、データ移行等） など

< 基金の年限 > 令和7年度（2025年度）まで

⇒ 5年延長し、令和12年度（2030年度）末まで

< 施策スキーム >



本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

< 予算事業名及び行政事業レビューシートURL >

予算事業名	行政事業レビューシートURL
戸籍における「氏名の読み仮名」の法制化に伴う、住民票等の記載事項の見直しに係る経費	https://rssystem.go.jp/project/e01c1725-e40b-4dca-aeb9-f747815a5237
自治体情報システムの標準化・共通化に伴う市町村間通知の改修	https://rssystem.go.jp/project/651b6ead-4f55-4da5-8e45-59bfda8bd85a
住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策経費	https://rssystem.go.jp/project/f3ffd8b0-2fcb-4d0a-825a-396362e7cbbc
マイナンバーカードの発行・交付に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/9fa9d69e-b115-4d51-904c-155f1b4148cc
社会保障・税番号制度の導入及び利活用の検討に要する経費 (個人番号カードの普及・利活用に要する経費)	https://rssystem.go.jp/project/1af47886-cb53-406e-bd98-f081434e7b7d
番号制度の実施に必要なシステム整備等事業	https://rssystem.go.jp/project/c00fd2ff-7c48-4b47-9a3d-96b7b8cb3618
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/e1e466a0-1f3b-48cc-9656-a968cfb08191
デジタル基盤改革支援補助金	https://rssystem.go.jp/project/e8060f77-d11b-4676-8f1c-4cd1a6820e66
地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業	https://rssystem.go.jp/project/8432d986-a132-44d3-8648-46288e926a41
自治体向けペネトレーションテスト実証事業	https://rssystem.go.jp/project/d14d9cb6-7ae0-4fd2-a057-5e65e453a04d
自治体情報セキュリティ強化対策事業	https://rssystem.go.jp/project/5d60c1e9-e70a-4db4-870e-d4cc2f473fe2
自治体情報システムの標準化・共通化に対応するための総合行政ネットワークの改修等に要する経費	https://rssystem.go.jp/project/2e3e69ec-3485-47a8-9183-415405d3dfe1

本政策に係る予算事業の名称・行政事業レビューシート及びその他参考資料

< 参考資料 >

審議会・研究会名	掲載ページURL
デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/jizokukanonachihozaisei/index.html
地方制度調査会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi.html
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/chiho_security_r03/index.html

令和 7 年度
主要な政策に係る評価書
政策 8 電子自治体の推進

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

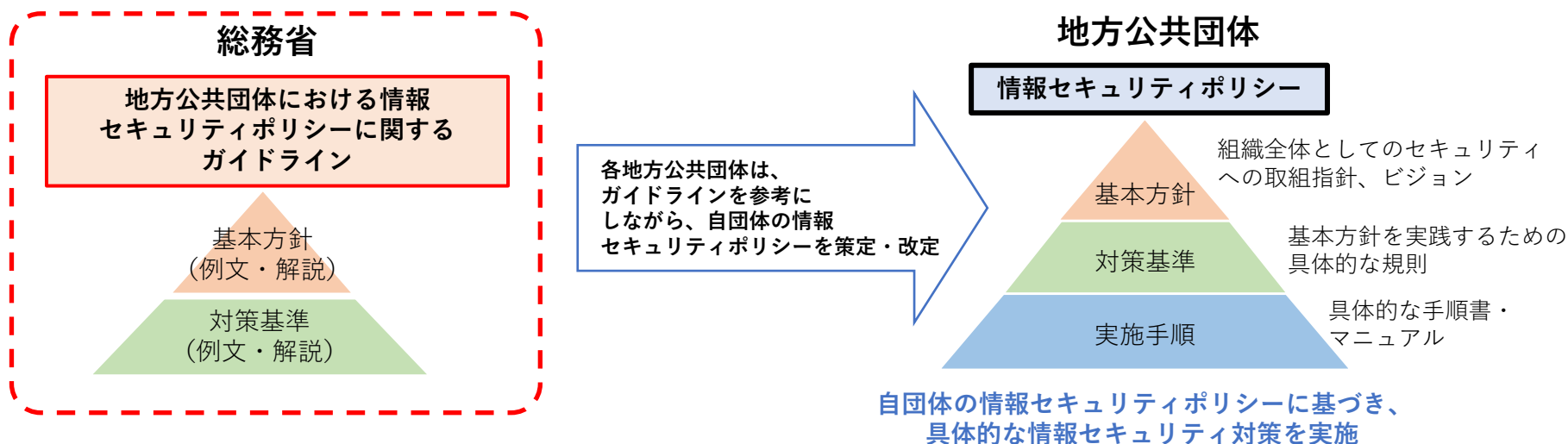
＜地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の強化＞

1. 概要・背景等

総務省の役割

- 改正地方自治法に基づき、総務大臣指針を各地方公共団体等に対して提示。
- **各地方公共団体のセキュリティ対策の指針**として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を**総務省が策定**し、**助言**を行う。
- 国における情報セキュリティ対策の動向やデジタル化の動向等を踏まえながら、有識者検討会（地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会）での議論を経て、**年度ごとに改定を実施**。

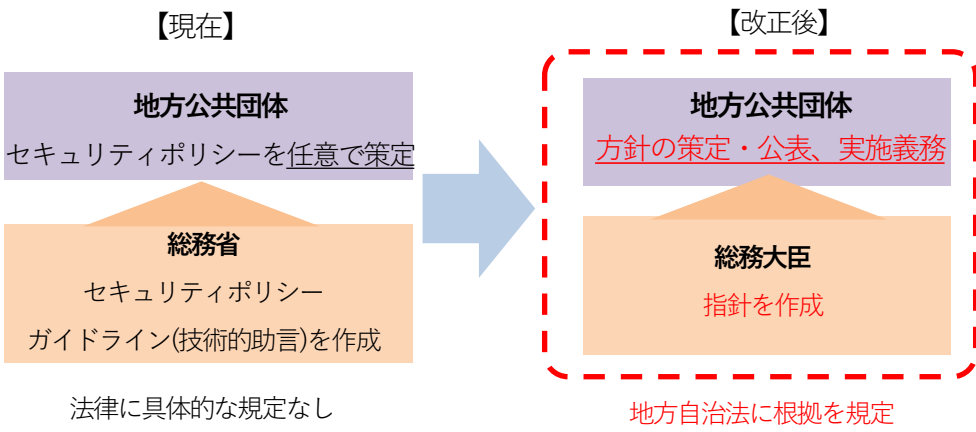
⇒地方公共団体におけるDXを進めることが急務となる中で、サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることなどから、住民情報等の機微な情報を保有し、国民生活に密接に関係する基礎的なサービスを提供している地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の更なる強化を図る必要がある。



地方自治法の改正（令和6年通常国会成立）

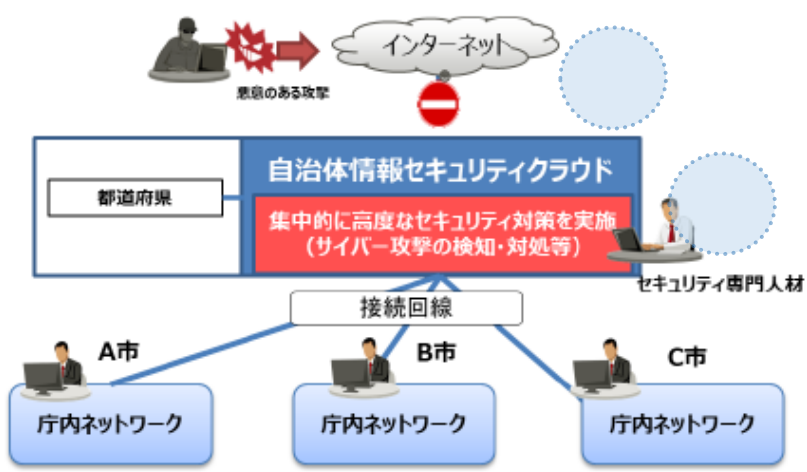
改正概要

- 地方公共団体は、サイバーセキュリティの確保など情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。
- サイバーセキュリティの確保について、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、必要な措置を講じる。総務大臣は、方針の策定等について指針を示す。（令和8年4月1日に施行予定。）



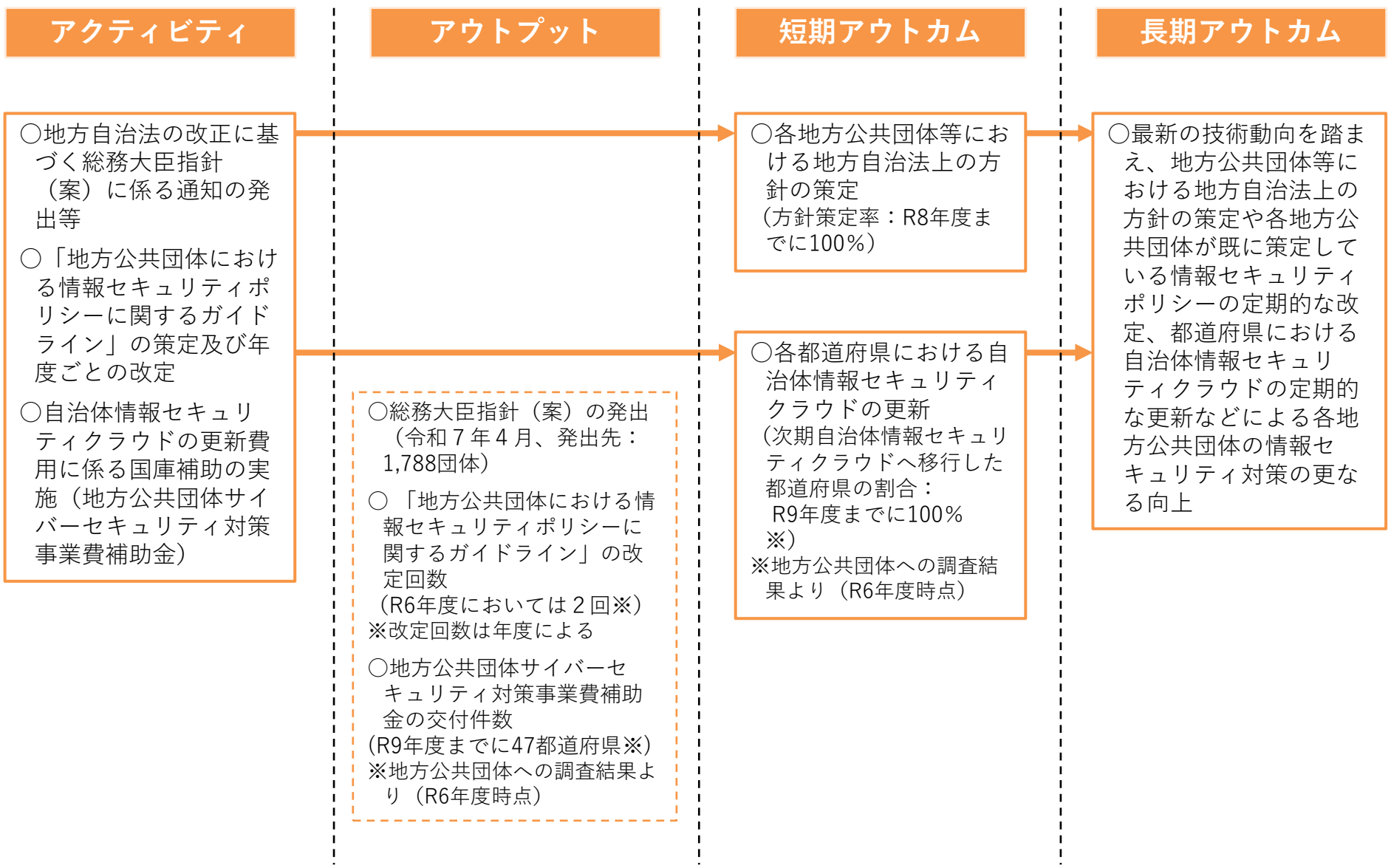
自治体情報セキュリティクラウド（地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金）

- 中小規模団体を含めた全体のセキュリティレベル向上のため、マイナンバー制度の開始に合わせて各都道府県が域内市町村のWebサーバ等をカバーする形で整備。総務省が標準要件（最低限満たすべき事項（必須要件））及び各都道府県の要求水準に応じて導入を検討する事項（オプション要件））等を提示し、自治体情報セキュリティクラウドの更新（おおむね5年に1回）に対して、国庫補助を実施。



インターネット通信の監視
インシデントの予防（ファイアウォール等の
ゲートウェイ対策、メールセキュリティ対策、
Webサーバセキュリティ対策等） 等

2. 効果発現経路

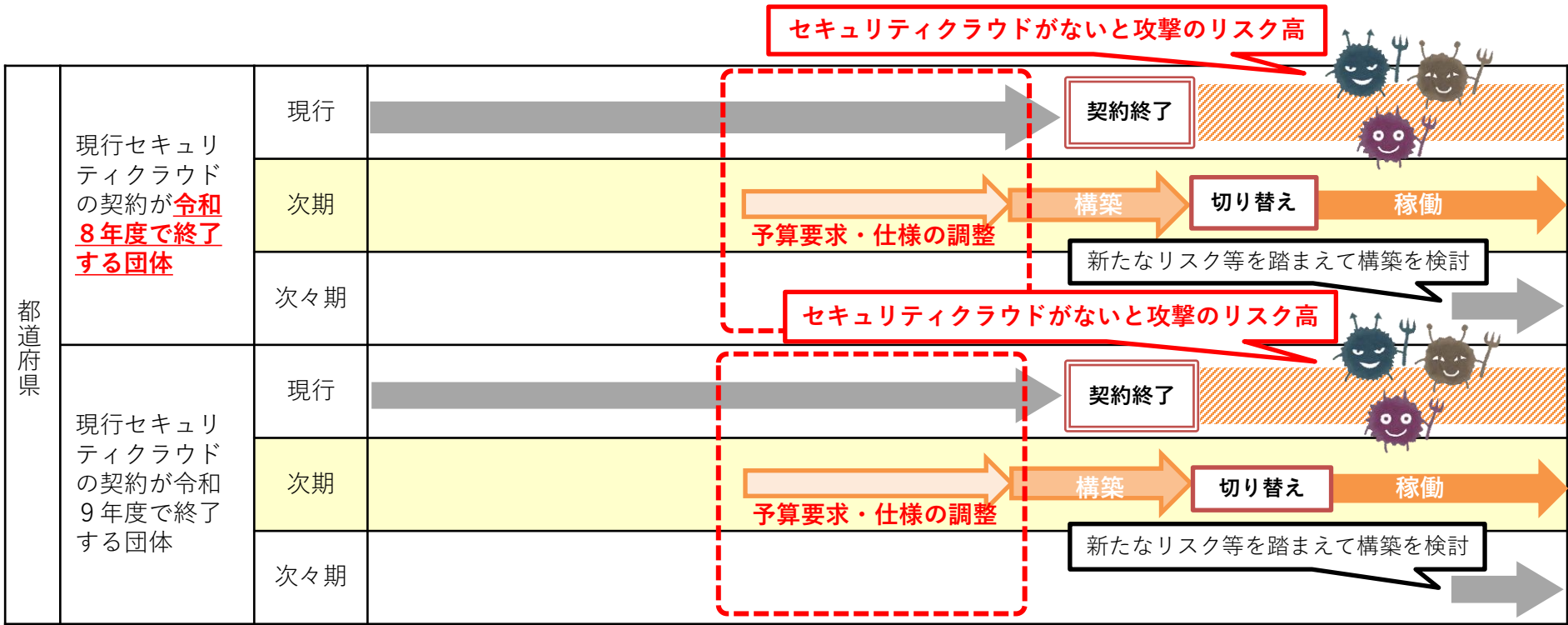


3. 現状・課題

- 現状：改正地方自治法施行日（令和 8 年 4 月 1 日）までに、各地方公共団体等において地方自治法上の方針を策定
全都道府県において、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行
- 課題：全地方公共団体等における地方自治法上の方針の策定及び公表
全都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行費用の確保
（地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用促進）

第 3 期自治体情報セキュリティクラウドへの移行イメージ

契約終了までに次期自治体情報セキュリティクラウドに移行しないと**サイバー攻撃の危険性**が高まる



4. 今後の方向性

- 全地方公共団体等における確実な方針の策定と公表
- 各都道府県における次期自治体情報セキュリティクラウドへの速やかな移行
 - ・ 都道府県に対し、地方公共団体サイバーセキュリティ対策事業費補助金の活用を促進する。
 - ・ 令和9年度めどの移行に向けて、都道府県に対する適切な助言を行う。

※上記に限らず、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の向上のために必要な施策を講じる。

(参考) デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和7年6月13日閣議決定)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4 取組の方向性と重点的な取組

(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

⑤ サイバーセキュリティの確保

(略) さらに、国・地方公共団体等のネットワークを通じた相互接続や情報連携がますます進展する中で、地方公共団体においてもサイバーセキュリティ対策の重要性が高まっていることから、総務省は、関係機関と連携し、地方公共団体のサイバーセキュリティ対策の向上に取り組む。 (略)

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2025 (令和7年6月13日閣議決定)

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

(略) 地方公共団体のサイバーセキュリティ確保のための方針策定の推進、セキュリティ基盤の強化など更なる安全性確保の取組強化とともに、 (略)

(参考) 改正地方自治法 (令和8年4月1日施行)

(サイバーセキュリティを確保するための方針等)

第244条の6 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。

2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第1項の方針(政令で定める執行機関が定めるものを除く。)の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとする。

4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術の研究開発・標準化の推進				番号	⑨	(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額										
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額					8 年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術の研究開発の推進に必要な経費			7,867,132					11,741,733				
	一般会計	総務本省	情報通信技術研究開発推進費	情報通信技術分野の技術戦略に必要な経費			157,390					657,000				
	小 計				一般会計		8,024,522					12,398,733				
					<		>	の内数	<		>	の内数				
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	国立研究開発法人情報通信研究機構運営費交付金に必要な経費			30,050,000					32,502,330				
	一般会計	総務本省	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備に必要な経費			310,000					310,000				
	小 計				一般会計		30,360,000					32,812,330				
					<		>	の内数	<		>	の内数				
						特別会計										
						<		>	の内数	<		>	の内数			
合 計					一般会計		38,384,522					45,211,063				
					<		>	の内数	<		>	の内数				
					特別会計											
					<		>	の内数	<		>	の内数				

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術高度利活用の推進				番号	⑩	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	⑪		1,656,977				6,958,475			
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費			46,010				45,903			
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費			1,243				565			
	小 計				一般会計		1,702,987				7,004,378			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計		1,243				565				
				<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計				一般会計		1,702,987				7,004,378				
				<		>	の内数	<		>	の内数			
				特別会計		1,243				565				
				<		>	の内数	<		>	の内数			

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	放送分野における利用環境の整備				番号	⑪	(千円)								
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額									
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術高度利活用推進費	情報通信技術の利活用高度化に必要な経費	⑩		151,398								
	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑫		4,702,959				5,503,128				
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑫		8,397				8,385				
	小 計				一般会計		4,862,754				5,511,513				
<							>	の内数	<		>	の内数			
特別会計															
	<		>	の内数	<		>	の内数							
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの															
	小 計				一般会計										
<							>	の内数	<		>	の内数			
特別会計															
	<		>	の内数	<		>	の内数							
合 計					一般会計		4,862,754				5,511,513				
						<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計										
						<		>	の内数	<		>	の内数		

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策11：放送分野における利用環境の整備
担当部局・課室名	情報流通行政局総務課
作成責任者名	情報流通行政局総務課長 井田 俊輔
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策11 放送分野における利用環境の整備

第 1 部 政策の全体像と取組状況

放送の基本的性格

放送：「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」(放送法第2条第1号)

↳ 放送の特徴：① 不特定多数・同時・同内容 ② 一方通行(放送事業者⇒視聴者)⇔双方向(通信)

= **多くの国民に同時に同じ内容を伝達することができる社会的な影響力が大きいメディア**

放送の社会的役割(放送への期待)

- ・ 国民の「**知る権利**」を充足し、**健全な民主主義の発達に寄与**すること。
- ・ **社会の基本情報の共有**や多様な価値観に対する相互理解を促進すること。
- ・ 取材や編集に裏打ちされた**信頼性の高い情報を発信**すること(=情報空間の健全性確保に貢献)。
- ・ 災害時の**生命・身体**の安全確保に必要な情報を迅速かつ**確実に提供**すること。

放送政策の目的

放送番組や放送由来の情報(放送コンテンツ)をインターネットを含む多様な伝送手段で国民・視聴者に届けることができる環境を整備すること

【目的・実現に向けた具体的な取組】

① 持続可能な放送インフラの構築・維持 →P8

② 災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築 →P9、10

⇒ 第2部「特に注力する／改善を図る施策(重点分野)」で詳述

③ 放送を取り巻く環境変化を踏まえた放送制度の検討 →P11

④ 在留邦人に対する必要な情報提供、外国への日本の立場の発信 →P12

放送を取り巻く環境変化

放送の安定的・継続的な
提供への対応

情報空間の
健全性確保への対応

少子高齢化による人口減少の加速
(特に地方)

地震や豪雨など
大規模災害の頻発化・激甚化

ブロードバンドの普及に伴う情報の伝送手段の多様化

不安定な
国際情勢

放送インフラの維持
コストの負担増大

広告費の減少

大規模災害時に安定的に
放送サービスを提供する必要性

動画配信サービスの拡大

情報空間の拡大
(放送・新聞→SNS)

外国に向けて
正確な情報を
発信する必要性

若者を中心とする
「テレビ離れ」

コネクテッド
テレビの普及

インターネット上の
偽・誤情報の拡散

① 持続可能な
放送インフラの構築・維持

② 災害に強い放送インフラ
災害時の即応体制の構築

③ 放送を取り巻く
環境変化を踏まえた放送制度の検討

④ 在留邦人に対する必要な情報提供、
日本の立場の諸外国への発信

環境変化を踏まえた放送の政策課題

- 様々な情報が様々な伝送手段によって伝播する中、情報空間の健全性を確保し、公衆の相互理解や対話を促進していく上で、放送の社会的な役割（取材や編集に基づく、信頼性が一定程度担保された情報を発信する役割）に対する期待は大きい。
- また、自然災害の頻発化・激甚化や不安定な国際情勢の中において、国民の生命・身体、財産の保護に資する情報や諸外国に我が国の立場を発信していくことは引き続き重要である。
- そこで、**通信技術も活用しながら、「持続可能で災害に強い」放送インフラの構築**を進めることで、信頼性が一定程度担保された放送由来の情報（放送コンテンツ）を、必要なときに、必要とする人・届けるべき人に伝達することができる環境を構築する必要がある。

地上放送

テレビ

- ・NHK
- ・民間放送事業者

ラジオ

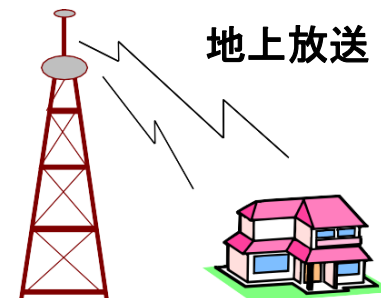
中波(AM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者

超短波(FM)

- ・NHK
- ・民間放送事業者
- ・コミュニティ放送事業者

※ その他、短波放送事業者



衛星放送

BS放送

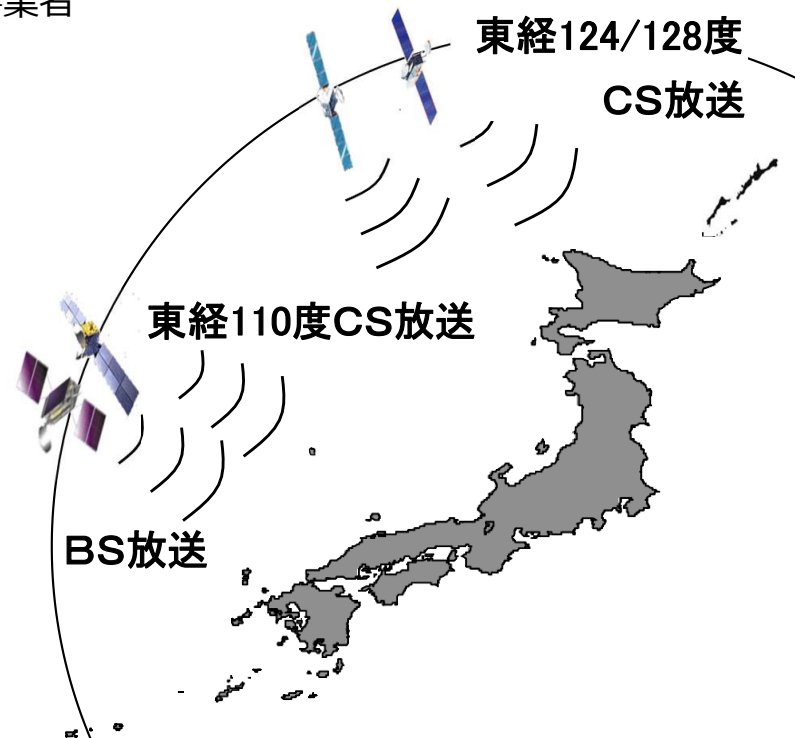
- ・NHK、放送大学
- ・民間放送事業者

※BS…Broadcasting Satellite、放送衛星。

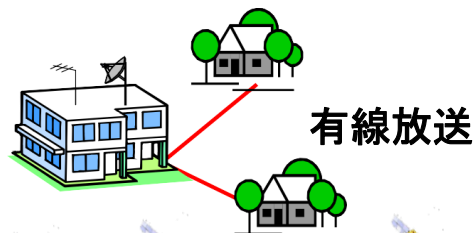
CS放送

- ・民間放送事業者

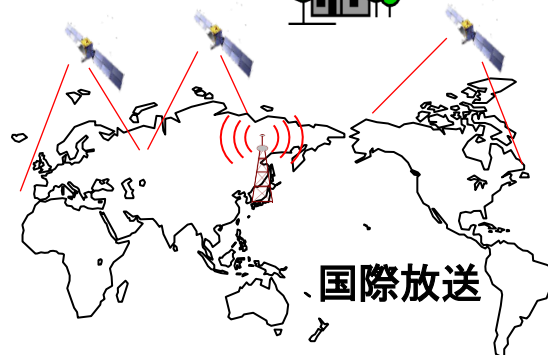
※CS…Communications Satellite、通信衛星。



有線放送
(ケーブルテレビ)



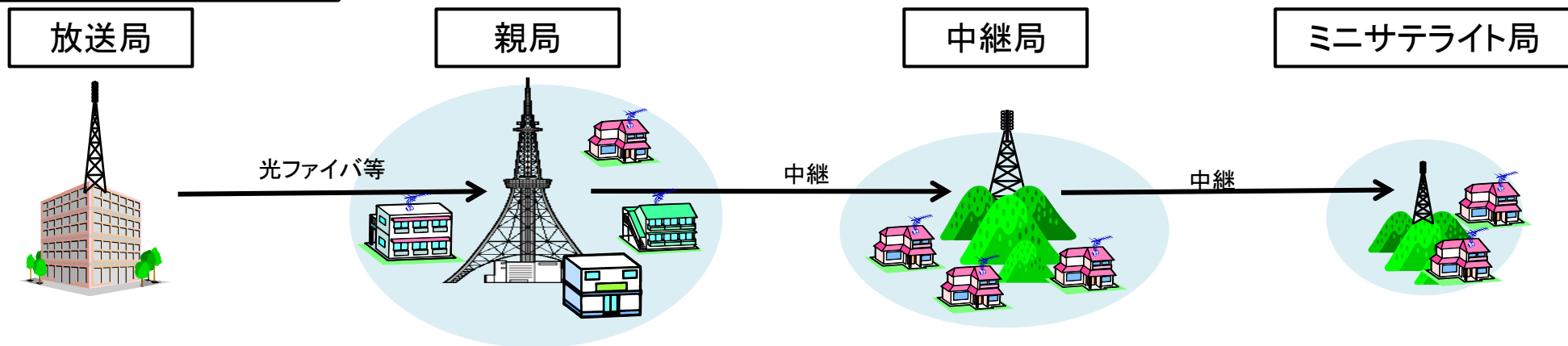
国際放送



○ 放送設備の維持管理

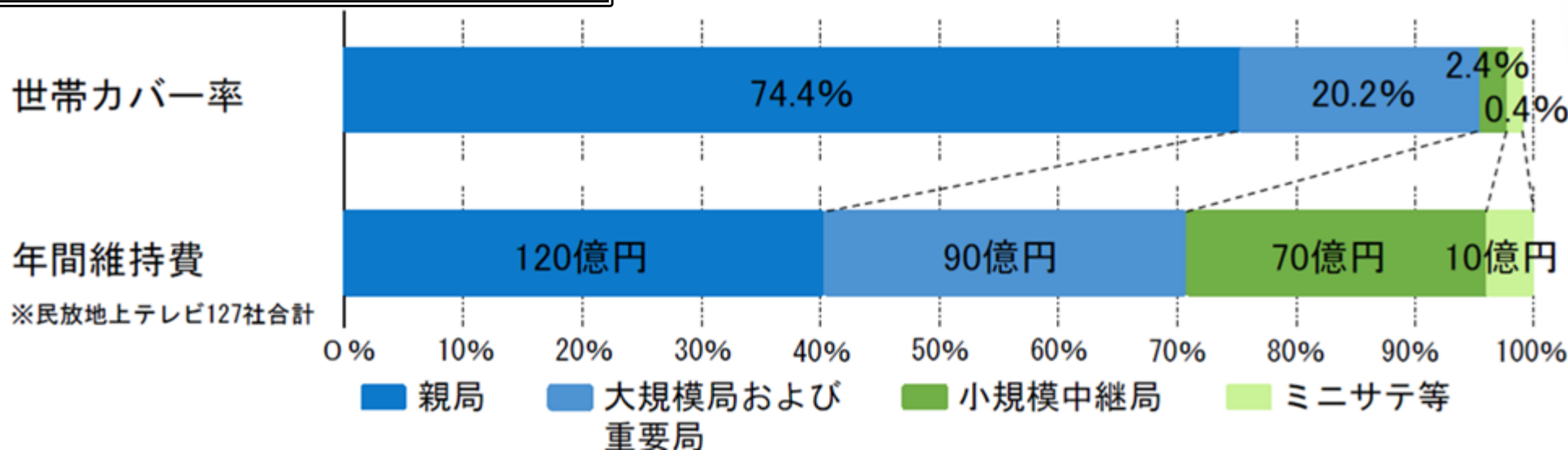
放送局が管理する「小規模中継局」及び「ミニサテライト局等」は、世帯カバー率が極めて小さい(合計3%弱)にもかかわらず、年間維持費の負担が大きく(約80億円/年)、放送局の経営を圧迫する一因となっている。

放送ネットワークのイメージ

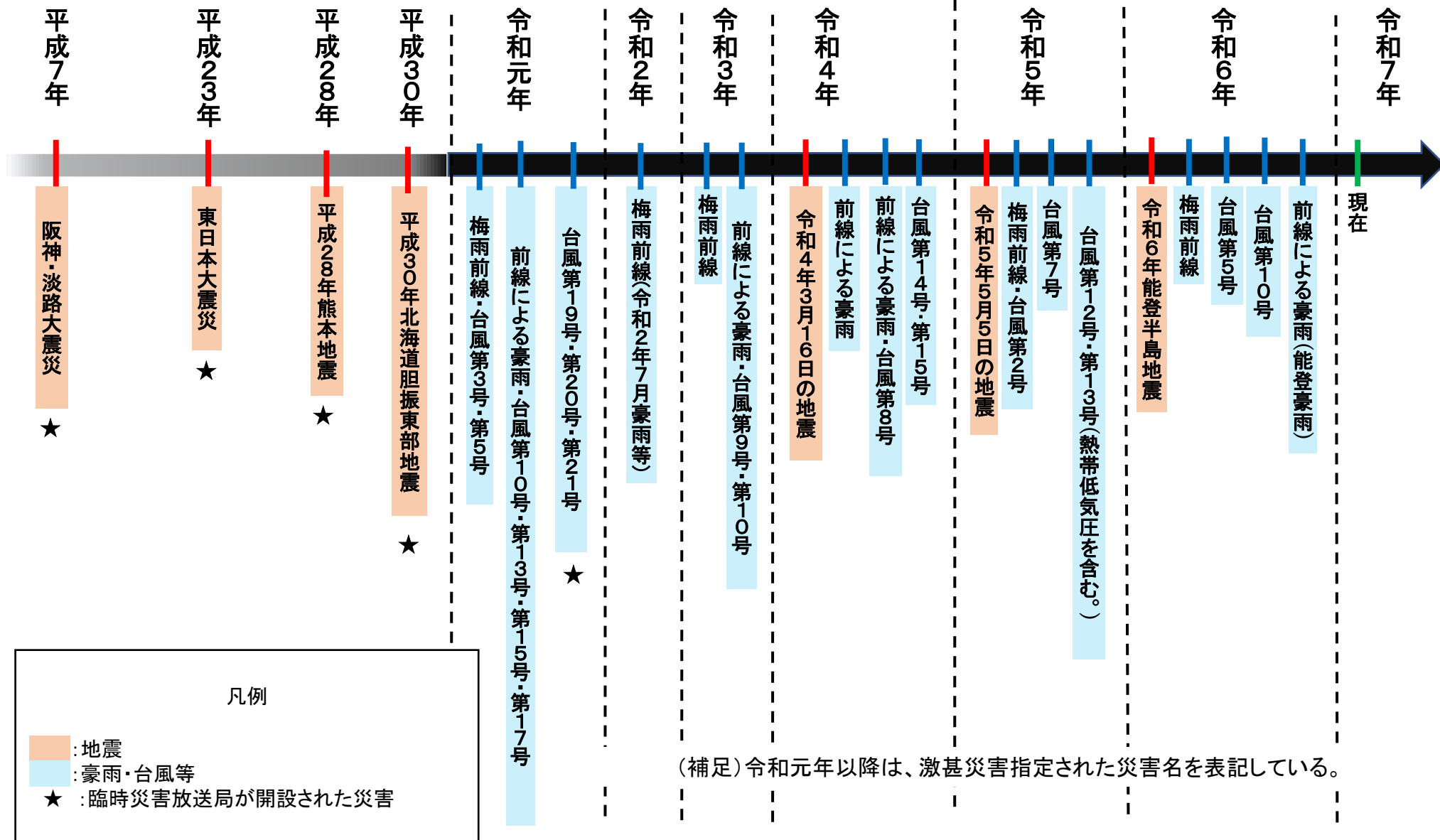


※ ミニサテライト局とは一般的に空中線電力が0.05W以下のものをいう。

地上テレビジョン放送の送信に係る経費(民放)

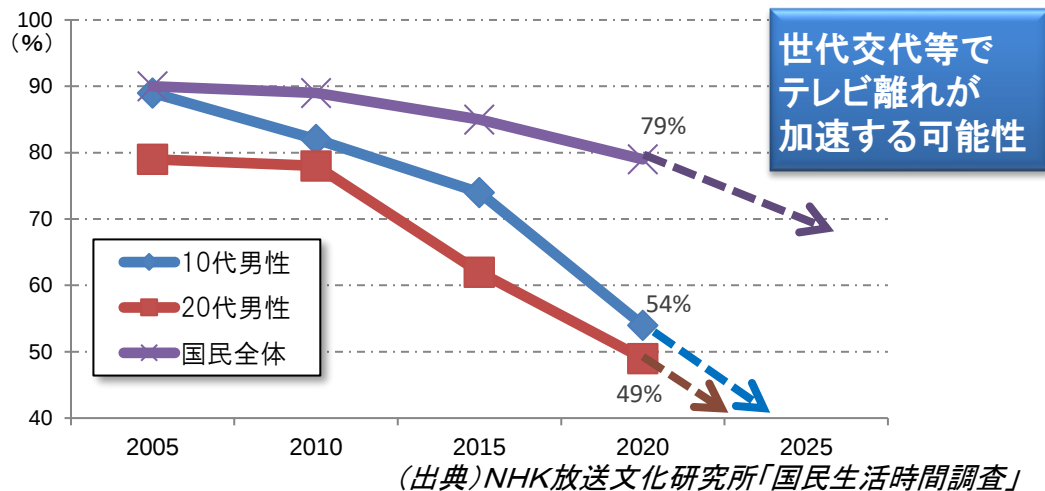


大規模な災害の頻発

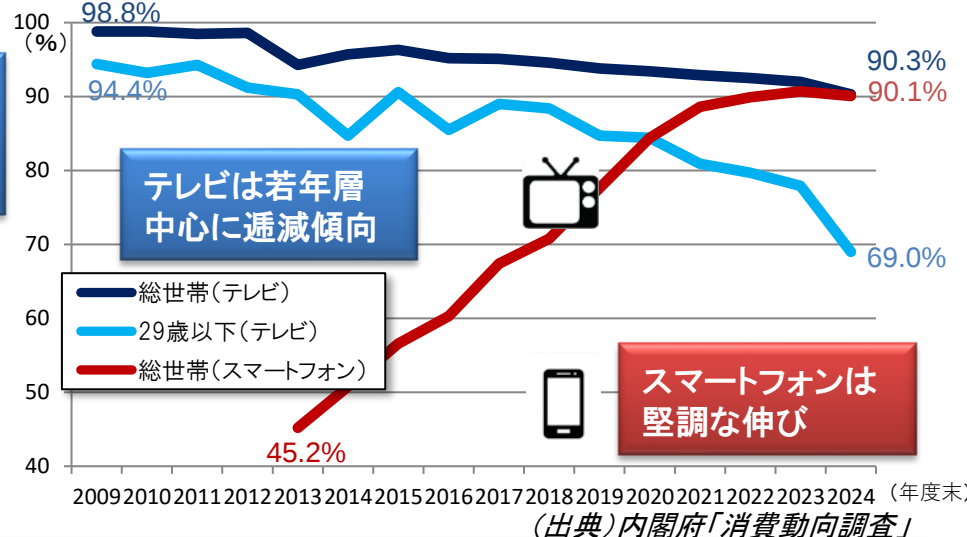


若者を中心としたテレビ離れ

■1日15分以上テレビを見る割合 (「行為者率」: 平日平均)

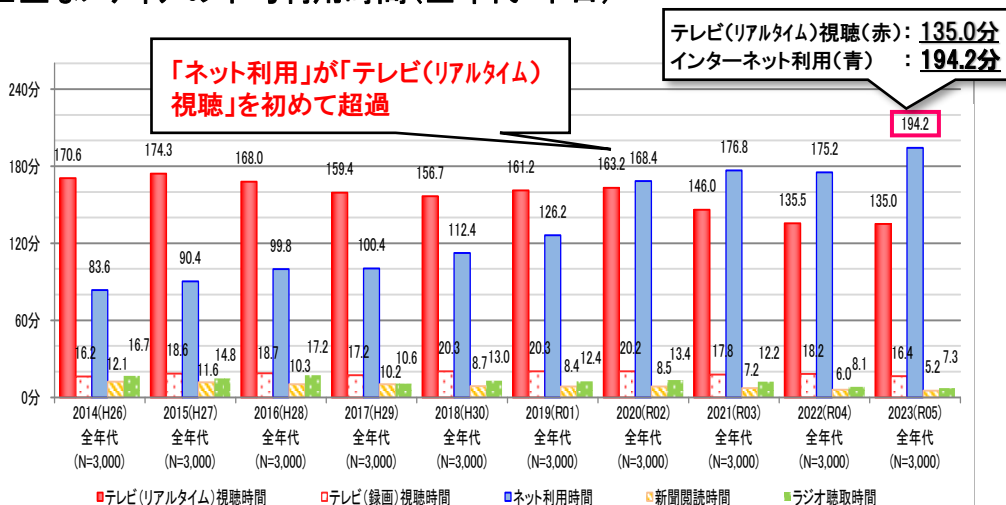


■世帯主別普及率「カラーテレビ」対「スマートフォン」

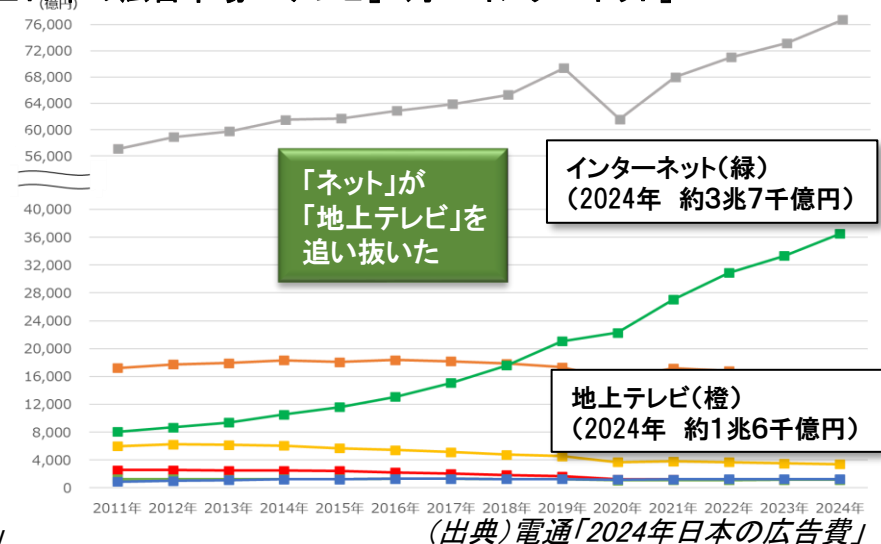


インターネット利用の進展

■主なメディアの平均利用時間(全年代・平日)



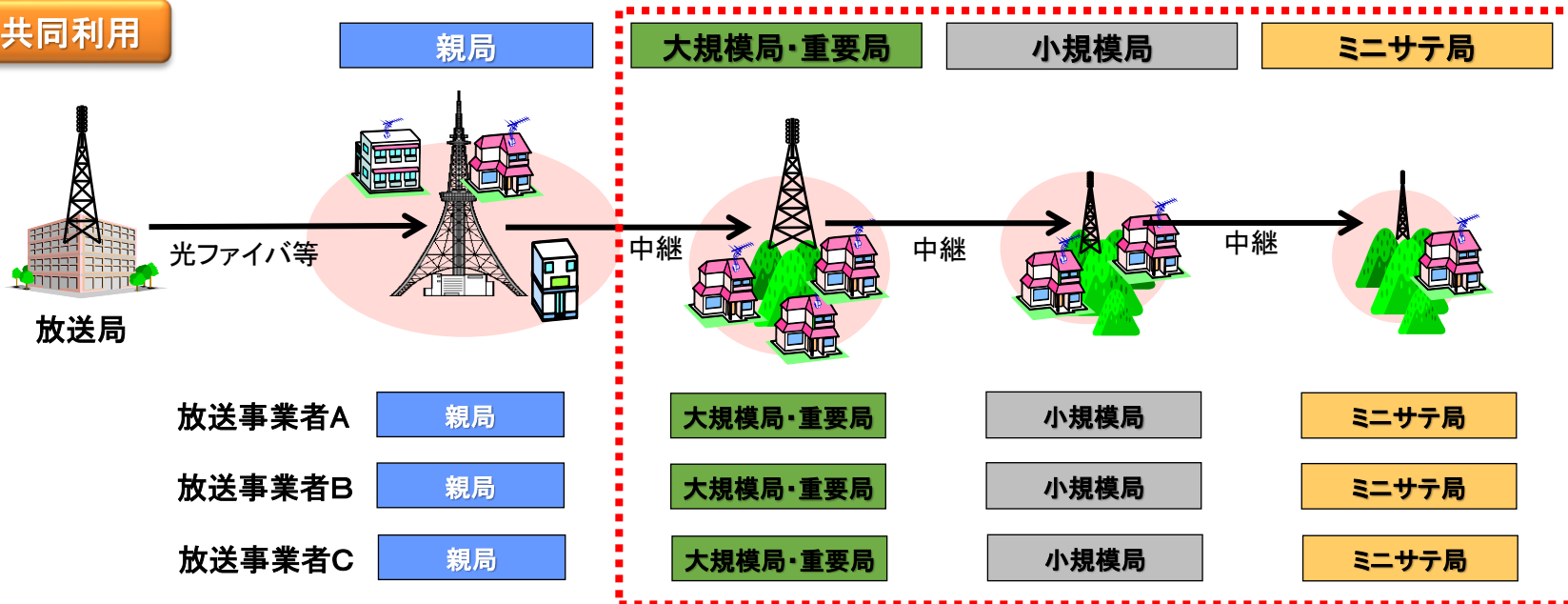
■日本の広告市場「テレビ」対「インターネット」



放送インフラに係るコストの削減

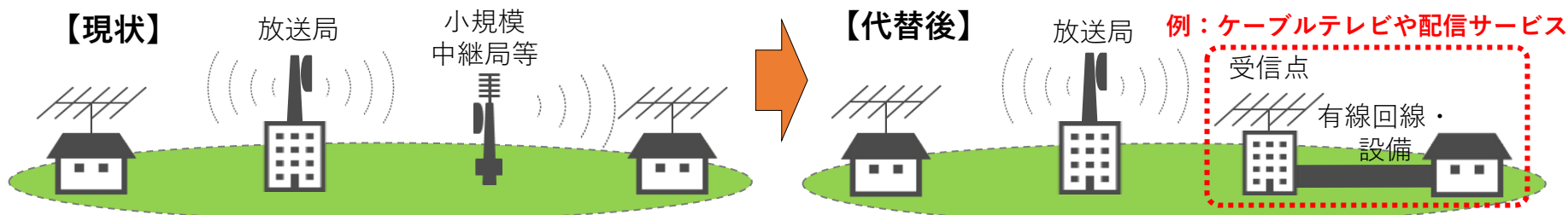
- 放送インフラの維持管理に係るコストを低減する観点から、放送法及び電波法を改正し、中継局の共同利用や小規模中継局等のブロードバンド等による代替の取組を進めている。

中継局の共同利用



ブロードバンド等による代替

放送事業者と異なる者（共同利用会社）が、
中継局の免許人となり、放送事業者の中継局をまとめて運用・管理

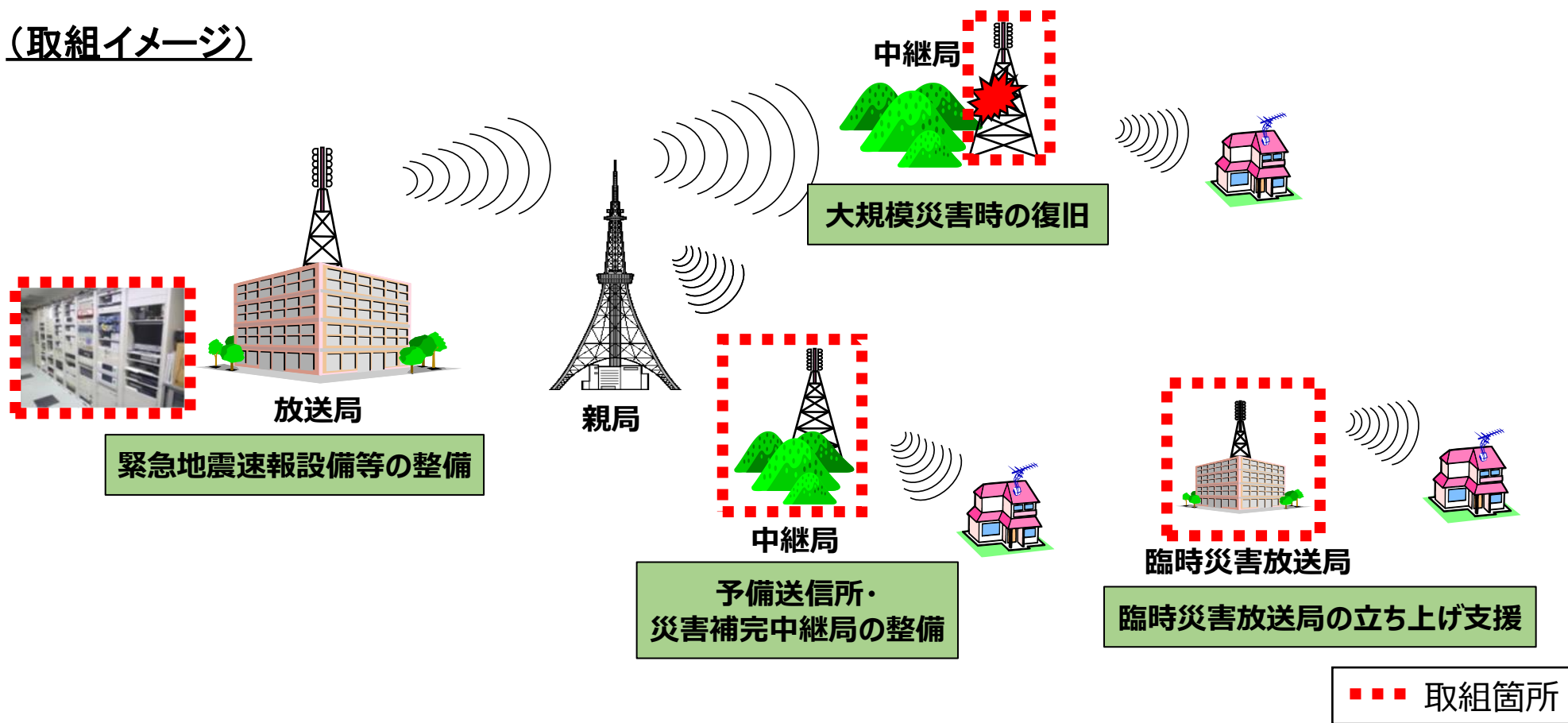


地上波（テレビ・ラジオ）の耐災害性強化等

※第2部で詳述

- 地上波（テレビ・ラジオ）は基幹放送事業者として災害放送（放送法第108条）の責務を有しており、被災情報や避難情報など国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供することが重要である。
- 総務省では、地上波の耐災害性強化として、大規模災害発生時の復旧、緊急地震速報設備等の整備、予備送信所の整備の支援等を行っている。

（取組イメージ）

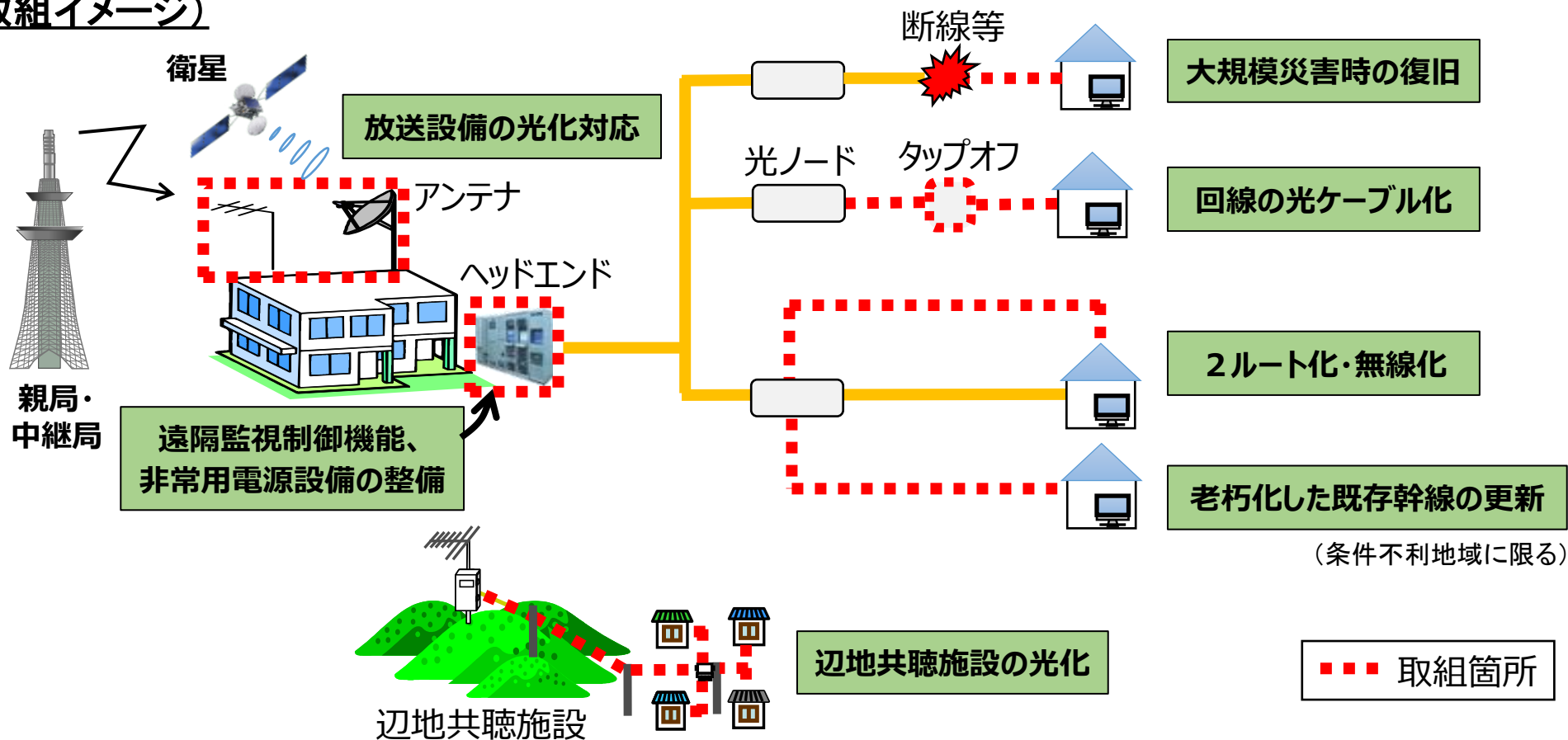


ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化

※第2部で詳述

- ケーブルテレビは有線（ケーブル）を用いてサービスを提供する性質上、大規模災害時にはケーブルの断線や電気設備の水没による故障等が発生し、停波のおそれがある。
- 総務省では、ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化として、大規模災害発生時の復旧、回線の2ルート化（複線化）、放送設備や回線の光ケーブル化等の取組を行っている。

(取組イメージ)



放送制度の検討

放送を取り巻く環境変化を捉え、時代に合わせた放送制度の検討を進めている。

放送を取り巻く大きな環境変化

- ・ブロードバンドの普及、動画配信サービスの伸長
- ・「テレビ離れ」、情報空間の放送以外への拡大
- ・人口減少の加速



デジタル時代における放送の意義・役割

- ・災害情報や地域情報等の「社会の基本情報」の共有
- ・取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信
- ・情報空間におけるインフォメーション・ヘルスの確保

2030年頃の「放送の将来像」

設備コストの負担軽減

ブロードバンド基盤やデジタル技術を積極的に活用

① 放送ネットワークインフラ

- 小規模中継局等の「共同利用型モデル」
- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替
- マスター設備の効率化（IP化、クラウド化等）

放送の価値のインターネット空間への浸透

② 放送コンテンツのインターネット配信

- インターネット空間への放送コンテンツの価値の浸透
- 放送同時配信等サービスの後押し
- NHKのインターネット活用業務の見直し

③ 経営基盤の強化

- 安定的な経営環境の実現
- コンテンツ制作への注力

柔軟な制度見直しにより、経営の選択肢を拡大

国際放送

- 放送法の規定に基づき、日本放送協会による在留邦人及び外国人への国際放送の実施により、在留邦人への必要な情報提供と外国人への我が国に関する情報発信を実施している。

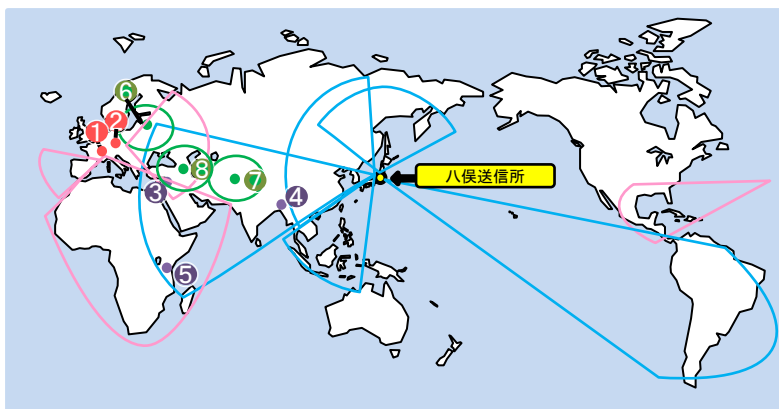
ラジオ国際放送

- 全世界に向けて、**17言語**(衛星)で放送

※ 八俣送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の8か所の送信施設を利用して中継送信を実施

要請放送

- ・ **総務大臣**は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送等を行うことを**要請**することが**できる**。
- ・ 放送法の規定に基づき、**要請放送実施に要する費用**は、**国**として**予算計上**。



短波: 八俣送信所 短波: 海外中継局 中波: 海外中継局 FM: 海外中継局

(2025年3月末時点)

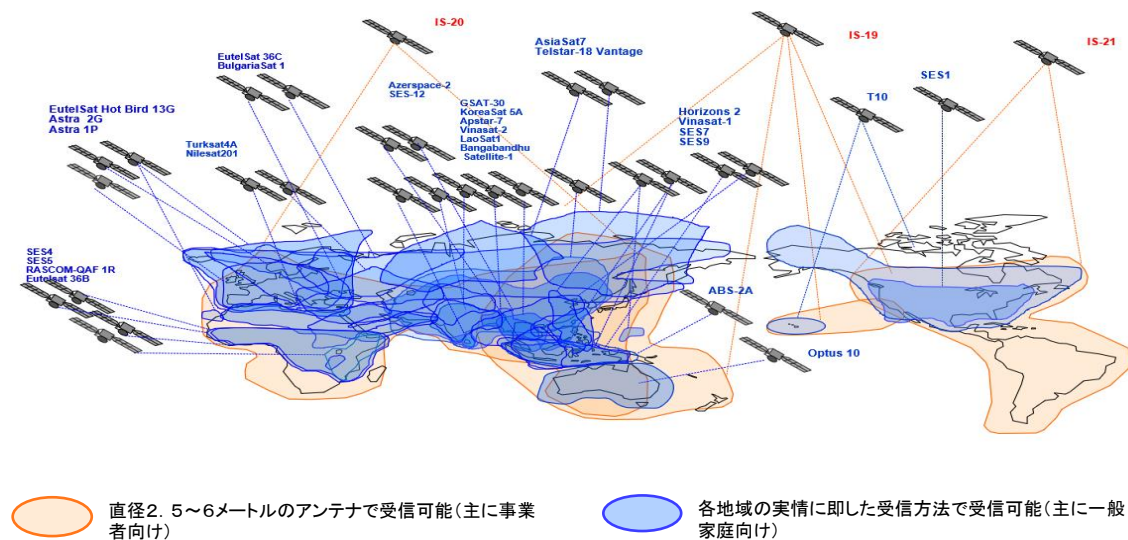
短波	① フランス中継局	F M	③ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ他)
	② ドイツ中継局		④ バングラデシュ中継局(ダッカ他)
中波	⑥ リトアニア中継局(欧州)	F M	⑤ タンザニア中継局(ダルエスサラーム他)
	⑦ タジキスタン中継局(中東・南西アジア)		
	⑧ アルメニア中継局(中東)		

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送

テレビ国際放送

「NHKワールドJAPAN」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送 (※衛星やケーブルテレビを通じて**約160か国・地域**、約4.6億世帯で24時間視聴可能)



直径2.5～6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

各地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

(2025年3月末時点)

「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

<予算事業名及び行政事業レビューシートURL>

予算事業名	行政事業レビューシートURL
放送ネットワーク整備支援事業	https://rssystem.go.jp/project/6c50436b-875e-4acd-bea5-7f9449b5fe7f
放送政策に関する調査研究	https://rssystem.go.jp/project/618caec8-b177-4fe7-92c3-144811f4a6f3
国際放送の実施	https://rssystem.go.jp/project/e451afe5-8b38-428f-b517-8babe33ad4b7
地域ICT強靱化事業(本省)	https://rssystem.go.jp/project/e7ba41aa-ed6c-46f7-bf73-bfd7e6e19549
地域ICT強靱化事業(地方)	https://rssystem.go.jp/project/3563d524-e9bc-40a6-88a9-7f8167f70067
「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業	https://rssystem.go.jp/project/8f7500b5-bd28-422a-9664-dce983141639
放送コンテンツ製作取引における相談・紛争解決促進事業	https://rssystem.go.jp/project/b246a69b-1cb5-4561-b9e4-1c48eedd4b8c
放送事業者(4K)の新規参入等に係るBS右旋帯域の再編等に係る経費	https://rssystem.go.jp/project/e135b80d-71a6-4fb1-9c43-309e88f36d4c

<参考資料URL>

審議会・研究会名	掲載ページURL
広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_hososeido/index06.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策11 放送分野における利用環境の整備

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

< 災害に強い放送インフラ、災害時の即応体制の構築 >

事業の目的

大規模災害時において、放送を通じて、住民の生命・身体の安全の確保に必要な情報を安定的にかつ確実に提供する環境・体制を構築する

背景

- 近年、大規模災害時において、救命・救助活動や復旧・復興の妨げとなる偽・誤情報の拡散が社会問題となっており、また、災害の激甚化・頻発化が進む中で、災害時に住民の生命・身体の安全確保に必要な情報を迅速かつ確実に提供する上で、取材や編集に基づき信頼性が一定程度担保された情報を伝達する放送の役割は引き続き重要と考えられる。
- 大規模災害時においても、放送を通じて、住民に対して安定的にかつ確実に情報が届くようにするためにも、① 防災・減災の観点からの平時からの対策と、② 発災時の迅速なサービス復旧と住民の視聴環境確保のための対策の両面から取り組む必要がある。

目標達成に向けた課題

- これまで、①の観点から災害に強い放送インフラの構築に取り組んできたところであるが、令和6年能登半島地震においては、地上波中継局の停波やケーブルテレビのケーブルの断線の被害が想定を上回り、サービス停止が長期間に渡ったため、臨時的な措置として衛星を活用するなど、放送サービスの安定的な提供に支障が生じた。
- 能登半島地震での教訓を踏まえて、①のこれまでの取組を継続・強化しつつも、災害の規模は事前に想定しづらく、停波は生じうるものとの前提に立ち、例えば、停波した場合の広域連携や即応体制の構築、避難住民の放送視聴環境の確保が必要であり、②の観点からも十分な対策を講じる必要があるのではないかと。特に、令和6年には南海トラフ地震警戒情報も発出されるなど、今後は災害の大規模化・広域化を想定した対策を検討する必要があると考えられる。
- この点について、総務省では令和7年2月より「広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の充実・強化検討チーム」を設置し、対応を検討しているところである。

- 能登地域は地形的に地上波の電波が届きにくく、ケーブルテレビに対する依存度が高かった※。
- (生じた事案・課題) ※ ケーブルテレビ普及率(2024年8月末): 輪島市51.9%、珠洲市36.4%、能登町84.9%、穴水町45.3%
- ・ ケーブルの断線被害が広範囲に渡り、多くの世帯で放送が視聴できない事態が長期間生じたため、NHK金沢局の番組を衛星(BS)放送で臨時的に放送した。
 - ・ 避難所運営においても、各避難所での電波の受信状況を調査し、必要に応じて衛星アンテナやテレビの設置等を行う必要があった。
- 能登地域のいくつかの地方自治体ではケーブルテレビを自ら運営※していた。
- (生じた事案・課題) ※ ケーブルテレビ事業者の約8割は自治体営や第3セクターによる運営となっている。
- 当該自治体では、職員が避難所運営等の震災対応業務に従事し、発災直後から一定期間ケーブルテレビの復旧に当たることが難しい状況が生じた。
- 能登地域は半島という地理的条件により、被災地への進入経路が制限され、道路や電力の復旧に長期間を要した。
- (生じた事案・課題)
- ・ 商用電源の長期間の停電で地上波中継局の非常用電源の燃料が枯渇し、停波する事態が生じた。
 - ・ 復旧に当たっては道路や電力の復旧作業との調整が必要で、現地対策本部との調整を要した。
 - ・ 中継局への燃料補給のために自衛隊等の関係機関と協力し、燃料の空輸を継続的に実施した。



ケーブルの断線・土砂災害・中継局の倒壊による被害

中継局への燃料補給

アクティビティ

アウトプット

短期

アウトカム

中期

長期

現状分析・被害想定

事業者のニーズ調査

補助事業に対する
事業者向け説明会の実施

補助事業の実施

能登半島の地震・大雨の教訓

①インフラの強靱化

②迅速な応急復旧

検討会※における検討

※ 広域大規模災害を想定した放送サービスの
維持・確保方策の充実・強化検討チーム

放送インフラの検討を一元的に担う
組織（放送施設整備促進課）の設置

臨時災害放送局用設備や
可搬型予備送信設備の
運用訓練等の実施

リエゾン（※）派遣等に
係る説明・協議の実施

※災害発生時、被災した放送設備等の
機能を維持するために災害対策本部へ
派遣される放送事業者の職員のこと。

横断的取組として
検討結果を施策に反映

ケーブルテレビの耐災害性
強化に関する補助金交付件数
【令和5年：21件、令和6年：24件】
（令和7年（見込み※）：30件）

※前年度からの繰越件数を含む。

地上波放送局の耐災害性
強化に関する補助金交付件数
【令和6年：2件、令和7年（見込み※）：5件】
（令和8年：4件）

※前年度からの繰越件数を含む。

臨時災害放送局用設備、
可搬型予備送信所設備の
訓練等回数
【令和5年：72回、令和6年：89回】
（令和7年：99回）

リエゾン派遣等に係る
説明・協議実施済の
都道府県数
【令和7年5月末まで：47都道府県】

ケーブルテレビの光化率※
【令和5年：45%、令和6年：集計中】
（令和7年：50%）

※FTTH（Fiber To The Home）方式の加入
世帯数のケーブル加入総世帯数に占める
割合（補助対象となる事業者に限る。）

IPDC※連携設備の整備により、
情報伝達が可能となる世帯数
【令和7年（見込み）：約10,300世帯】
（令和8年：80,000世帯の内数）

※地上デジタル放送の電波を利用して、市町村が
発する災害情報等を伝達する手段のこと（後述）

臨時災害放送局用設備等の
運用訓練等の理解度向上（※）
【令和5年：95%（可搬型予備送信設備）
97.3%（臨時災害放送局用設備）
令和6年：100%（可搬型予備送信設備）
85.2%（臨時災害放送局用設備）】
（91%（可搬型予備送信設備）
91%（臨時災害放送局用設備））

※指標は訓練等後のアンケートによるもの。実
施地域は毎年異なるため数値は上下し得る。

リエゾン派遣に関する
取り決めに締結した
都道府県数（※）
【令和7年6月末まで：39道府県】
（令和8年まで 47都道府県）

※リエゾンを派遣した自治体へアンケ
ートを実施、そのアンケート結果を今後の
施策に反映していく。

① 広域災害・大規模災害を想定した
災害に強い放送インフラの構築

② 停波等サービス提供に支障が
生じた場合に備えた即応体制の構築

放送を通じて、住民の生命・身体の安全の確保に必要な情報を安定的にかつ確実に提供

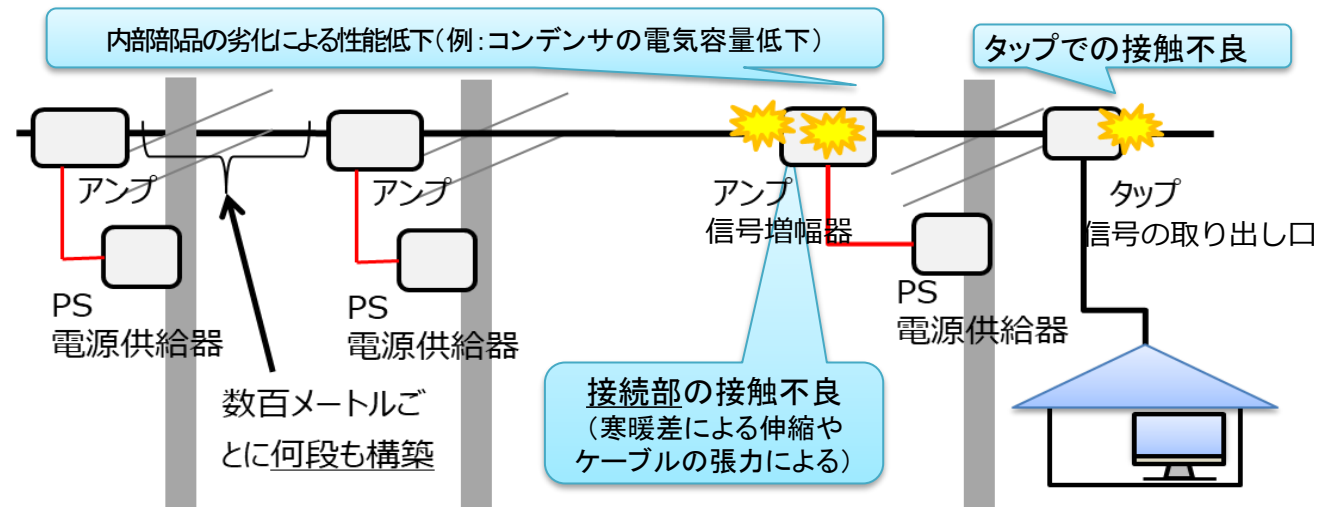
能登地震等の教訓を踏まえて今後も取り組む事項
※【 】内は、指標/各年度実績
※（ ）内は、目標値/年度

- ケーブルテレビの伝送方式には、旧方式のHFC方式（銅線と光ファイバケーブルを併用）と新方式のFTTH方式（光ファイバケーブルのみ）が存在。
- 電気信号を送信する旧方式は、電気で動く性質上、豪雨災害・停電等に弱く、接続部の接続不良も頻発。
- 電気信号を同軸ケーブルで送るHFC方式を、光信号を光ファイバケーブルで送るFTTH方式に切替える（光化する）ことにより、アンプ及び電源供給機が基本的に不要となり、耐災害性強化が図られるとして、総務省ではケーブルテレビ事業者の回線の光化に対する財政的支援（補助金の交付）を実施。

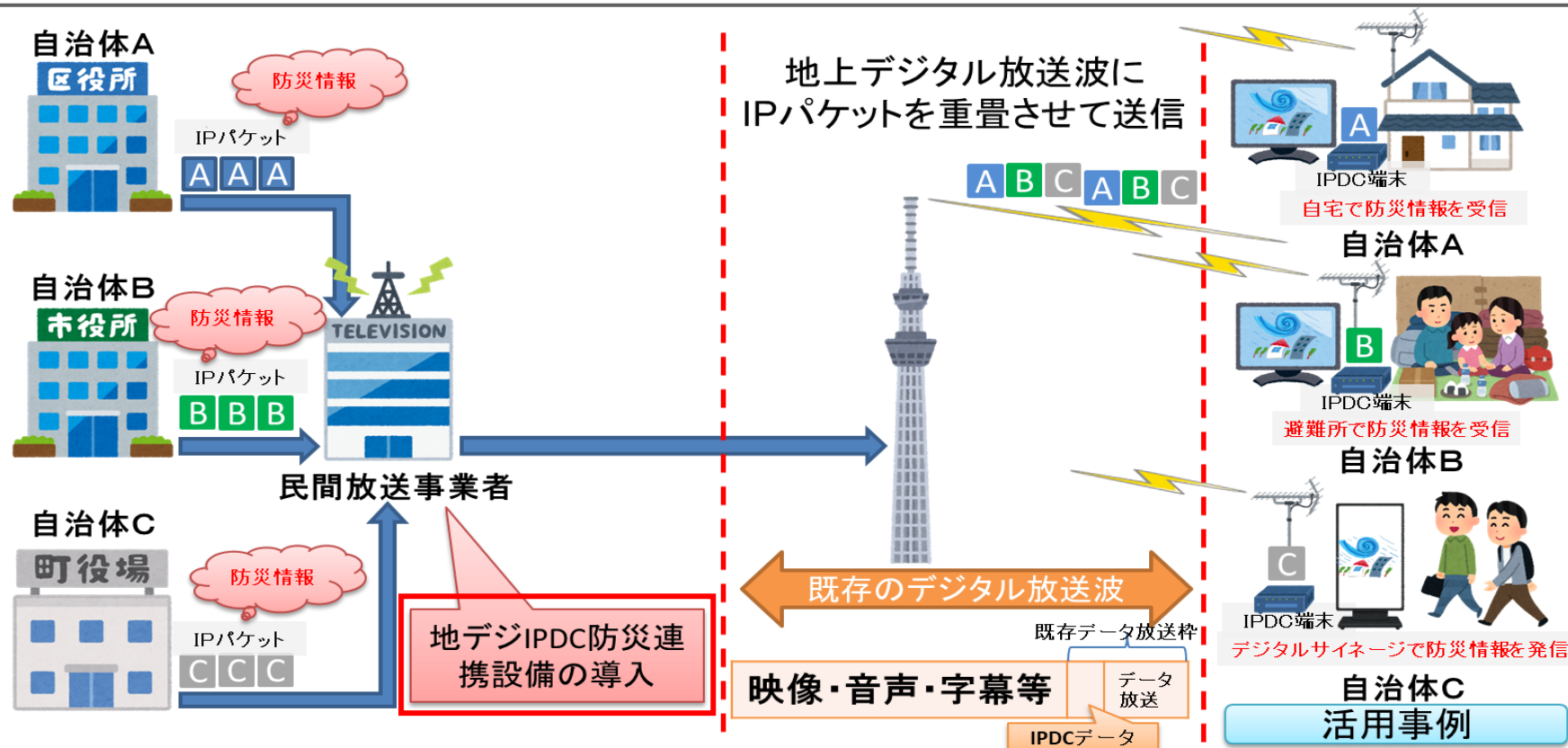
具体的事例

- ◆ 令和元年度台風15号による被災で、千葉県の実業者の場合、HFC方式はほぼ停波したがFTTH方式は限定的。
- ◆ 具体的には、HFC加入世帯は約30,000世帯全てが停波した一方、FTTH加入世帯（約50,000世帯）は、ケーブル断線等の影響を受けた約250世帯を除き、停電の影響を受けずに放送を継続。

電気信号を同軸ケーブルで送るHFC方式は、電気信号を増幅するアンプとそれに電源を供給する電源供給器が不可欠。しかし、豪雨災害の場合、電源供給器が水没してアンプへの電源供給ができなくなるという問題がある。



- 地デジ I P D C 防災システムは I P D C (Internet Protocol Data Cast) 技術により、地上デジタル放送の放送波(データ放送)に様々な I P パケットを載せ、防災情報を送信することで地域の災害情報等の迅速かつ確実な伝達を実現する。
- 災害時、住民が自らテレビ番組から情報収集することに加えて、I P D C を活用することで、各自治体がそれぞれのタイミングによって発信する、より地域に合ったきめ細やかな情報を、プッシュ型で受け取ることができる。
- 総務省では令和6年度補正予算から地デジ I P D C 防災システムの整備に対する導入への財政的支援(補助金の交付)を実施。



IPDC端末として活用するほか、防災行政無線のように屋外スピーカを通じ特定の地域に一斉同報することも可能。

- 総務省では、すべての総合通信局等11か所に、臨時災害放送局用機器（送信機、送信アンテナ等）を2式ずつ配備（無償貸出し可能）し、エリア調査や開設・運用の研修・訓練等を実施している。



左上図：放送ブースの様子（写真中央：小野澤 愛川町長）

左下図：展示パネル説明の様子

右図：アンテナ設営の様子

（総務省関東総合通信局）<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/e-komfo/2024/0627ho.html>

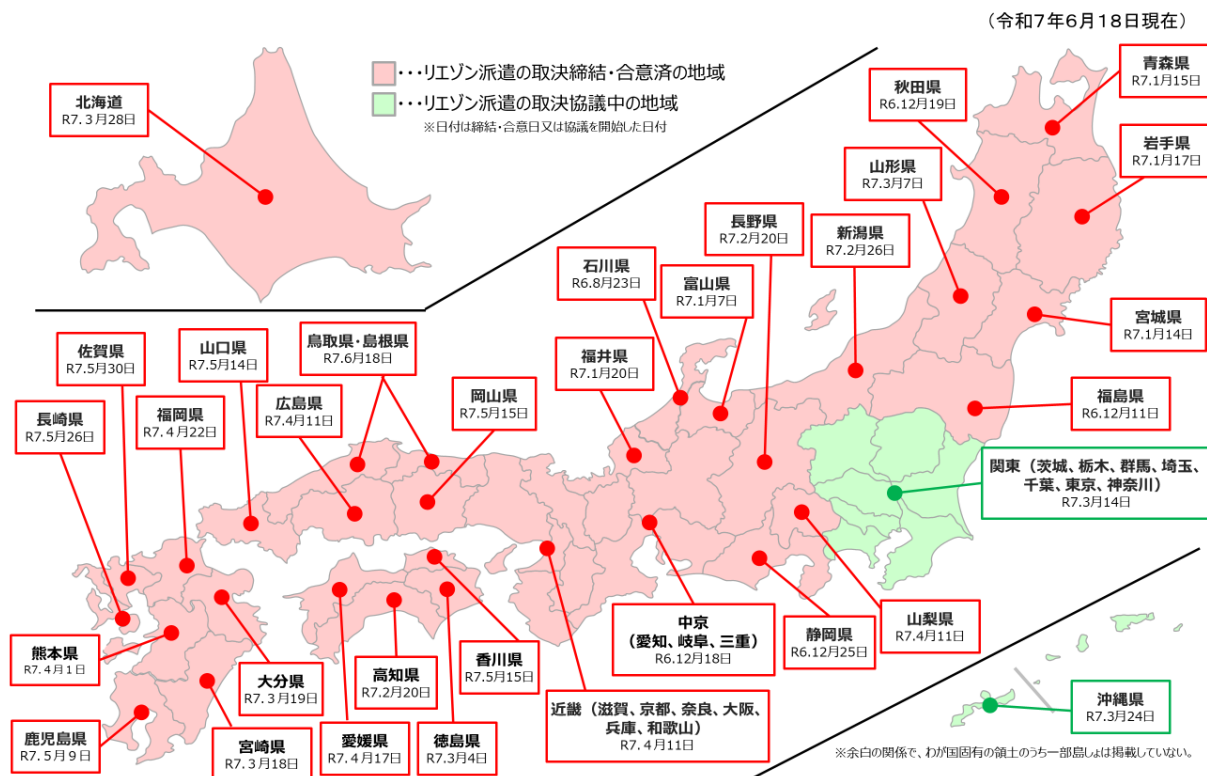
上図：総務省所有の臨時災害放送局用機器（アンテナ）

下図：総務省所有の臨時災害放送局用機器（送信装置）

(参考) リエゾン派遣の取り決め

- 能登半島地震を踏まえた対応として、能登半島地震の被災地である石川地域協議会に所属する放送事業者で議論を行い、令和6年8月23日にリエゾン派遣の取り決めが締結された。
- 9月20日豪雨対応において、その取り決めに基づき、9月23日にNHK及び民間放送事業者から石川県庁災害対策本部へリエゾンが派遣された。
- 他の地域においても取り決めに締結する動きがあり、令和7年6月末時点で39の道府県が締結している。

(参考) リエゾン派遣の取決締結状況について（地上波関係）



(参考) 石川県リエゾン派遣の取り決め

リエゾン派遣の取り決め

～ 中継局共同利用推進石川地域協議会運営委員会において議論 ～

2024.8.23(金)

NHK 金沢放送局
 北陸放送株式会社
 石川テレビ放送株式会社
 株式会社テレビ金沢
 北陸朝日放送株式会社

1 非常災害発生に伴い停波又は停波のおそれのある局がある場合は、原則、その局の幹事たる民間放送事業者及びNHKから、それぞれ1名(計2名)を災害対策本部に派遣することとする。ただし、当該民間放送事業者からの派遣が困難な場合にあつては、民間放送事業者間において相談の上、派遣する民間放送事業者を決定する。

2 1によって派遣されてからの期間が長期(概ね1週間超)となる場合にあつては、民間放送事業者においては、当該事業者間において相談の上、幹事社以外の民間放送事業者から派遣するなど、柔軟な対応を行うこととする。

3 1又は2によって派遣された民間放送事業者若しくはNHKが、停波の解消又は停波のおそれが低減したことにより、災害対策本部への派遣の継続を不要と判断した場合は、災害対策本部への派遣を終了することができる。

課題認識(まとめ)

- 平時からの災害に強い放送インフラの構築については、国による支援（補助）の実施により、一定の進捗を見せており、災害時の被害防止・軽減に一定の効果（例：PI8具体例等）が出ていると認識。
- 一方、令和6年能登半島地震・大雨においては被害が想定を上回ったためサービス停止が長期間に渡った。サービス復旧に当たっては、現地対策本部、地方自治体、関係省庁、事業者などの関係者と連携した対応が必要となった。
- 災害の規模は事前に想定しづらいものであり、サービス停止は生じうるものとの前提に立ち、今後は、災害の大規模化・広域化を想定し、停波した場合の広域連携・即応体制をあらかじめ構築し、事業者間連携を進めるとともに、避難住民の放送視聴環境の確保に十分な対策を講じる必要がある。

今後の取組の方向性

1. 平時からの放送インフラの強靱化に加えて、災害発生時に迅速にサービス復旧を行い、住民の放送視聴環境を確保するための体制作りにも注力する。
⇒ 特に南海トラフ地震など**広域大規模災害に備えた対策の検討**を進める
2. 災害発生時に、地上波放送・ケーブルテレビ・衛星放送を組み合わせながら、インフラ横断的・面的に住民が放送を視聴できる環境の構築に取り組む。
⇒ **放送インフラの整備・維持を一元的につかさどる新しい組織を設置**し、一体的に取り組む

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	情報通信技術利用環境の整備				番号	⑫	(千円)									
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額										
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額						
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信技術利用環境整備費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑪		1, 179, 807				4, 327, 519					
	一般会計	総合通信局	情報通信技術高度利活用等推進費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費	⑪		2, 894				2, 894					
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	情報通信技術の利用環境整備に必要な経費			107, 166				60, 674					
	小 計				一般会計		1, 182, 701				4, 330, 413					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
				特別会計		107, 166				60, 674						
					<		>	の内数	<		>	の内数				
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの																
	小 計				一般会計											
					<		>	の内数	<		>	の内数				
				特別会計												
					<		>	の内数	<		>	の内数				
合 計					一般会計		1, 182, 701				4, 330, 413					
						<		>	の内数	<		>	の内数			
					特別会計		107, 166				60, 674					
						<		>	の内数	<		>	の内数			

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	電波利用料財源等による電波監視等の実施				番号	⑬	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費			36,443,205				43,149,754			
	一般会計	総務本省	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波利用技術の研究開発等に必要な経費			35,031,125				36,053,088			
	一般会計	総務本省	価額競争落札金財源特定高周波数対策費（新規）	価額競争落札金財源特定高周波数対策に必要な経費（新規）							430,172			
	一般会計	総合通信局	電波利用料財源電波監視等実施費	電波利用料財源電波監視等の実施に必要な経費			3,525,670				3,449,676			
	小 計				一般会計		75,000,000				83,082,690			
<							>	の内数	<		>	の内数		
特別会計														
	<		>	の内数	<		>	の内数						
政策評価の対象となっていないが、 ある政策に属すると整理できるもの														
	小 計				一般会計									
<							>	の内数	<		>	の内数		
特別会計														
	<		>	の内数	<		>	の内数						
合 計					一般会計		75,000,000				83,082,690			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	I C T分野における国際戦略の推進				番号	⑭	(千円)								
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額									
	会計	組織／勘定	項	事項		7年度 当初予算額				8年度 概算要求額					
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	情報通信国際戦略推進費	情報通信技術の国際戦略に必要な 経費			1,748,892				3,492,265				
	小 計				一般会計		1,748,892				3,492,265				
<							>	の内数	<		>	の内数			
特別会計															
					<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの															
	小 計				一般会計										
						<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計										
<							>	の内数	<		>	の内数			
合 計					一般会計		1,748,892				3,492,265				
						<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計										
						<		>	の内数	<		>	の内数		

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	郵政行政の推進				番号	⑮	(千円)											
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額												
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額								
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	郵政行政推進費	郵政行政の推進に必要な経費			1,236,594					1,140,095						
	小 計				一般会計		1,236,594					1,140,095						
						<		>	の内数	<		>	の内数					
				特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数						
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの																		
	小 計				一般会計													
						<		>	の内数	<		>	の内数					
					特別会計													
						<		>	の内数	<		>	の内数					
合 計					一般会計		1,236,594					1,140,095						
						<		>	の内数	<		>	の内数					
									特別会計									
										<		>	の内数	<		>	の内数	

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策15：郵政行政の推進
担当部局・課室名	情報流通行政局郵政行政部企画課
作成責任者名	情報流通行政局郵政行政部企画課長 片桐 義博
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策15 郵政行政の推進

第 1 部 政策の全体像と取組状況

（政策目的）

- 郵政民営化法等に基づき、民営化の成果を国民が実感できる事業展開の促進及び郵政事業のユニバーサルサービスの確保を図るため、日本郵政グループ各社に対する必要な監督を行う。
- 民間事業者による信書の送達事業（信書便事業）については、信書便市場の活性化や利用者利便の向上を図る。
- さらに、各国との政策協議や万国郵便連合（UPU）への積極的貢献等を通じて、国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開を促進する。



（総務省の主な取組）

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保等
 - ①日本郵政・日本郵便の法人監督（P4～）
 - ②郵便の制度に関する企画・立案、事業者の監督（P7～）
 - ③貯金業務・保険業務に関する事業者の監督（P11～）
2. 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進（P14～）
3. 信書便事業分野における健全な競争環境の整備（P16～）
4. 国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開の促進（P19～）

1. 郵政事業のユニバーサルサービスの確保等

- 郵政事業のユニバーサルサービスの提供は、日本郵政と日本郵便の責務として法定。
- 日本郵政・日本郵便の責務である郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供等が着実に履行されるよう、日本郵政グループ各社への必要な監督や制度の企画立案を実施。

①日本郵政・日本郵便の法人監督

- 日本郵政・日本郵便の事業計画の認可等、両社の組織及び運営一般の監督を実施。

②郵便の制度に関する企画・立案、事業者の監督

- 郵便料金に係る制度の在り方の検討を実施。

③貯金業務・保険業務に関する事業者の監督

- 郵政民営化法に基づき、ゆうちょ銀行・かんぽ生命に関する新規業務規制等に係る対応等を実施。

2. 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進

- 人口減少により、地域の行政サービスや生活支援サービス等の縮小・撤退する地域が増加する中、全国約2万4千の郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政サービス及び生活支援サービスの確保・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるため、郵便局の新たな活用事例の創出に係る実証事業を行い、日本郵便の様々な地域課題解決に貢献する取組を推進。

 第2部で詳述

3. 信書便事業分野における健全な競争環境の整備

- 信書便事業の許認可等により、信書便制度を適正に運用するとともに、制度説明会等による周知活動を推進。

4. 国際郵便に係る業務・制度の改善や日本型郵便インフラシステムの海外展開の促進

- UPU関連会合への積極的な参画及びUPUへの人材派遣の実施とともに、新興国・途上国における日本型郵便インフラシステムの需要調査及び相手国との協議を実施。

政 府

日本郵政株式会社

発行済株式を38.8%保有。
(議決権保有割合38.8%)令和7年3月期決算資料及びディスクロージャー
(2024年)等から作成。

※1 主な支店等の数は令和6年3月31日時点。

※2 各社の「当期純利益」は、「親会社株主に
帰属する当期純利益」の数値。※3 株式保有割合及び議決権保有割合は
令和7年6月30日時点。

※4 社員数は令和6年3月31日時点。

代表執行役社長

根岸 一行

社員数 (正社員)

1,533名

主な支店等

病院(1)

純資産

15兆2,895億円 (連結ベース)

主な事業

日本郵政グループの運営

経常収益 (連結/単体)

11兆4,683億円/2,166億円

経常利益 (連結/単体)

8,145億円/1,445億円

当期純利益 (連結/単体)

3,705億円/3,114億円

議決権保有割合100%

日本郵便株式会社

議決権保有割合49.9%

株式会社ゆうちょ銀行

議決権保有割合49.8%

株式会社かんぽ生命保険

社 長

小池 信也

社員数
(正社員)

171,804名

主な支店等

支社(13)、郵便局(24,223)

純資産

7,409億円 (連結)

主な事業

郵便業務、国内・国際物流業、物販業
銀行窓口業務、保険窓口業務、不動産業

経常収益

3兆4,534億円 (連結)

経常利益

25億円 (連結)

当期純利益

▲42億円 (連結)

笠間 貴之

11,345名

営業所(233)

9兆909億円 (連結)

銀行業

2兆5,220億円 (連結)

5,845億円 (連結)

4,143億円 (連結)

谷垣 邦夫

18,427名

直営店(82)

3兆2,414億円 (連結)

生命保険業

6兆1,653億円 (連結)

1,702億円 (連結)

1,234億円 (連結)

窓口業務の委託

日本郵政

- ユニバーサルサービスの責務を果たしつつ、グループの新たな成長に向けた企業価値向上を目指すとともに、郵便局ネットワークの一層の活用を図る。
- 各社と連携を深めながら、日本郵政グループの企業価値向上、ガバナンス・コンプライアンス機能等の強化に向けた支援等を行うとともに、グループの持続可能性の向上を目指し、サステナビリティ経営等を推進する。
- 営業収益のほとんどが子会社からの配当金収入(1,386億円)であり、1,245億円の黒字計画。

日本郵便

- ユニバーサルサービスの責務の下、郵便局ネットワークを維持し、公益性・地域性を発揮するとともに、郵便局ネットワークの価値の向上を図る。
- 厳しい事業環境の下で、お客さま視点での商品・サービスの改善等を通じ、収益力の向上・業務の効率化等に取り組むとともに、非公開金融情報の不適切な利用等の事案を踏まえたガバナンス・コンプライアンスの強化にも取り組む。
- 令和6事業年度に引き続き、郵便物数の減少、銀行・保険窓口業務受託手数料の減少等は継続することを見込んでいるものの、郵便料金の見直し(令和6年10月～)、人件費の減少等により、全体で375億円の黒字計画。

収支予算

(注)いずれも単体。計数は四捨五入

(単位:億円)	日本郵政			日本郵便		
	R7事業計画(①)	R6事業計画(②)	①－②	R7事業計画(③)	R6事業計画(④)	③－④
営業収益	1,965	2,093	▲128	29,061	28,674	+387
営業費用	720	759	△39	28,686	28,810	△124
営業損益	1,245	1,334	▲89	375	▲135	+511

- 郵便局は、全国に24,186局設置。
- 日本郵便株式会社法により、日本郵便は、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない責務を負っている。また、省令により、いずれの市町村においても、一以上の郵便局を設置しなければならない、過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とする責務を負っている。（日本郵便株式会社法第6条、日本郵便株式会社法施行規則第4条第1項、第2項）

【郵便局数の推移】（単位：局。下段（ ）書きは、対前年同月増減数）

	H19.10.1 (民営化時)	H24.10.1 (統合時)	R3.3末	R4.3末	R5.3末	R6.3末	R7.3末	R7.6末
計	24,540	24,537	24,311 (▲30)	24,284 (▲27)	24,251 (▲33)	24,223 (▲28)	24,185 (▲38)	24,186
直営郵便局	20,241	20,240	20,148 (▲2)	20,145 (▲3)	20,142 (▲3)	20,143 (1)	20,133 (▲10)	20,134
簡易郵便局	4,299	4,297	4,163 (▲28)	4,139 (▲24)	4,109 (▲30)	4,080 (▲29)	4,052 (▲28)	4,052
うち一時 閉鎖局	417	240	421 (45)	463 (42)	520 (57)	589 (69)	603 (14)	610

1 上記局数には、分室及び一時閉鎖局を含む。

2 一時閉鎖局とは、その受託者の都合等により5日間以上閉鎖している郵便局をいう。

<全体に関するもの>

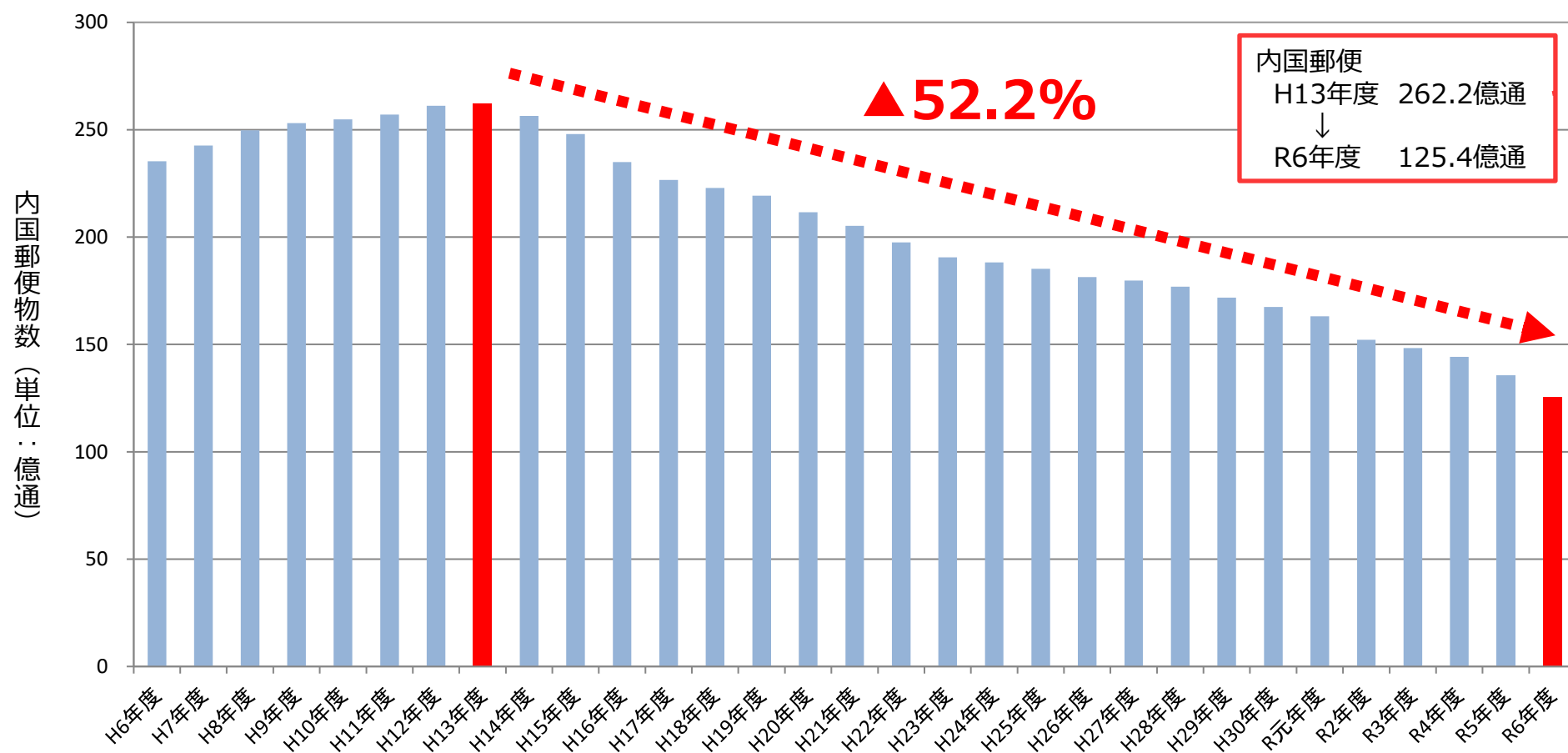
郵便に関する料金(郵便法第3条)

- ・郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

<各種別に関するもの>

種別	届出・認可 の別	料金が適合すべき条件(郵便法第67条)	
		料金の上限	その他
第一種郵便物 (封書等)	届出制	・<u>25g以下の定形郵便物の料金の額が</u>、軽量の信書の送達役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して<u>総務省令で定める額(※)を超えないものであること</u> ※省令の制定改廃に当たっては審議会への諮問が必要 ・郵便書簡の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものであること ・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること
第二種郵便物 (葉書)		・通常葉書の料金の額が定形郵便物の料金の額のうち最も低いものより低いものであること	・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
特殊取扱等 (書留等)		—	(同上) ※一部の任意的特殊取扱を除く
第三種郵便物 (定期刊行物)	認可制 ※認可に当たっては審議会への諮問が必要	・同一重量の第一種郵便物の料金の額より低いものであること	・配達地により異なる額が定められていないこと(営業所において引受けを行うもので区分営業所間の運送を要しない郵便物の料金を除く) ・定率又は定額をもって明確に定められていること ・特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
第四種郵便物 (通信教育等)			

- 郵便物数については、インターネットやSNSの普及、各種請求書等のWeb化の進展、各企業の通信費や販促費の削減の動き、個人間通信の減少等により、大幅に減少している。
- 平成13年度をピークに毎年減少しており、内国郵便については、令和6年度までの23年間で52.2%減少。



○ 25g以下の定形郵便物の料金額の上限を「84円」から「110円」に改定する郵便法施行規則の改正について、令和6年6月13日に公布・施行。

(※) 令和6年3月7日に情報通信行政・郵政行政審議会から答申を受け、同年5月21日に物価問題に関する関係閣僚会議にて了承。

(※) 国民への影響等にも鑑み、料金の値上げ幅は可能な限り抑えることとして、最小限の値上げ幅とした。

(※) 同日、日本郵便から郵便料金変更の届出を受領。

○ 令和6年10月1日より、以下の内容で郵便料金を改定。

区別		旧料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25gまで	84円	110円	+26円 (+31.0%)
	50gまで	94円		+16円 (+17.0%)
第二種郵便物 (通常はがき)		63円	85円	+22円 (+34.9%)

➤ その他の料金は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本とする。

➤ なお、レターパックや速達等の一部の料金については、利用者利便等の観点からこれより低い15%程度の改定率とする。

・ レターパックライト 370円 → 430円 (+60円 (+16.2%))

・ 速達料 (250gまで) 260円 → 300円 (+40円 (+15.4%))

➤ 第三種郵便物・第四種郵便物及び令和5年10月に料金改定を行った書留等の特殊取扱などについては、据え置き。

(※) 郵便料が家計消費支出に占める割合は全体の約0.1%(約3,100円)である。

- 郵便料金の見直しに当たり付議した「物価問題に関する関係閣僚会議」等において、郵便料金に係る制度の見直しの検討を行うよう求められたことも踏まえ、令和6年6月24日、情報通信審議会（郵政政策部会）に、「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方」について諮問。
- 郵政政策部会の下に新たに「郵便料金政策委員会」を設置し、具体的な検討を実施。令和7年7月31日に、議論の結果を「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」として取りまとめ。

1 背景・趣旨

- 郵便物数の減少や、燃料費等物価の高騰の影響もあり、日本郵便の郵便事業の営業損益の見通しは非常に厳しく、日本郵便は令和6年10月から料金見直しを実施。
- 上述の郵便料金の見直しを行ったとしても、継続的な郵便物数の減少等により、郵便事業の収支の見通しは引き続き厳しく、現行制度の下では、短期間に更なる値上げが必要になる可能性がある。
- このため、今後も郵便事業の安定的な提供を将来にわたって確保する観点から、郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた上で、郵便料金に係る制度の在り方について検討を行うことが必要。

2 検討項目

- (1) 郵便事業を取り巻く経営環境等が変化する中での郵便料金に係る制度の在り方
 - ・ 郵便事業における収支相償について
 - ・ 料金に係る規制等について
- (2) 透明性・適正性のある郵便料金の算定の在り方
 - ・ 算定基準等について
- (3) その他必要と考えられる事項
 - ・ 一般信書便役務に関する料金規制について

「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申」(概要)

https://www.soumu.go.jp/main_content/001022835.pdf

1 生命保険会社

郵政民営化法

かんぽ生命保険

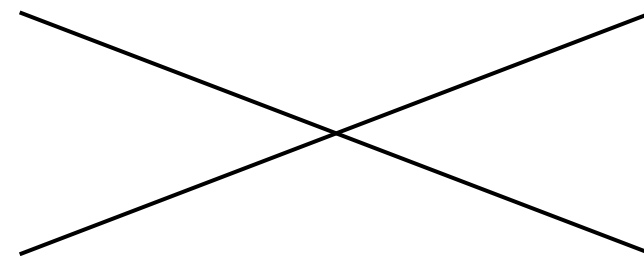
限度額規制
1,000万円(加入後4年以上経過2,000万円)

新規業務規制(事前届出)
※令和3年6月9日に認可制から届出制へ移行

子会社保有規制(認可)
(国内外の保険会社を子会社とすることは不可)

保険業法の規制

他の民間生保



保険業法の規制

2 銀行

郵政民営化法

ゆうちょ銀行

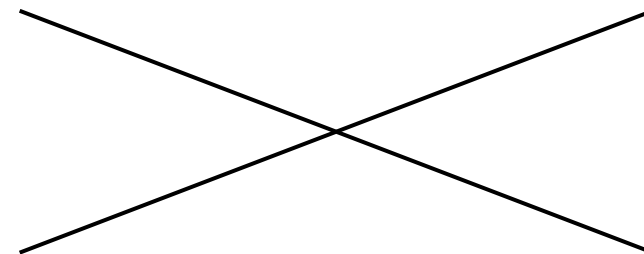
限度額規制
通常貯金1,300万円・定期性貯金1,300万円

新規業務規制(事前届出)
※令和7年6月27日に認可制から届出制へ移行

子会社保有規制(認可)
(国内外の銀行を子会社とすることは不可)

銀行法の規制

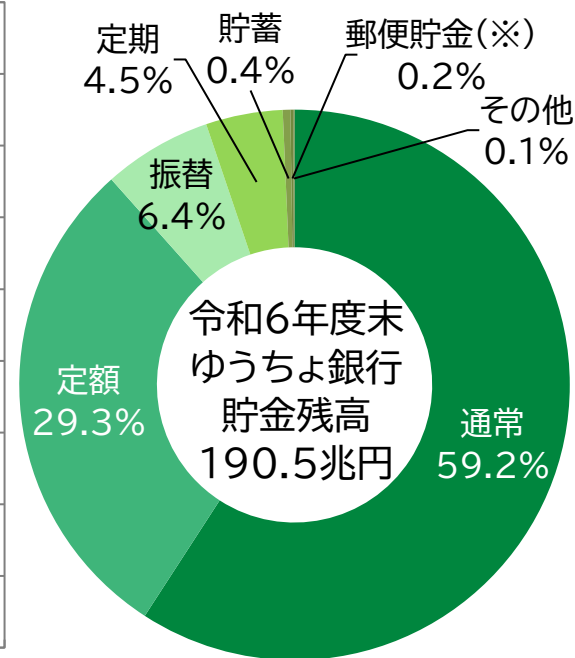
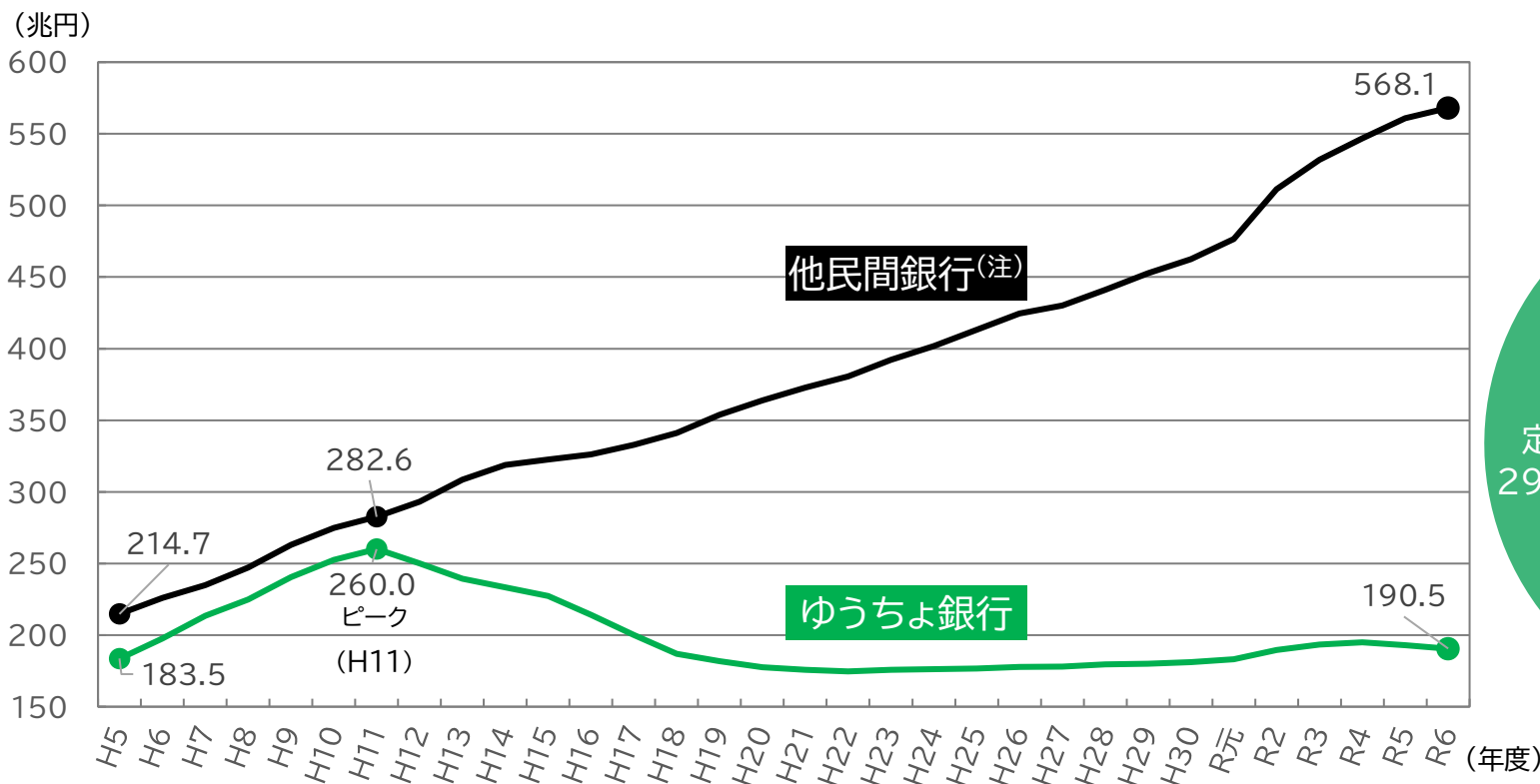
他の民間銀行



銀行法の規制

(注) ゆうちょ銀行、他の民間銀行のいずれも、元本1,000万円及び利息の預金額が保護される(預金保険法)。

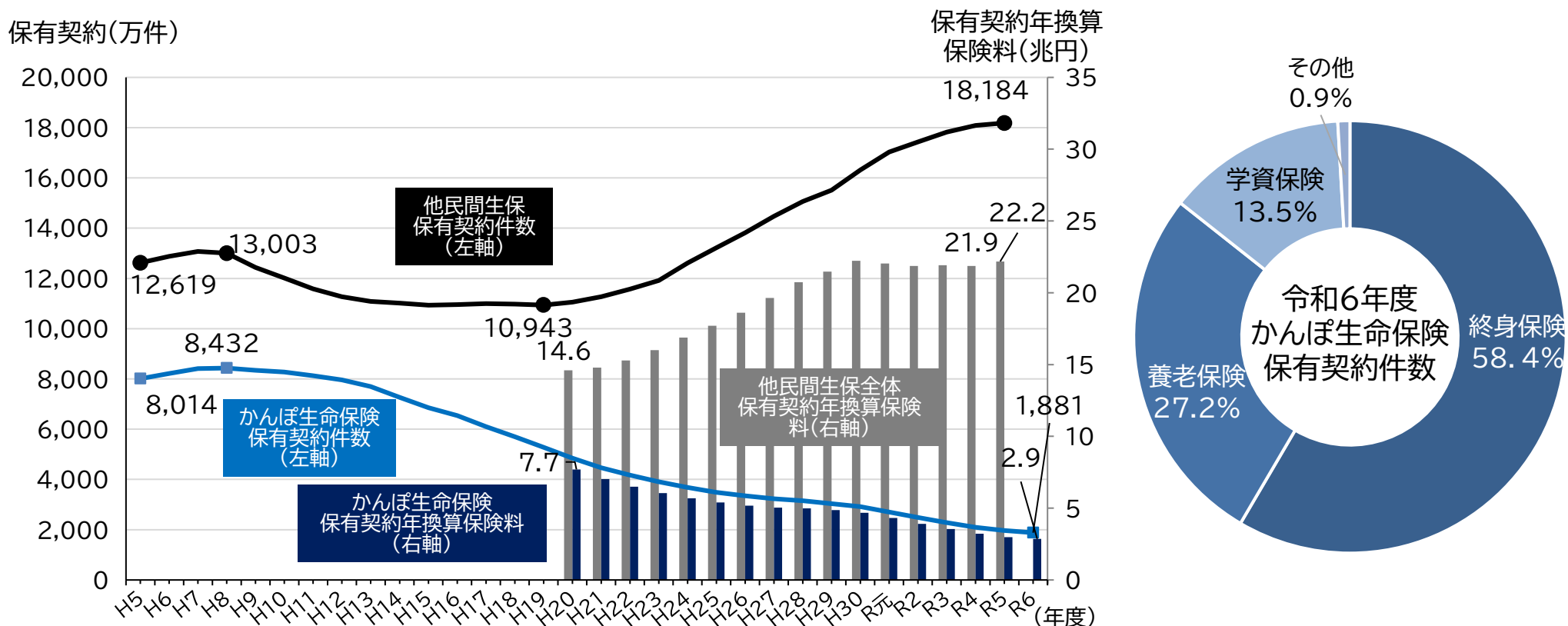
- ゆうちょ銀行の貯金は、令和6年度末で190.5兆円。
平成11年度末のピーク(260.0兆円)から、69.5兆円の減少(26.7%減)。
- 国内の銀行における預貯金残高に占めるゆうちょ銀行の貯金残高の比率は令和6年度末で25.1%。
平成11年度末のピーク時の比率(47.9%)から、22.8ポイントの減少。



(注) 個人預金の普通預金、貯蓄預金及び定期性預金残高の合計。
民営化(H19年度)以降のゆうちょ銀行の数値は、民営化前の貯金と
民営化後の貯金の合算値。
(ゆうちょ銀行決算説明資料及び日本銀行「預金者別預金」より作成)

(※) 民営化前に預け入れられた
定期性の貯金(全て満期を迎えている)。
(ゆうちょ銀行決算説明資料より作成)

- かんぽ生命保険の保険商品は、終身保険や養老保険など従来型の保険が中心であり、保有契約件数（年金保険を除く）、保有契約年換算保険料（年金保険を除く）ともに減少傾向が継続している。
- 令和6年度末の保有契約件数は平成8年度末のピークから、6,551万件の減少（77.7%減）、保有契約年換算保険料は平成20年度末と比較して、4.8兆円の減少（62.9%減）。
- 一方、他の民間生保は、がん保険、医療保険など、第三分野の保険を伸ばすことによって、契約件数が増加傾向にある（保有契約年換算保険料は横ばい）。



(注)・民営化(平成19年度)以降のかんぽ生命保険(保有契約・保有契約年換算保険料)の数値は、民営化前の契約と民営化後の契約の合算値
・保有契約年換算保険料はかんぽ生命保険が集計を開始した平成20年度以降の数値を記載

行政サービス

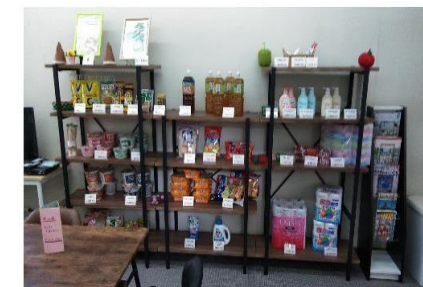
- 全国に多数配置され地域住民にとって身近な公的機関である郵便局においては、自治体から様々な事務を受託しており、住民の利便の増進に貢献すると共に、自治体における効率的な行政サービスの提供、組織及び運営の合理化に資することで、行政事務の補完的役割を果たしている。(合計396自治体・5,268郵便局)。
- 日本郵便では、自治体のニーズを受けて、本来業務を圧迫しない範囲において体制を整備すると共に、適正な対価を徴収し、実施している。



支所業務の郵便局への包括的委託
(長野県泰阜村)

生活支援サービス

- 地域における生活関連の各種サービスの撤退が進んでいる地域では、住民が住み続けられるために必要なサービスが郵便局で提供されている。
- 日本郵便では、自治体事務同様に、本来業務を圧迫しない範囲において体制を整備すると共に、適正な対価を徴収し、実施している。



自治体との連携協定に基づく
買物支援サービス(岐阜県飛騨市)

主な住民サービスの例

- **買い物支援**
郵便局で生活必需品の購入の手段の提供(飛騨市)
配達ネットワークを活用した買い物サービス(奈良市ほか)
- **医療・介護・健康**
地域の見守り(宇和島市ほか)
へき地の郵便局におけるオンライン診療(周南市ほか)
- **防災**
避難所開設状況・避難先リスト等情報の相互提供(石川県)
備蓄物資の保管及び災害時の避難所等への配送(相模原市)
- **その他の生活支援の担い手としての役割**
地域の金融機関の窓口業務の受託(天塩町ほか)
鉄道の駅窓口業務の受託(鴨川市ほか)
道路等インフラ管理・メンテナンス(長岡市ほか)
交通(デマンド型交通、MaaSに関する協力)
(前橋市ほか)



へき地における郵便局でのオンライン診療
(石川県七尾市)

- 人口減少が進む日本の地域社会において、自治体の支所・出張所の統廃合が見られる中、地域の実情やニーズに合わせた郵便局の取組への期待が大きくなっている。
- こうした中、郵便局で自治体が発行する証明書(住民票の写し等)の交付に加え、地方分権の更なる推進や、マイナンバーカードの一層の普及促進のため、令和3年及び令和5年に郵便局事務取扱法※を改正。
※「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」。受託には予め、①日本郵便に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。
- このほか、郵便局では様々な自治体窓口事務を取り扱っており、その合計は、**396自治体・5,268郵便局**(令和7年5月末現在)。

(1) 郵便局事務取扱法に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
郵便局事務取扱法に基づく受託事務(合計)	172	574

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等の交付
- ② (地方税の)納税証明書の交付
- ③ 住民票の写し、住民票記載事項証明書、除票の写し及び除票記載事項証明書の交付
- ④ 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付
- ⑤ 転出届の受付、転出証明書の引渡し
- ⑥ マイナンバーカードの署名用電子証明書の発行・更新等
- ⑦ マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の発行・更新等
- ⑧ マイナンバーカードの交付、記録事項の変更、紛失届の受付、返納※(市町村長がビデオ会議システムを用いて本人確認の措置を行う場合における必要な連絡等を含む。)
- ⑨ 印鑑登録証明書の交付
- ⑩ 印鑑登録の廃止申請の受付

※ 令和5年6月の法改正により追加。

(2) 郵便局事務取扱法以外の法令に基づく郵便局が受託可能な事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
国民健康保険関係の各種届出書等の受付、介護保険関係の各種届出書・申請書の受付等、児童手当の各種請求書・届出書の受付等	39	124

(3) 自治体が独自に郵便局に委託している事務

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
マイナンバーカードの申請支援、バス回数券等の販売・交付、ごみ処理券・ごみ袋の販売、商品券の販売 等	303	4,959

(4) 自治体事務受託合計((1)+(2)+(3)(重複を除く))

事務内容	取扱状況(令和7年5月末)	
	自治体数	郵便局数
自治体事務受託(合計)	396	5,268

長野県泰阜村(左図)、
栃木県日光市(右図)
における自治体事務の受託

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)(信書便法)は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としている。

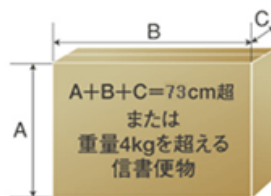
特定信書便事業 ……特定サービス型(許可制)

付加価値の高い特定の需要に対応するサービス(特定信書便役務)のみを提供する事業

特定信書便役務:

①大型信書便サービス(1号役務)

長さ・幅・厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの



②急送サービス(2号役務)

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達するもの



③高付加価値サービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(国内における役務は800円)を超えるもの



800円を超える料金

各役務のサービス例

	主なサービス例
大型信書便サービス(1号役務)	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス)
急送サービス(2号役務)	・バイク便等を利用した3時間以内の送達
高付加価値サービス(3号役務)	・メッセージカードの配達サービス(電報類似サービス) ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

一般信書便事業 ……全国全面参入型(許可制)

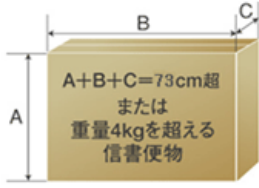
手紙や葉書など、国民生活にとって基礎的な通信サービスとして、軽量・小型の信書便物が差し出された場合に、全国において必ず引き受け、配達するサービス(一般信書便役務)の提供を必須として、全ての信書の送達が可能な事業

一般信書便役務:

軽量・小型の信書便物(長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下)を差し出された日から原則4日以内に送達するサービス

- 信書便法は、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的。
- 信書便法施行(平成15年4月)以来、一般信書便事業への参入はなく、特定信書便事業への参入は令和6年度末で623者。
- 特定信書便事業の引受信書便物は約2,116万通、信書便事業の売上高は約188億円(ともに令和5年度実績)。

1 特定信書便事業のサービス例

特定信書便事業の類型	主なサービス例
大型信書便サービス (1号役務) 	・本庁と支庁等の間の文書等配送便(巡回、定期集配サービス)   巡回先毎の集配用バック 自治体内の施設を巡回
急送サービス (2号役務) 	・バイク便等を利用した3時間以内の送達  
高付加価値サービス (3号役務)  800円を超える料金	・メッセージカードの配達サービス(電報類似サービス)   メッセージを台紙に貼り付け ・遠距離への急送、高セキュリティサービス

2 特定信書便事業の現況

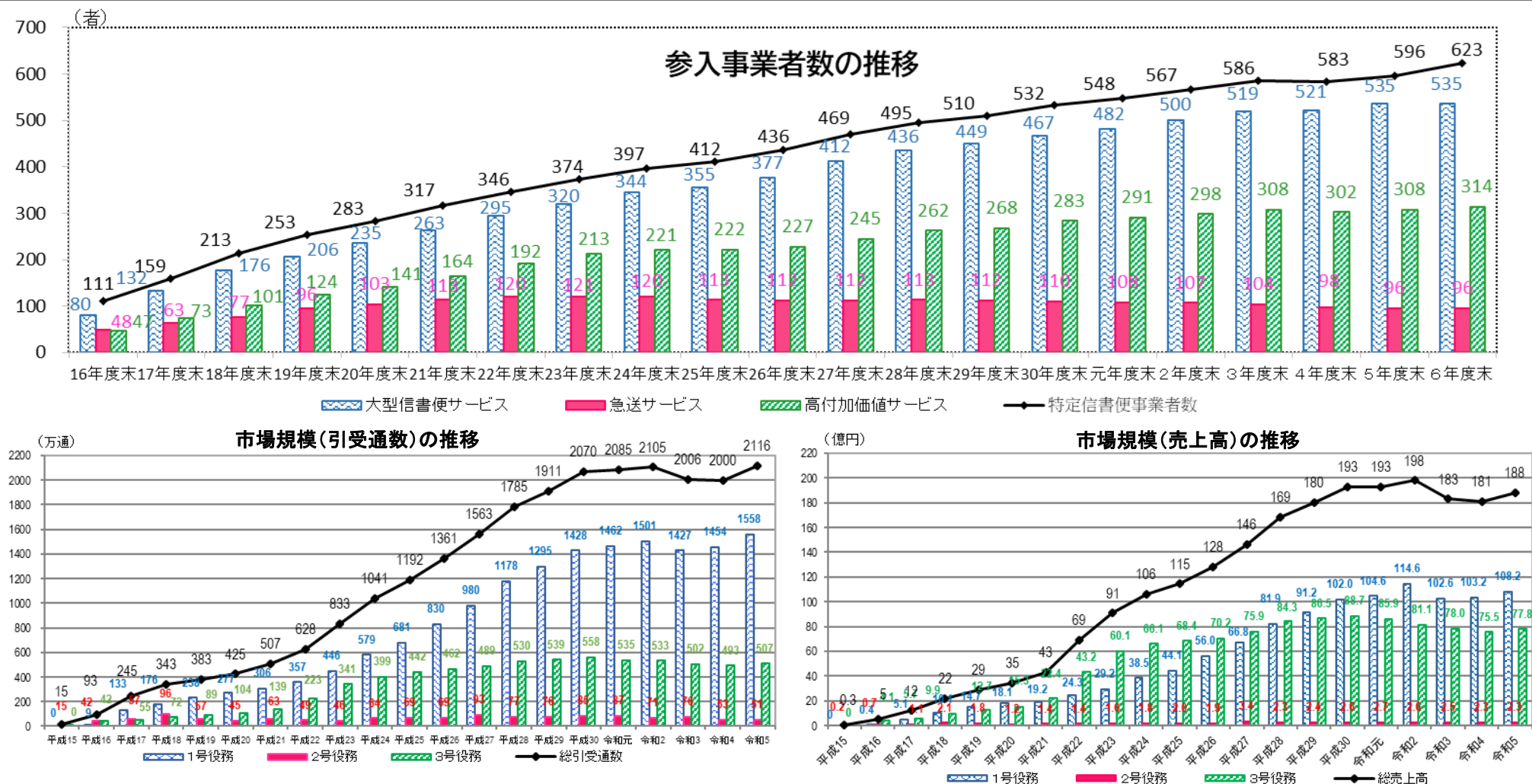
	平成15年度末	令和6年度末
事業者数(総数)	41者	623者
(内訳) 1号役務	22者	563者
2号役務	21者	96者
3号役務	15者	314者

※複数の役務を提供する事業者があるため、総数と内訳の合計は一致しない。

	平成15年度	令和5年度
引受通数(総数)	15万通	2,116万通
(内訳) 1号役務	23通	1,558万通
2号役務	15万通	51万通
3号役務	1,100通	507万通
売上高(総額)	0.3億円	188億円
(内訳) 1号役務	2万円	108.2億円
2号役務	0.2億円	2.3億円
3号役務	305万円	77.8億円

※令和6年度の特定信書便事業の引受信書便物・売上高は令和7年秋頃目途で集計予定。

- 特定信書便事業へは、令和6年度末現在で623者が参入。提供役務の種類別にみると、大型信書便サービス(1号役務)への参入者が増加している。
 - 令和5年度の信書便の市場規模は、引受通数で約2,116万通(前年度から約116万通(5.8%)増)、売上高で約188億円(前年度から約7億円(4.0%)増)。引受通数は令和5年度において過去最大となった。
- ※令和6年度の特定信書便事業の引受信書便物・売上高は令和7年秋頃目途で集計予定。



- UPUは、郵便業務の効果的運営によって諸国民の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的として、1874年に設立。2024年に150周年を迎えた。
- 近年、電子商取引を支える国際物流のルール形成機関としての役割への期待が高まっている。
- 現在、192カ国・地域が加盟(日本は1877年に加盟)。
- 2022年1月、我が国の目時政彦氏が国際事務局長に就任(任期は4年間。1回のみ再選可、最大で2期8年)。
※ 2021年8月開催(開催地:アビジャン(コートジボワール))の第27回万国郵便大会議にて、目時氏が国際事務局長に選出された。
(有効投票総数(156票)の約3分の2(102票)の票を獲得。)
- 2025年9月の第28回万国郵便大会議(開催地:ドバイ(アラブ首長国連邦))において、国際事務局長・次長、管理理事会(CA(Council of Administration))・郵便業務理事会(POC(Postal Operations Council))理事国選挙等が実施される。
我が国は、国際事務局長選挙に目時政彦氏を擁立しているほか、CA・POC理事国に立候補。

UPUの構造



万国郵便大会議【原則4年ごとに開催・全加盟国で構成】

UPUの最高意思決定機関

UPU条約等の改正、常設機関の理事国選挙、国際事務局長・次長選挙、次回大会議までの研究課題等に関する決議、決定、勧告等を行う

国際事務局(UPU本部)

- ・本部: ベルン(スイス)
- ・職員: 約250名
(うち邦人職員12名)
- ・国際事務局長、次長が選挙職

管理理事会(CA: Council of Administration)

【常設(年2回開催)・41理事国】

大会議間のUPUの事業継続を確保する機関
規制、組織等に関する検討が任務

- ・第1～第4委員会
- ・タスクフォース等

郵便業務理事会(POC: Postal Operations Council)

【常設(年2回開催)・48理事国】

郵便業務、郵便金融業務等の技術・業務
・経済等における諸問題を共同して研究

- ・第1～第4委員会
- ・タスクフォース等

活動に参加

諮問委員会

利用者・関連事業者
も含めて構成

相手国政府と郵便協力覚書に署名し、郵便業務ノウハウを含む日本型郵便インフラシステムを輸出することで、①国内関連企業の海外展開、②相手国の経済発展、③両国間の関係強化、等に貢献。

- ベトナムに対しては、郵便事業体間のコンサル契約による技術指導を実施したほか、日本企業が郵便機材を受注。
- スロベニアに対しては、総務省の仲介により、日本企業が郵便機材を受注したほか、定期的に保守契約を締結。
- その他、新たな地域への拡大や新たな機材を用いたインフラシステムの海外展開にも注力。

ベトナムへの技術指導・共同事業の推進

- ホーチミンにおいて、日本企業が区分機・関連機材を受注(2018年)。その後、継続して保守部品を受注。
- 日本郵便によるコンサル契約(2024年までに計5件)を通じ、郵便品質を改善。



指導前



指導後

新たな地域、新たな機材の展開

- アジアに軸足を置いた活動から、中央アジア・コーカサス地方への拡大。
- 各国の郵便事業体が、電子商取引市場拡大による小型小包増加に対応する中、適した機材を提案。



アゼルバイジャン郵便への搬送ロボット(AMR)の提案

スロベニアとの郵便協力

- スロベニア郵便の地域区分局に係る機材調達に関し、総務省から先方へ日本製機材を採用するよう働きかけを行い、日本企業が区分機・関連機材を受注(これまでに計3件:2016年、2022年、2024年)。
- その後、スロベニア郵便と同社は定期的に保守契約を締結するなど、強固な協力関係を構築。
- スロベニア郵便は、電子商取引の進展による物量増加に対応するため、全国の地域区分局の小包処理システムの更新・拡張を検討。我が国企業による受注拡大に向けて、適宜支援を実施予定。



納入した区分機

<予算事業名及び行政事業レビューシートURL>

予算事業名	行政事業レビューシートURL
郵便局等の公的地域 基盤連携推進事業	https://rssystem.go.jp/project/1b11078c-7638-49e8-b8a4-b620e3d91a4b
郵政行政に係る国際 政策の推進に必要な 情報収集	https://rssystem.go.jp/project/457cec09-3b21-4919-a6ab-2511f6a203bb
国際機関への貢献	https://rssystem.go.jp/project/dc9d98f9-6c37-4630-870e-1d96be384f8f
郵便料金に係る制度 検討のための調査	https://rssystem.go.jp/project/40594645-4851-41d7-a16b-c979083c605d

<参考資料>

審議会・研究会名	掲載ページURL
情報通信審議会 郵政 政策部会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yusei_bukai.html
情報通信審議会 郵政 政策部会 郵便料金政 策委員会	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/yubinryokin_sei_sakuiinkai.html

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策15 郵政行政の推進

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

< 郵便局における行政サービス・生活支援サービスの提供に係る取組促進 >

1. 概要・背景等

- 総務省においては、少子高齢化やデジタル化の進展等、社会を取り巻く環境変化を踏まえ、デジタル技術と郵便局を組み合わせた様々な地域課題の解決事例創出に取り組んできた。一方で、人口減少が進む中、行政サービスを提供する自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う民間企業（民間金融機関や医療機関等）が縮小・撤退する事例も増加するなど、個々の地域課題が複合的に組み合わさり、地域の持続可能性の確保が重要な課題となっている。
- こうした中、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスの提供と郵便局ネットワークの維持を責務とする全国約2万4千局の郵便局が、自治体等と連携し、地域に必要な機能の維持を図り、自治体事務等の行政サービスやオンライン診療、買い物支援等の生活支援サービスの確保・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げることが今後求められる。

2. 効果発現経路

アクティビティ	アウトプット	短期アウトカム	中長期アウトカム
郵便局の利活用による地域課題解決等に関する実証事業の実施	➢ 行政サービス・生活支援サービスの確保に係る実証実施（R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件）【目標件数：10件】 ➢ 自治体への説明会の実施（R6年度13件）【目標件数：15件】 ➢ 郵便局を活用した各種サービス導入に係るガイドラインの作成（R4年度3件、R5年度4件、R6年度4件）【目標件数：5件】	➢ 郵便局と自治体による行政サービスの確保に向けた連携を推進 指標：郵便局事務取扱法に基づく自治体事務受託件数 R3年度末 170自治体、588郵便局 R4年度末 168自治体、567郵便局 R5年度末 157自治体、523郵便局 R6年度末 174自治体、581郵便局	➢ 人口減少下において、地域のサービスが持続可能な形で提供され続ける地域社会の実現
地域の持続可能性の確保のための郵便局活用のあり方等に関する調査の実施及び郵便局利活用事例の普及展開	➢ 自治体アンケート調査実施（R4年度回答数1,248自治体/1,741自治体 R5年度回答数1,005自治体/1,741自治体 R6年度回答数 985自治体/1,741自治体）【目標件数：1,000自治体】 ➢ 郵便局を活用した新たな課題解決モデルの調査・検討（R4年度1件、R5年度2件、R6年度2件）【目標件数：5件】 ➢ 郵便局の利活用事例集の作成（R6年度8事例）	➢ 地域の実情や社会環境等の変化を踏まえ、オンライン診療・服薬指導や買い物支援、駅業務の受託といった自治体からの行政サービスの受託以外の多様な主体との間の住民生活支援サービス等の連携事例を創出。地域と郵便局の有機的な連携を推進。 指標：連携取組実施地域（55地域 令和7年4月末現在）	➢ 郵便局と地域の多様な主体との連携強化や、地域課題に応じた多様な解決策の提供を通じた地域活性化の実現

3. 現状・これまでの取組

- 総務省においては、国民の利便性向上と行政運営の効率化に資する郵便局の活用を推進するため、マイナンバーカードの交付事務など様々な自治体窓口事務の受託を推進してきた。日本郵便においても自治体と協議等を行い、令和7年5月現在、396自治体、5,268郵便局で事務受託が行われている。
- また、少子高齢化、デジタル化の進展等により様々な地域課題が生じる中、日本郵便においては、地域のニーズを踏まえ、鉄道事業者からの駅業務受託や地域金融機関の窓口業務受託、地域運営組織との連携等を進めてきた。総務省においては、郵便局の強みを生かした課題解決に向け、デジタル技術を活用した郵便局と自治体等の連携が有効なサービス等のモデルケース創出を目指し、「郵便局活性化推進事業」、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」に取り組んできた。
- 上記の実証事業を通じて、郵便局と自治体等の連携が有効な分野やサービス等について関係者間のコスト負担や役割分担、外部人材の効果的な活用方法、郵便局において対応可能な事項など運用を含めた様々な課題の整理等を行った。そうした成果を踏まえ、郵便局でのオンライン診療・服薬指導や空き家調査、ICT技術を活用したみまもりサービス等多様なサービスの実装に繋がっている。
- さらに、地域の持続可能性の確保が喫緊の課題となる中、地域での郵便局活用のニーズや郵便局で実施可能な事項等を踏まえた郵便局活用のあり方等に関する調査を行い、今後の郵便局の活用方策について検討を行ってきた。
- 上記の実証事業や調査等で得られた知見を踏まえ、郵便局の利活用に関する事例集を作成・公表した。

<郵便局活性化推進事業>

R元年度	1	ICTを活用したみまもりサービス及び観光情報等の発信(岩手県遠野市)
	2	買い物サービス支援(新潟県津南町)
	3	農家の農作物配送支援(静岡県藤枝市)
R2年度	1	地域体験型観光コーディネート(北海道帯広市)
	2	空き家の活用支援(宮城県東松山市)
R3年度	1	地域の見守りと防災対策の推進(広島県三次市)
	2	デジタル技術を活用した行政手続サポート(熊本県八代市)
	3	デジタル技術を活用した行政手続サポート(沖縄県石垣市)

<郵便局等の公的地域基盤連携推進事業>

R4年度	1	多様な交通モードを活用した地域交通政策の取組と郵便局の連携(群馬県前橋市)
	2	中山間地域における郵便局のドローンの公的活用(三重県熊野市)
	3	郵便局を活用した買い物サービス支援(熊本県八代市)
R5年度	1	郵便局におけるオンライン診療の実施(石川県七尾市)
	2	災害時における郵便局が有する被災者に関する情報の提供(静岡県熱海市)
	3	日本郵便が保有・取得するデータの地域社会における活用(新潟県長岡市)
	4	デジタル技術を活用した郵便局みまもりサービスの防災活用(高知県梼原町)
R6年度	1	ドライブ・バイを活用した配達車両による寒冷地でのスマート水道検針(青森県青森市)
	2	共助型買物サービスと組み合わせた余積を活用した地産品の当日配送サービスによる地域活性化(静岡県静岡市)
	3	郵便局を「コミュニティ・ハブ」とした地域に必要なサービスの提供(広島県安芸太田町)
	4	郵便局におけるオンライン診療・オンライン服薬指導の実施(山口県柳井市)

4. 今後の方向性

- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに、行政事務の効率化・住民生活支援サービスの充実による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるための多様な連携事例を創出し、地域と郵便局の有機的連携を図る。
- 人口減少下において、郵便局を「コミュニティ・ハブ」として、複数の行政サービス・住民生活支援サービスを一元的に提供することで、地域の持続可能性の確保と地域活性化の実現を目指す。
- 具体的には、日本郵便と連携し、地域の行政サービスの確保に貢献するため、事務受託件数を拡大するとともに、実証等を通じて実装された住民生活支援サービスを、同様の課題を有する地域へ普及・横展開することが求められる。
- そのため、自治体等へ過去の実証成果・郵便局活用事例集の周知を行うとともに、令和7年度より新たに開始する地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業を着実に実施し、得られた知見や住民へのアンケート調査等を通じた改善事項を抽出し、成功事例や課題等を自治体・日本郵便に説明・共有し、郵便局の利活用のニーズの掘り起こしや各種サービスの実装・横展開を推進するなど、地域を支える郵便局の利活用に向けた更なる取組を行う。

郵便局の利活用事例集（令和7年3月作成）

	実施地域	取組内容
1	長野県泰阜村	自治体事務の包括的な委託
2	三重県玉城町	空き家調査
3	宮崎県都城市	マイナンバーカードの交付申請等の受付事務
4	愛媛県宇和島市	スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービスの提供
5	山口県柳井市	オンライン診療・オンライン服薬指導
6	広島県安芸太田町	コミュニティ・ハブとしての活用
7	青森県青森市	スマート水道検針
8	静岡県静岡市	地産品配送・買物支援

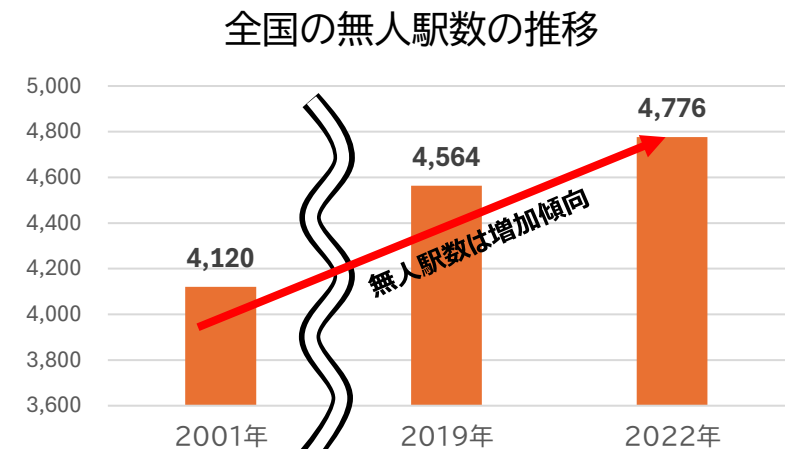
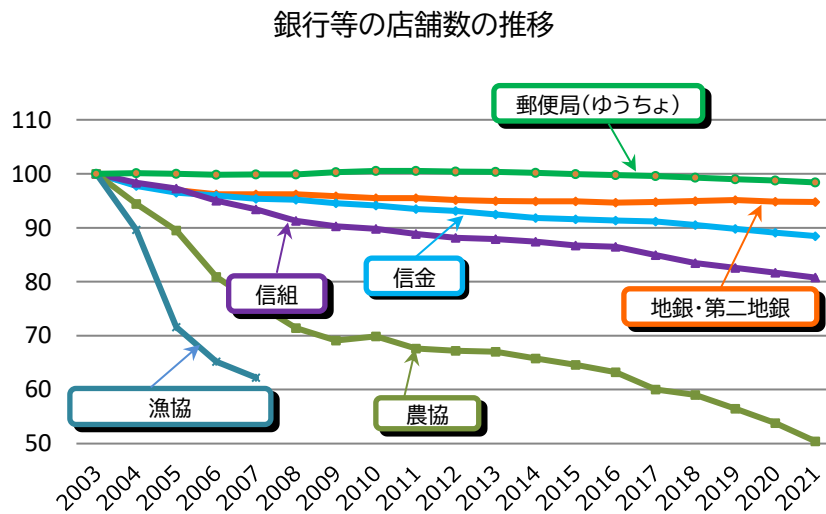
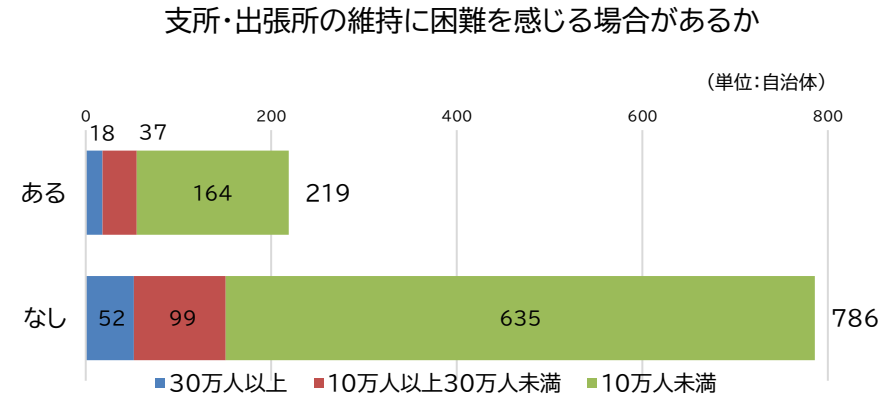
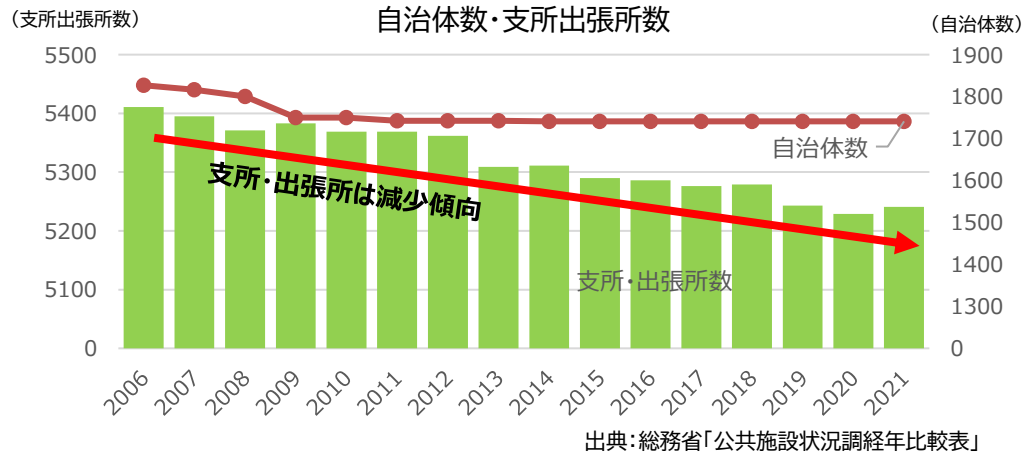
地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 拠点の集約化・サービス提供の一元化による持続可能性確保＝「コミュニティ・ハブ」の役割が人口減少下の地域社会において重要。
- 全国あまねく存在する約2万4千の有人拠点であり、公的な役割を担ってきた郵便局が中核的役割を担い得る。



- **自治体支所・出張所数は減少傾向**にあり、令和5年、情報通信審議会郵政政策部会において、全自治体を対象に実施したアンケートにおいて「**支所・出張所の維持に困難を感じる場合がある**」との回答は2割超。支所等の維持への課題が潜在化している自治体も相当程度あるものと推察される。
- その他、銀行等の店舗や有人駅など、**生活に必要なサービスも減少傾向**となっている。

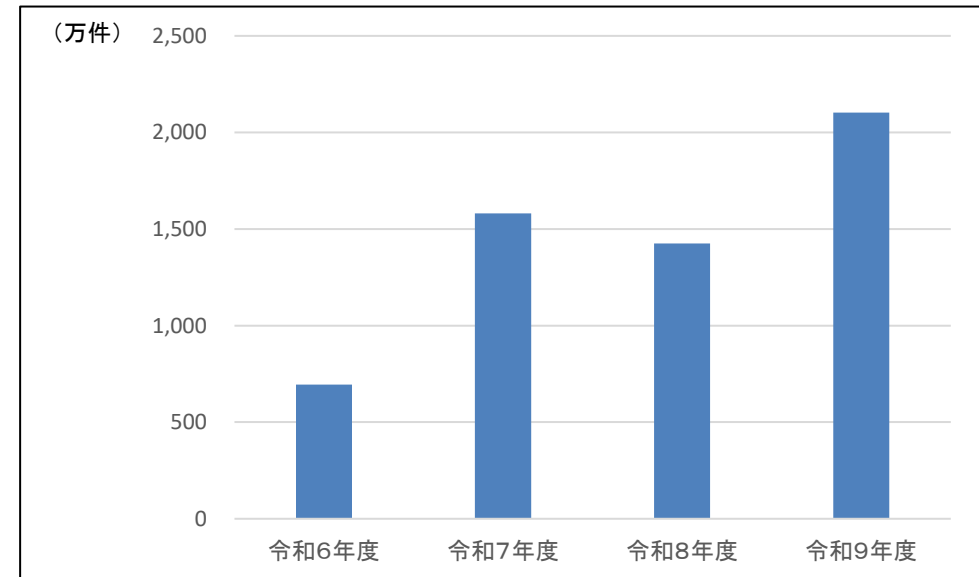
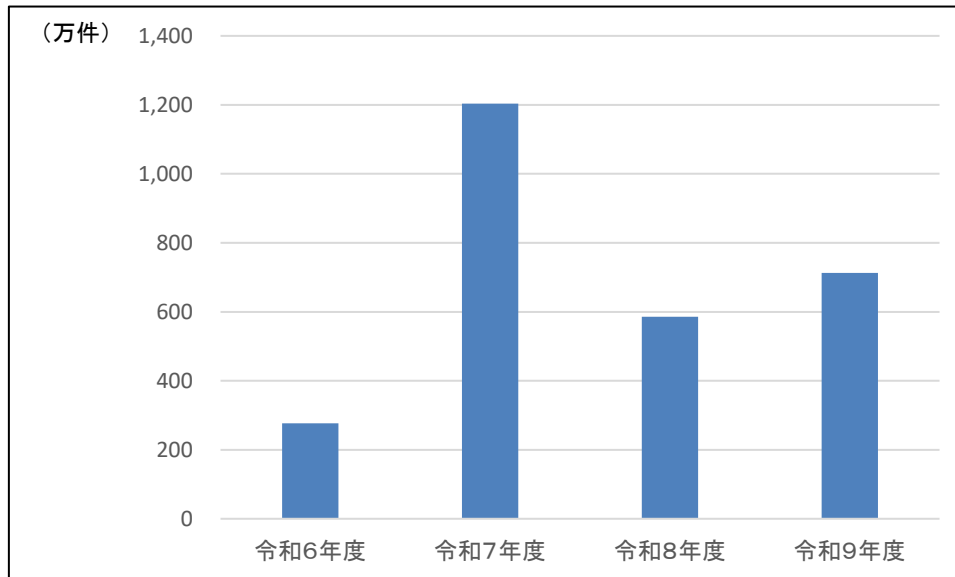


(万件)

マイナンバーカード	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	280
2025年度 (R7)	1200
2026年度 (R8)	590
2027年度 (R9)	710

(万件)

電子証明書	
年度	想定更新件数
2024年度 (R6)	690
2025年度 (R7)	1580
2026年度 (R8)	1430
2027年度 (R9)	2100



- 令和6年6月、情報通信審議会郵政政策部会が取りまとめた「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」一次答申において、**郵便局が果たす地域貢献の基本的考え方として、「地域貢献についても郵便局の重要な業務として実施することが求められる」とされ、総務省において「コミュニティ・ハブ実現へ向けた促進策を検討すべき」とされた。**

○地域の「コミュニティ・ハブ」としての郵便局の実現

「コミュニティ・ハブ」の意義・必要性

自治体は郵便局に公的サービス・生活サービスの担い手としての役割を期待

中でも、自立的な地域経済の維持が困難化する地域において、

- 自治体支所や金融機関など物理的な拠点の縮小
- 住民による公的サービスの利用そのものも困難化

- 自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービス等の全部又は一部を提供する「**コミュニティ・ハブ**」の実現と普及
- 集約された多様な機能やデジタル技術も活用し、民間企業・団体との新たな連携による「**地域経済社会の活性化の推進拠点**」となることも期待

郵便局の役割・果たしうる機能

- 約84%の自治体との間で包括連携協定を締結
- 自治体窓口業務等の取扱いを拡大
- 防災・災害対応や買い物・見守り等の**生活支援の実績**

- 「**コミュニティ・ハブ**」を実現する上では、地域の信頼を得て運営されている郵便局が、**中核的位置づけとして重要な役割**を果たしうる
- **郵便局が取得する情報・データの活用による住民サービスへの貢献**も期待
- **地域コミュニティの拠点化や新たな事業展開を図ろうとする取組**にも注目

(イメージ)

自治体等の各種団体・企業が提供してきた公的サービスを中心に、それらの全部又は一部の機能を提供
「**コミュニティ・ハブ**」としての郵便局

行政サービスの向上・補完の役割

- ・自治体事務受託
- ・各種証明書発行
- ・マイナンバーカード関連の事務 等



地域に必要なサービスを提供する拠点

- ・地域の安全・防犯・見守り、防災・災害対応
- ・買い物支援、医療・介護・健康 等

行政サービスや民間サービスの維持・確保の受け皿になる拠点として郵便局を整備
※受益者負担を基本とした適正な費用負担により運営

- 地方においては、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止や、生活に必要な公共的な役割を担う企業(民間金融機関等)が撤退する地域も増加。
- 自治体が郵便局を活用し、地域に必要な機能の維持を図るとともに行政事務の効率化・生活支援サービスの充実・強化による住民利便の向上・地域経済活性化に繋げるために、コミュニティ機能の改善・強化事例の創出・横展開に資する実証を行い、「郵便局のコミュニティ・ハブとしての活用」を推進。
- 令和7年度政府予算として150百万円を計上。

法令上、郵便局は、あまねく全国において利用されるよう設置が義務づけられるとともに、地域において一定の公的な役割を果たすことが期待されている※

※郵政民営化法第7条の2、
日本郵便株式会社法第1条

現状



地域の持続可能性の確保に向けた郵便局の利活用推進事業



- 郵便局の公共性・地域性を活かして、郵便局を新たな行政サービス・生活サービスの提供拠点とする実証事業を実施。
- 郵便局ネットワークを維持する責務を負っている日本郵便が、郵便・貯金・保険のユニバーサルサービスを提供しながら、郵便局ネットワークを活用し、地域に必要なサービスの提供主体（自治体・生活インフラ等）と連携することで、人口減少下においても持続可能な地域へ発展させていく。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	一般戦災死没者追悼等の事業の推進				番号	⑯	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	一般戦災死没者追悼等事業費	一般戦災死没者の追悼等に必要な 経費			491,459					490,447		
	小 計				一般会計		491,459				490,447			
<							>	の内数	<		>	の内数		
特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
<		>	の内数	<			>	の内数						
合 計					一般会計		491,459				490,447			
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	恩給行政の推進				番号	⑰	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	総務本省	恩給費	文官等に対する恩給に支給に必要な経費			2,988,401				2,641,960			
	一般会計	総務本省	恩給費	旧軍人遺族等に対する恩給支給に必要な経費			52,135,353				41,453,974			
	一般会計	総務本省	恩給費	恩給支給事務に必要な経費			595,286				572,222			
	小 計				一般会計		55,719,040				44,668,156			
<							>	の内数	<		>	の内数		
特別会計														
					<		>	の内数	<		>	の内数		
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
						<		>	の内数	<		>	の内数	
					特別会計									
<		>	の内数	<			>	の内数						
合 計				一般会計		55,719,040				44,668,156				
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										
					<		>	の内数	<		>	の内数		

令和 7 年度 主要な政策に係る評価書

政策名	政策17：恩給行政の推進
担当部局・課室名	政策統括官（恩給担当）恩給管理官室
作成責任者名	政策統括官（恩給担当）付恩給管理官 野竹 司郎
政策評価実施時期	令和 7 年 8 月

令和 7 年度
主要な政策に係る評価書
政策17 恩給行政の推進

第 1 部 政策の全体像と取組状況

（政策目的）

公務員（旧軍人、官史など）が公務のために死亡した場合、公務による傷病のために退職した場合及び相当年限忠実に勤務して退職した場合において、国家に身体、生命を捧げて尽くすべき関係にあった、これらの者及びその御家族の生活の支えとして給付される国家補償を基本とする恩給を確実に支給すること

（主な取組）

1. 恩給を受ける権利の裁定に関する事務：

恩給を受ける権利は、公務員としての一定の勤務期間と退職、死亡、障害などの条件が整うと発生するが、実際に恩給を受けるためには、その権利について確認（＝恩給の裁定）を受けることが必要であり、総務省では、権利の裁定、恩給証書の作成・交付等の事務を実施している。

2. 恩給の支給に関する事務： 第2部で詳述

年金である恩給は、毎年4月、7月、10月及び12月の4期分に分けて、その月の前月分までの分（12月は同月分までの分）を支給している。その際、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した受給者の生存確認を行っている。

3. 恩給相談：

電話、メール、面談等による相談に対応している。

恩 給 行 政 の 現 状

恩給とは

恩給は、明治8年に発足した公務員を対象とする年金制度

現 状

- 1 恩給の対象者 : 旧軍人及び文官（共済年金制度への移行前に退職した公務員）
並びにその遺族
- 2 恩給受給者数 : 7.2万人（令和7年度予算）
（令和6年度予算 9.2万人）
- 3 平均年齢 : 95.9歳（令和7年3月末時点）
- 4 恩給費 : 536億円（令和7年度予算）
（令和6年度予算 684億円）

年金恩給の種類と転給

(千人)

(千人)

本人に対する給付		受給者数	(転給関係)	遺族に対する給付		受給者数
普通恩給	最短年限(文官等17年、旧軍人 兵・下士官12年、准士官以上13年)以上在職して退職した者	1	→ (平病死)	普通恩給受給者の遺族	62	○最低保障額(寡婦加算 159,000円を含む額) 例えば 長期在職者の場合 …………… 988,200円 } 短期在職者(実在6年未満) ……… 582,800円
	○最低保障額			普通扶助料		
	例えば					
	長期在職者の場合 …………… 1,185,900円					
傷病恩給	公務傷病により、重度の障害を有する者(項症者)	0.1	→ (公務死)	公務扶助料	2	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族がその代表例) ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 2,058,300円
	○第1項症 … 5,992,000円					
	第7項症 … 1,940,100円	0.1	→ (平病死)	増加非公死扶助料	3	公務傷病以外の事由により死亡(平病死)した増加恩給受給者の遺族 ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 1,646,500円
	公務傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者(款症者)					
	○第1款症 …………… 1,765,200円	0.01	→ (職務関連死)	特例扶助料	0.1	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 ○最低保障額(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 1,646,500円
	第4款症 …………… 1,006,200円					
	昭16. 12. 8 以後、本邦等で職務に関連する傷病により障害を有する旧軍人等	0.01	→ (平病死)	傷病者遺族特別年金	3	平病死した傷病年金又は特例傷病恩給の受給者の遺族 ○傷病年金等の受給者の遺族(遺族加算 159,000円を含む額) …………… 582,800円
	○第1項症 …………… 4,568,100円					
	第5款症 …………… 777,900円					
		1			71	72

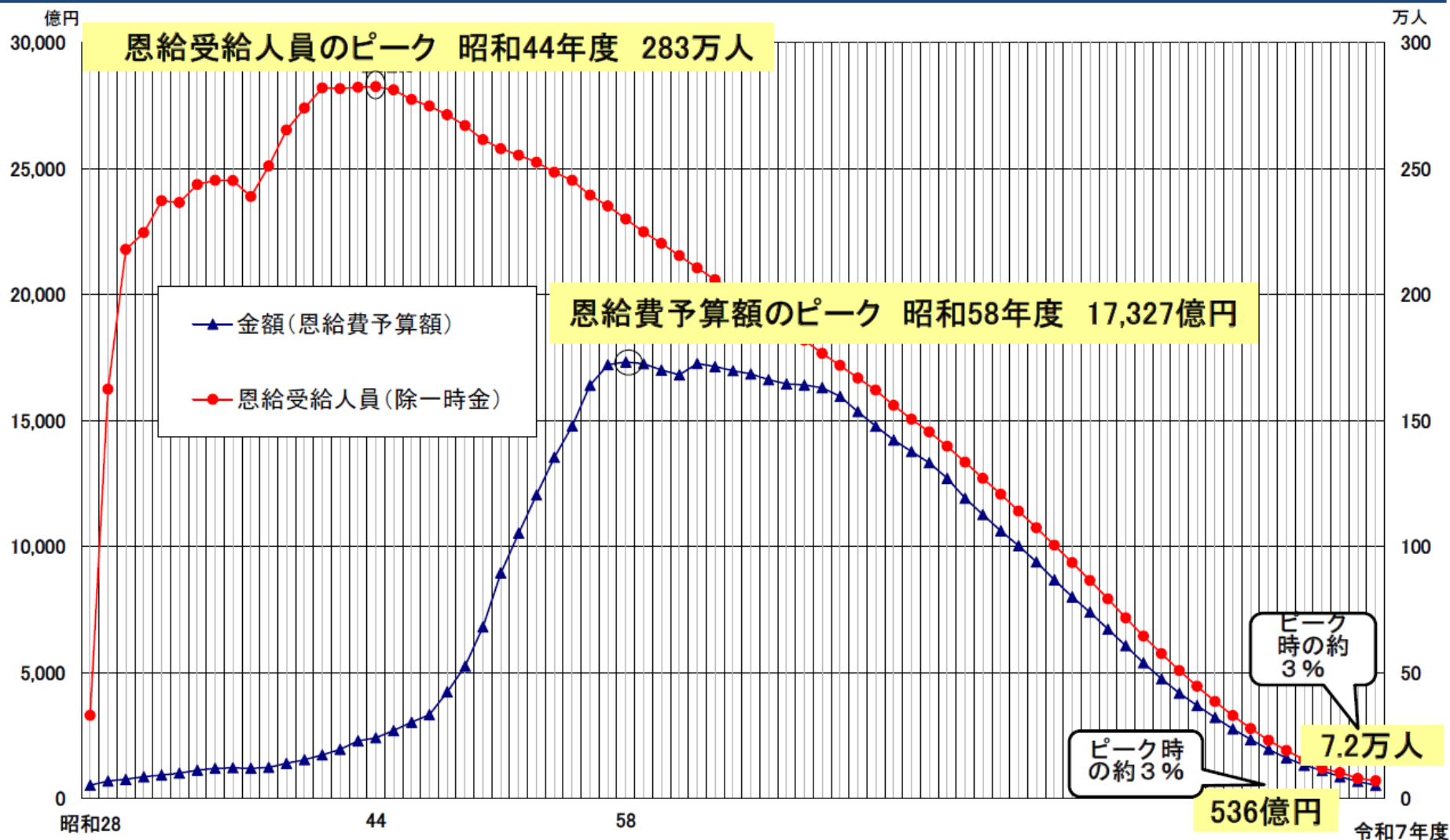
(注1) 受給者数は令和7年度予算、金額は令和7年度額である。

(注2) 恩給法において遺族とは、「配偶者、未成年の子、父母、重度障害(増加恩給が支給される程度の障害)を有する成年の子、祖父母」をいう。

(注3) 計数は、それぞれ四捨五入しているため計とは一致しない。

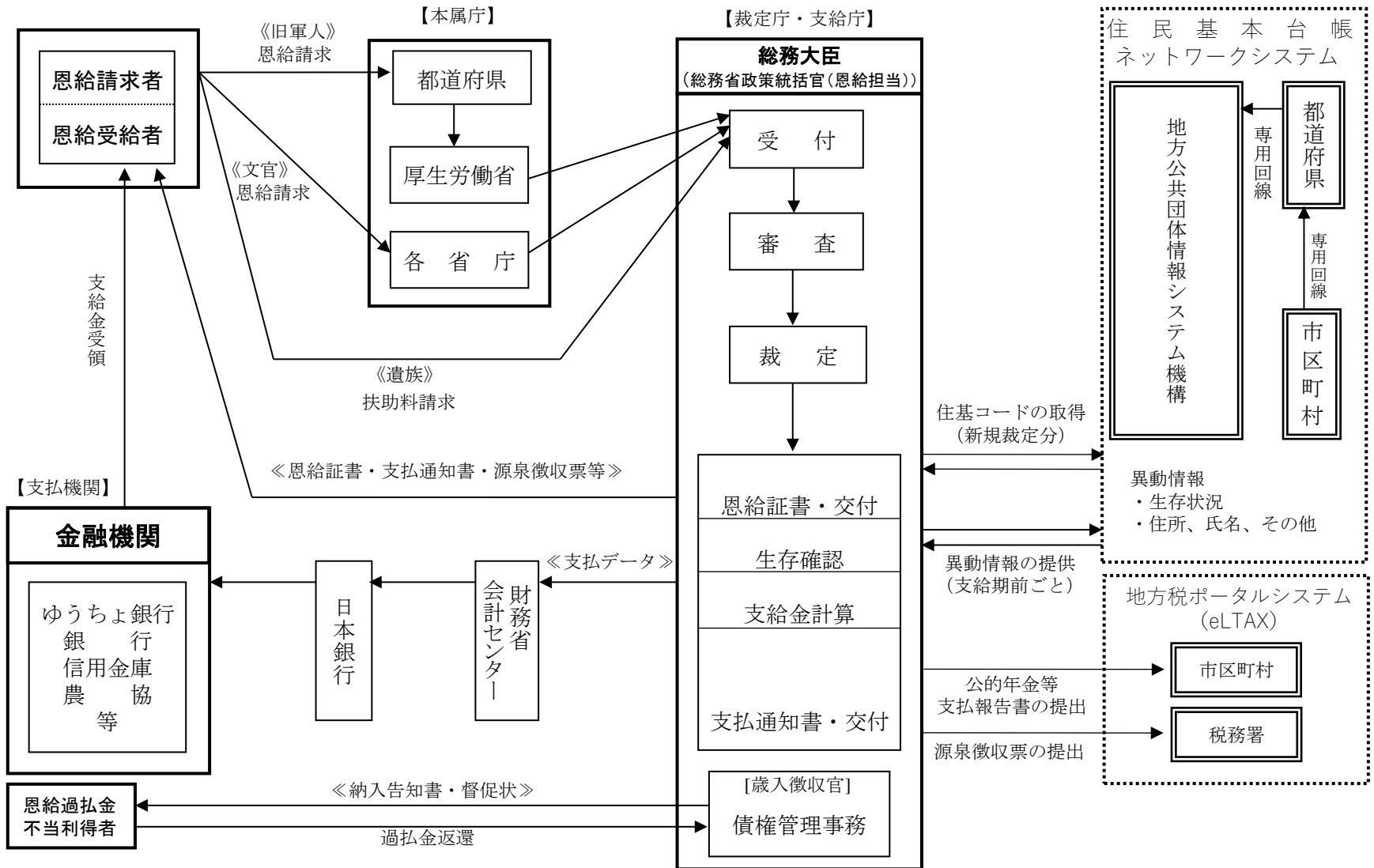
(注4) 受給者計には一般文官(計約1千人)を含んでいる。

昭和28年度以降の恩給受給人員及び金額



- (注) 1. 人員は、年度末現在の恩給受給人員(一時金を除く)。ただし、令和7年度は予算人員。
2. 金額は、当初恩給費予算額。

恩給事務の流れ



● 予算事業名および行政事業レビューシートURL

予算事業名	行政事業レビューシートURL
恩給支給事業	https://rssystem.go.jp/project/d11a364d-4ffa-4ad6-b3d3-ae0ba7f84133

● 参考資料

参考資料名	掲載ページURL
総務省 政策統括官（恩給担当）HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/onkyu_toukatsu/

令和 7 年度
主要な政策に係る評価書
政策17 恩給行政の推進

第 2 部 特に注力する／改善を図る施策（重点分野）

< 恩給支給事務のオンライン化等による効率化・受給者サービスの向上 >

目的

●政策統括官（恩給担当）では、恩給の確実な支給を目的として、これまで恩給請求の迅速な処理を行ってきたところ。

引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年（2025年）6月13日閣議決定）に従って恩給支給事務のオンライン化等による効率化を進めるとともに、受給者の高齢化等に対応したサービスの向上を図る。

テーマ：恩給支給事務のオンライン化等による効率化・受給者サービスの向上

効果発現経路

アクティビティ

●住民基本台帳ネットワークシステムとの連携（H15年度～）

●一部の届出手続について電子メールでの受付を開始（R2.12～）

●「公共サービスメッシュ等接続システム」の整備（新規）

アウトプット

●住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報により恩給受給者の生存確認を実施

【指標】システムを活用した生存確認件数
R6年度：333千件

●恩給関係請求手続のオンライン化を実現

【指標】各手続におけるメール届出の件数及びその割合（P12）

●マイナンバーを活用した情報連携により、戸籍情報又は所得情報等を取得し、証明書類の添付を省略化

短期アウトカム

●住民基本台帳ネットワークシステムの活用による過払い発生の抑制

【指標】過払い件数
H14年度：125.5件/10万件
R6年度：8.4件/10万件
<目標>
R7年度：0件/10万件

●事務の効率化を実現するとともに、平均年齢が95歳を超える恩給受給者とご家族の手続負担を軽減

長期アウトカム

●恩給の支給に関する事務を正確かつ迅速に処理することにより恩給受給者サービスを向上するとともに、効率的な業務運営を確保する。

1 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組（平成15年度～）

- 恩給等の確実な支給のため、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組を実施している。
- 具体的には、生存確認のため、住民基本台帳ネットワークシステムから入手した情報と恩給受給者の情報を照合し、過払いの発生を抑制している。
- 住民基本台帳ネットワークシステムの活用以前に行われていた往復ハガキによる受給権調査時の過払い発生件数と同システム活用後の過払い発生件数の比較は以下のとおり。（いずれも支払件数10万件あたりの件数）
 - ・往復ハガキによる受給権調査時における過払い発生件数：125.5件（平成14年度）
 - ・住民基本台帳ネットワークシステムを活用した生存確認における過払い発生件数：8.4件（令和6年度）

2 一部の届出手続について電子メールでの受付を可能とする取組 (令和2年12月～)

恩給受給者等からの各種届出のうち、添付書類が不要である「恩給受給者の住所変更届」、「恩給証書再交付の申請」について、令和2年12月から電子メールでの受付を可能とした。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
恩給受給者の 住所変更届	メールでの届出件数	77	60	42	57
	全体の件数	800	701	669	538
	全体に占めるメールの割合	9.6%	8.6%	6.3%	10.6%
恩給証書 再交付の申請	メールでの届出件数	9	5	7	4
	全体の件数	37	37	23	21
	全体に占めるメールの割合	24.3%	13.5%	30.4%	19.0%

3 公共サービスメッシュ等接続システムの構築（新規）

システムの概要

恩給の請求等について、手続のオンライン化及びマイナンバーの活用による添付書類の省略化を実現し、受給者等の負担軽減を図ることを目的とした情報システム。

対象となる主な手続・業務

○扶助料の転給請求

恩給受給者が死亡した場合、その受給者によって生計を維持または生計を共にしていた配偶者等の要件を満たした者に受給権が受け継がれて（転給）扶助料が支払われる。この扶助料の支払を請求する手続のこと。**請求時に戸籍謄本が必要。**
また、請求者が重度障害の成年の子の場合は更に所得証明も必要。

○失権時給与金請求

恩給受給者が死亡した場合、その生存中に支給を受けなかった恩給（失権時給与金）について、遺族等がその恩給の支払請求を行う手続のこと。**請求時に戸籍謄本が必要。**

今後の課題・方向性①

【住民基本台帳ネットワークシステムを活用した取組】

●受給権調査にあたり、アナログ手法（往復はがき）から住民基本台帳ネットワークの活用に取り替え、過払いの発生率は10万件当たり8.4件であり、適切な執行に大きく寄与しているが、住民基本台帳ネットワークシステムの活用による過払いの抑制を上回る恩給の確実な支給に資する業務・システムの見直しの可能性について検討。

今後の課題・方向性②

【一部の届出手続について電子メールでの受付を可能とする取組】

●一部の届出手続については電子メールでの受付が可能である旨、受給者等が理解しやすい広報に引き続き努める。

今後の課題・方向性③

【公共サービスメッシュ等接続システムの構築】

1 オンライン化・情報連携にあたっての申請者への配慮

申請者の多くは高齢者であることを踏まえると、オンライン手続きが使えない、マイナンバーが使用されることに不安を感じるといった問題について、申請者に寄り添った対応が必要

→ ①従来の郵送（紙）による提出も併存

②事前の広報を含め、申請書類等に同封するお知らせや恩給相談窓口での応答等、丁寧な対応

③利用デバイスとしてスマートフォンが多数となることを想定し、画面の作成に配慮

2 恩給受給者数減少に伴う対応

恩給受給者数は年々減少し、それに伴い失権時給与金等の請求者数も減少する状況を踏まえた場合、費用対効果を考慮した設計・開発とする必要

→ 関係する事務の見直しと併せて機能等を検討のうえ、必要最低限のシステムとし、開発経費及び運用経費を抑える。

3 情報セキュリティの強化（特定個人情報の適正管理）

申請者等の個人番号と紐づいた戸籍謄本等の特定個人情報を扱うことから、取得情報を適正に管理する必要

→ 情報システムの検討にあたっては、特定個人情報等の管理体制やアクセス権限付与のルール、原本性の保持策についても検討する。

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	3. 公的統計の体系的な整備・提供				番号	⑱	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般	総務本省	統計調査費	統計調査等の実施に必要な経費			91,542,116				36,959,546			
	小 計				一般会計		91,542,116				36,959,546			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計										
				<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの	一般	総務本省	独立行政法人統計センター運営 費	独立行政法人統計センター運営費 交付金に必要な経費			9,376,395				10,912,285			
	小 計				一般会計		9,376,395				10,912,285			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		100,918,511				47,871,831			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	消防防災体制の充実強化				番号	⑬	(千円)							
	予算科目				他に記載のある 個別票の番号	予算額								
	会計	組織／勘定	項	事項		7 年度 当初予算額				8 年度 概算要求額				
政策評価の対象と なっているもの	一般会計	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に必要な経費			8,622,633				10,975,407			
	一般会計	消防庁	消防防災体制等整備費	消防防災体制等の整備に係る技術 研究開発に必要な経費			587,959				359,175			
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興政策費	消防防災体制等の整備に必要な経費			359,762				137,657			
	東日本大震災復興特別会計	復興庁	生活基盤行政復興事業費	消防防災体制等の整備に必要な経費			430,346				46,666			
	小 計				一般会計		9,210,592				11,334,582			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
				特別会計		790,108				184,323				
				<		>	の内数	<		>	の内数			
政策評価の対象と なっていないが、 ある政策に属する と整理できるもの														
	小 計				一般会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計									
					<		>	の内数	<		>	の内数		
合 計					一般会計		9,210,592				11,334,582			
					<		>	の内数	<		>	の内数		
					特別会計		790,108				184,323			
					<		>	の内数	<		>	の内数		